

150
722

書全育教信

編貳拾八第

梶原藍山著

受驗
必携
中學豫備
卷五

版權登錄



館文博京東

特26

161

梶原藍山著

受驗
必携
中學豫備門

卷上

東京 博文館藏版

必受驗 中學豫備門

緒言

緒

明治 皇澤ノ世開明燦々文化駸々トシテ殆ト底止スル處ヲ知ラズ日
ニ新ナルノ智月ニ更マルノ巧百出千變人智ノ琢磨亦昔日ノ如クナラ
ズ是ニ於テカ賢舎備ハリ學塾足り梓刷ノ業大ニ進歩シテ書籍ノ供給
爲ニ普キヲ致シ諸科ノ理百家ノ言既ニ梓ニ上ルモノ管ニ充棟汗牛ノ
ミナラズ後進人輩一旦小學ノ業ヲ卒フルニ當テハ繙籍ノ勞以テ坐ナ
ガテ高妙ノ理幽邃ノ微ヲ解スルヲ得ルニ至レリ之レヲ彼ノ書冊ニ乏
ク學生ヲシテ徒ニ切齒呻吟セシメタルノ昔時ニ比セバ其差豈敢テ霄
壤ノミナランヤ然リト雖モ坊間鬻グ處ノ書ハ各科概テ卷ヲ異ニシ帙
ヲ別ニスルヲ以テ普通全科ヲ修メント欲スルノ士ハ悉ク其卷帙ヲ求
メザルベカラズ是レ唯ニ價金ノ高貴ヲ見ルノミナラズ又實ニ煩雜ヲ

言

一

中 學 豫 備 門

二 感シ不便ヲ覺ユルノ極ナリトス余夙ニ眼ヲ茲ニ注ギ即チ小學以上ニ於テ研磨スベキノ要目十數科ニ就キ弘ク泰西諸家ノ著作ニ鑑ミ深ク和漢百儒ノ所說ヲ考ヘ要ヲ摘ミ繁ヲ省キ集メテ一卷トナシ一旦之レニ據ルノ輩ヲシテ毫モ煩雜ノ苦ナク一モ涉獵ノ勞ナク百智併ビ得期月ニシテ中學全課ヲ完了シ異日文武學藝ヲ以テ世ニ立チ國ヲ益スルノ階梯ヲ得セシメント欲ス世ノ學者聊カ我微衷ヲ察シ幸ニ書窓螢雪ノ友トナサバ夫レ或ハ得ル處アルニ庶幾カラシテ乎茲ニ所考ヲ畧叙シテ以テ緒言トナス

明治廿六癸巳季三月下浣

梶原藍山識

受驗 必携 中學 豫備門

引用書目

- | | |
|----------------|------|
| スウイントン及フイツシヤ一氏 | 萬國歴史 |
| モーレー及ゲーキー氏 | 地文學 |
| ロビンソン氏 | 高等算術 |
| スミス氏 | 大代數學 |
| シヨブチー及トマハンター氏 | 幾何學 |
| トーマステート氏 | 幾何畫法 |
| コリンス及パウエルマン氏 | 金石學 |
| クラウス及モールス氏 | 動物學 |

クレイ及サックス氏

植物學

ステュワード氏

物理學

ハツクスレー及ランドイス氏

生理學及衛生法

ロスコー氏

化學

及ビ近古ノ和漢諸書

以上

受驗必携 中學豫備門上卷

目次

倫理

國語

第一編 假名遣ハ附音便

第一章 「ハ」と「ワ」

第二章 「ヒ」と「フ」と「イ」

第三章 「ウ」と「ユ」

第四章 「エ」と「オ」と「ハ」

第五章 「ナ」と「オ」と「ホ」

第六章 「シ」と「チ」及「ス」と「ツ」

第七章 音便

九

九

一

三

四

六

九

一

三

第二編 八品詞……………三四

第一章 名詞代名詞副詞接續詞後添詞及感歎詞……………三五

第二章 動詞及形容詞……………三七

第三編 助辭附係結……………四七

第一章 助辭の分類并係結……………四七

第二章 動詞と助辭及び助辭と助辭との關係……………六〇

第四編 文章及其解剖……………六三

地理科 地文學……………六七

第一章 天體及地球……………六七

第二章 水陸ノ區別及名稱……………七一

第三章 地球上ニ於ケル空氣ノ運動……………七七

第四章 水及其變體……………八〇

第五章 物理的諸現象……………八三

第六章 氣候及地球上動植礦物ノ分布……………八五

第七章 地球ノ實體……………八九

日本歴史……………九二

第一編 太古即初代史……………九二

第二編 上古史……………九四

第三編 中古史……………一〇四

第四編 近古史……………一一八

萬國歴史……………一四二

總論……………一四二

第一編 古代史……………一四三

第一章 埃及王國……………一四三

第二章 巴比命尼亞及西述王國……………一四五

第三章 希伯留王國……………一四六

四 中 學 豫 備 門

第四章 比尼西亞……………一四六

第五章 印度……………一四七

第六章 馬太亞及波斯王國……………一四八

第七章 希臘附屬四國……………一四九

第八章 羅馬……………一五五

第一 王政ノ世……………一五五

第二 共和ノ世……………一五五

第三 帝政ノ世附東西羅馬帝國……………一五九

第二編 中世史……………一六一

第一章 歐洲ニ於ケルアリアン族……………一六一

第二章 フランソ王國、シヤールマン帝國及英吉利……………一六二

第三章 西班牙及サラセン王國……………一六五

第四章 十字軍……………一六六

目

次

五

漢

文

第五章 中世ノ文明……………一六七

第三編 近世史……………一六九

第一章 國力平均ノ爭……………一六九

第二章 宗教革命……………一七〇

第三章 三十年戰爭……………一七一

第四章 英吉利……………一七二

第五章 佛蘭西……………一七五

第六章 諸國ノ振起……………一七八

第七章 近世ノ文明……………一八二

漢文……………一八四

第一章 總論及支那文學史略……………一八四

第二章 漢文ノ種類及漢文……………一八五

第三章 音訓四聲及反切……………一八七

算 術

第四章 文字ノ片通及習慣上ノ誤謬……………一九七

第五章 句讀法……………二〇〇

第六章 譯文法并同字解數例……………二〇二

算 術……………二〇八

第一章 總論及四則……………二〇八

第二章 分數及小數……………二一四

第三章 諸等諸法……………二二一

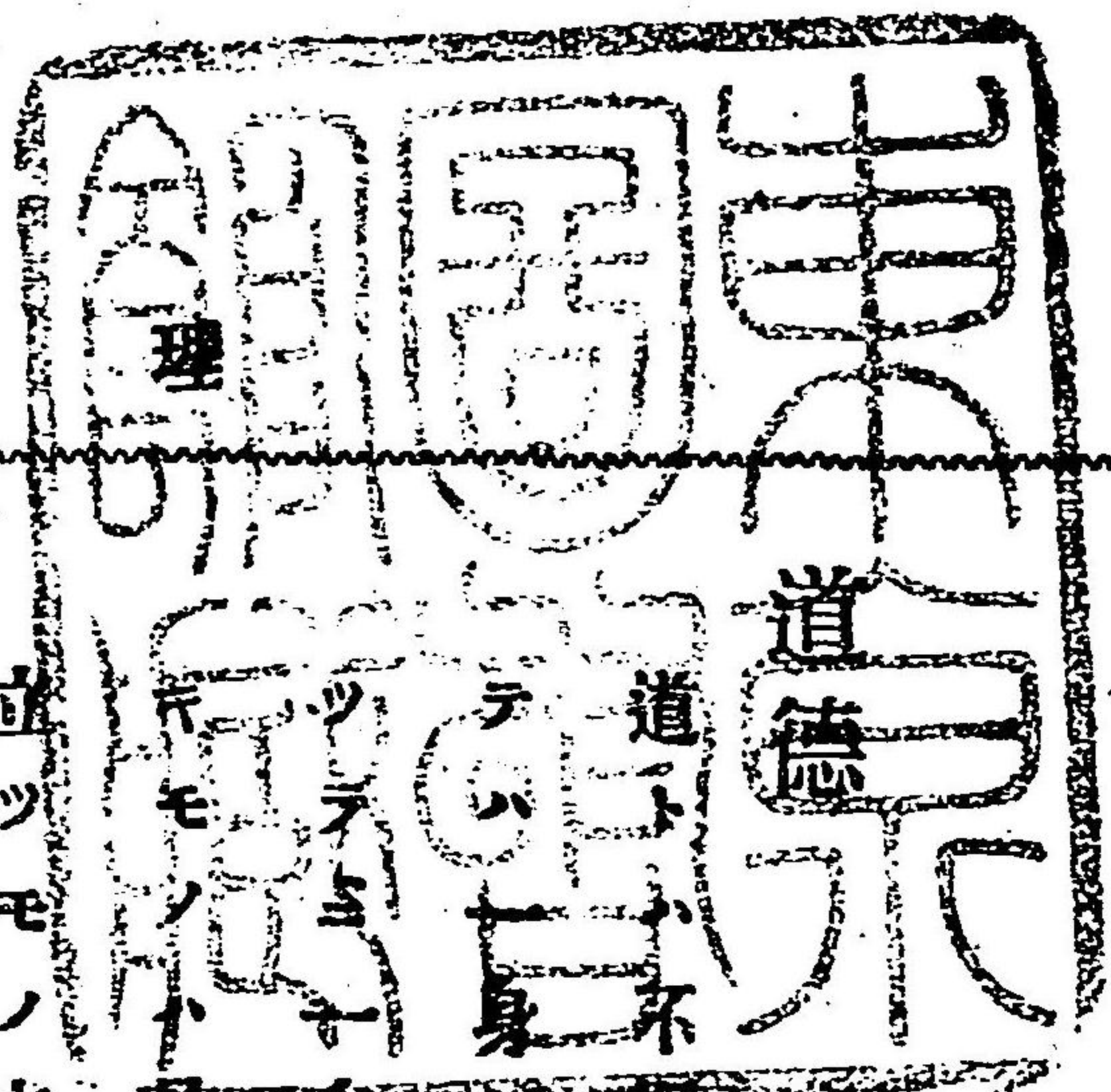
第四章 比例及比……………二二四

第五章 開方……………二二六

目 次 終

受 驗 必 携 **中 學 豫 備 門 上 卷**

梶 原 藍 山 著



倫 理

道不黨ヨク中庸ヲ保持スルノ大道ヲ云フナリ之ヲ小ニシテハ身ノ規矩繩墨トスベク大ニシテハ天下ノ治方トナスベシ徒方ニ傾キ狹小ニ陥リ人類タル者之レニ據ル能ハザルガ如キモノト是レ即チ邪道ニシテ天下ノ所謂達道ニアラザルナリ世ニ立ツモノ宜シク邪道ヲ避ケテ大道ヲ守リ僻路ヲ捨テ、達道ヲ取ルチ期スベキナリ徳トハ身ノ修マルテ云フモノニシテ天理ニ逆ハス大道ニ背カズ心性ヲ啓發シ言行ヲ完美ニスルノ稱ナリ是ヲ以テ道

ト徳トノ二字合同シテヨク法ヲ守リ身ヲ修ムルヲ表示スルニ外ナ
 ラザルナリ吾人學海ノ一部ニ游泳スルノ輩宜シク大道ヲ心理ニ有
 シ美德ヲ身邊ニ纏ヒ以テ現時社會ノ狀勢漸ク澆季ニ赴キ敗徳日ニ
 盛ナルノ世ニ立テ之ヲ改良矯正スルニ銳意タルベキナリ
 因ニ道德ナル語ノ歴史ニ就テ一言セントス支那ノ古典ヲ按ズルニ
 徳ナル語ハ古代ノ堯典舜典等ニ散見シ道ナル語ハ降テ周ノ世ニ至
 リ箕子ノ武王ニ傳ヘタル洪範文中ニ初メテ認メ得ヘシ後支那文學
 ト共ニ此語モ我國ニ入り日本既有ノ道德ニ加名適用セラレタリ我
 國太古以來既ニ五常ノ實ヲ備ヘ大道ノ理ヲ存セリ嘗ニ之ヲ表言ス
 ルノ方便トシテ支那語ヲ採用セルニ過ギズ決シテ道德ノ實體ヲ他
 邦ヨリ輸入セルモノニ非ザルナリ

仁義禮智信

行フ處一ニ誠恕ノ心ヲ竭サザルナキヲ仁ト云ヒ爲スベキノ機ニ臨

ンデヨク其事ヲ貫徹スルヲ義ト云フ禮トハ其行爲毫モ節文ヲ失ハ
 ザルヲ云ヒ智トハ天地宇宙間ノ事物ヲ辨知スルヲ云ヒ信トハ眞誠
 ノ心アルヲ云フ人ニシテ仁ナキハ慘酷貪婪ノ譏ヲ受テ義ヲ欠クハ
 ハ優柔無恥ノ嘲ヲ招キ禮ヲ失ヘハ粗暴野卑ノ笑ヲ致ス智ナキハ暗
 愚ニ陥リ信ナキハ輕薄ニ傾ク蓋シ上ノ五者ハ即道德ノ大綱ニシテ
 之ヲ五常ノ道ト名ヅク更ニ之ヲ小別スレバ君臣ニ於テ忠愛トナリ
 父兄ニ於テ孝悌トナル其他愛國恭敬謙讓沈重等百般ノ美德皆起源
 ナ此五事ニ發セザルハナシ苟モ身ヲ修メ國ヲ興サント欲スルモノ
 造次頓沛ニモ五常ノ道ヲ忘却セズコレガ實行ニ孜々タルベキナリ

懲忿

世人動モスレバ些事ノ爲メニ忿怒ヲ發シ或ハ鐵拳ヲ弄シ或ハ干戈
 ニ訴フルノ僻アルヲ常トス是レ所謂小勇ナルモノ、結果ニシテ毫
 モ取ルニ足ラザルナリ宜ナル哉易經ニ懲忿ノ辭ヲ掲ゲテ箴戒ヲ垂

見義不爲無勇也

ル、ヤ然レモ人ノ此世ニ處スル又憤ルヲナカルベカラズ憤ルベキニ憤リヲ發セザルモ只ニ卑屈陋小ノ嘲ヲ受クルニ至ラシ宜シク憤ルベクシテ憤リ以テ大勇ヲ鼓シ一身一國ヲシテ泰山ヨリ重カラシムルモノ是レ眞ニ人世ノ本分ナラズヤ彼ノ蘭相如ノ秦庭ニ憤リ自國ヲシテ九鼎大呂ノ重アラシメタルガ如キ其好例ナリトス然ルニ物ハ中庸ヲ守ルヲ實ニ難ク節儉流レテ吝嗇ニ陷ルガ如ク義ニ憤ルノ要ハ變シテ小勇ノ忍トナル吾人宜シク心智ノ判斷ニ訴ヘテ其界限ヲ明ニシ其區別ヲ誤ラズ以テ區々タル些事ニ忿怒ヲ發スルノ邪僻ヲ抑制シ義ニ起リ恥ヲ重ズルノ憤怒ヲ興起養成スベキナリ

人ノ此世ニ在ル共ニ怵惕惻隱ノ心ヲ有シ難艱相救ヒ危救相助クルノ道ナカルベカラズ或ハ嬰兒ノ將ニ井ニ陷ラントスルヲ見テ之ヲ救ヒ或ハ國難ニ際シテ身命ヲ賭シ國ニ盡スノ美舉毫モ心ニ報果ヲ

克己塞慾

期シテ行フニアラズ人性本心上ノ然ラシムル處ニシテ斯ノ如キノ行爲ヲ名ヅケテ即チ義ト稱スルナリ人ニシテ義機ニ際遇スルモ痛痒ヲ感ゼザルノ風ヲ裝ヒ袖手傍觀一モ爲ス處ナキガ如キハ是レ實ニ勇氣ナキナリ眞ニ良心ナキナリ共ニ天ヲ戴クベカラザルノ小人ナリ宜ナル哉 勅語ニ所謂義勇報公ト義ノ人世ニ必要ナル又喋々ヲ待タザルヲ知ルニ足ルベシ昔時兒島高德ハ西遷ノ聖駕ヲ奪フヲ企テ題目ノ詞ヲ以テ家僮ヲ諭セリト聞ク嗚呼大和魂ヲ有スルノ日本臣民徒ラニ義勇ヲ用フベキノ機會ヲ輕視シテ可ナランヤ機ハ瞬時ニ經過スルモノナリ吾人刮目シテ心ニ機ヲ捕ルヲ期シ以テ怯懦ノ笑ヲ避ケ義舉ノ實ヲ完フスルノ覺悟ナカルベカラズト云爾

克ハ勝ヲ難キヲ制服スルヲ云フ己ハ慾ナリ本心ヲ圍繞スルノ邪僻ナリ蓋シ人性タル元來善良完全ニシテ明鏡ノ如シト雖モ慾心之ヲ

掩フテ遂ニ明ヲ失シ恥ヲ忘レ義ヲ知ラザルノ小人ニ陷ラシムルニ至ル人ニシテ慾ヲ抑塞セズ爲ニ本心ノ燦閃ヲ失フニ至ルモノ是レ即チ己ニ克ツ能ハザルモノナリ吾人共ニ小人タルヲ願ハザルノ輩己レニ克ツ能ハズシテ可ナランヤ慾ヲ拂ヒ情ヲ制シ以テ天心爛熳ノ實美ヲ顯スベキナリ

國威

我國ハ東洋ノ一部ニ位シ神代以降數千百年皇統連綿以テ獨立ノ光輝ヲ放シ一帝國ニシテ國威遠ク四海ニ轟キ皇室ノ顯榮ナル臣民ノ忠誠ナル其他土地ノ肥沃山水ノ明媚他ニ其比ヲ見ザル處ナリ彼ノ元寇十萬ノ來侵ニ際シ國民ノ和同兵士ノ勇奮遂ニ之ヲ鏖殺シ國威益盛ニ國光日ニ輝ケルガ如キ以テ我國體ノ萬邦ニ秀絶スルヲ明示スルニ足レリ爾后今世ニ至リ上ニ聖獻ノ皇帝ヲ戴キ文化愈熾ニシテ開明日ニ進ム現時明治ノ青年即チ祖先ノ銳意擴張セル國威ヲ

繼承スルモノ益之ヲ振起シ上皇室ノ光榮ヲ願ヒ下萬民ノ安泰ヲ謀リ身命ヲ惜マズ廉耻ヲ重シ他國異邦ノ民ヲシテ日出國ノ實ニ有爲男兒ニ富ムニ驚カシムルノ重任ヲ果スベキナリ

耐忍

青年ノ輩常ニ進取ノ氣象ニ富ムト雖モ耐忍持久ノ徳ニ至リテハ大ニ欠乏スルノ憾アルヲ免レズ今一事ヲ經營スルニ當リ少シノ辛酸ニ逢フハ之ヲ拋擲シテ顧ミズ艱苦ヲ惡ムト蛇蝎ノ如ク安逸ヲ望ムト歸スルガ如シ是レ實ニ慨嘆ニ勝ヘザルナリ夫レ尺蠖ノ將ニ伸ビントスル先ツ其身ヲ縮ムト韓信ハ股間ニ屈シテ天下ニ伸ビタルノ名將ナリ些少ノ妨碍之ヲ忍ブハ成功ニ達スルノ磁石ニシテ僅々ノ痛苦ニ耐フルハ好果ニ近ツクノ里標ナリ古語ニ云ハズヤ天ノ將ニ大任ヲ降サントスル必先ツ其人ヲ苦ムト是レ偉丈夫ノ大事ヲ成ス極難ノ後ナル所以ナリ馥郁ノ梅花ハ嚴冬凜冽ヲ經テ開キ韞骨ノ

爽快ハ驟雨露ノ后ニ感ズ現今我日本ノ形勢ヲ察スルニ吾人ノ精
勤ヲ未來ニ待ツモノ多シ吾人ノ忍不忍ハ實ニ將來日本ノ命運ニ關
スルナリ其務大ナラズヤ其任又榮ナラズヤ子思ノ所謂悠久所以成
功也ノ辭ニ從ヒ小礙ノ爲メニ全業ヲ捨テズ持久其事ヲ離レズ忍耐
遂ニ之ヲ成ヌノ美德ヲ涵養シ以テ國家ニ竭スナクシテ可ナランヤ

勤儉尙武

國家安泰日ニ久シク人皆文弱ニ流レ治ニ居テ亂ヲ忘レザルノ輩ニ
至テハ實ニ曉星モ雷ナラザルニ至リ入テハ逸樂ニ耽リ出テハ朋
友ト酌ニ財貨ヲ徒費スル下泥塊ノ如ク節儉ノ風一モ見ル處ナク尙
武ノ氣散シテ影ナシ口ニ道ヲ唱ヘ心ニ邪ヲ積ニ徒ラニ外國ニ心醉
シ朝ニ花ニ吟シ夕ニ月ニ嘯ク者實ニ多キハ明治ノ聖代ニ於テ悲ム
ベキノ現象ナリ研學ノ徒モ亦之レニ風靡シ驕傲奢侈ニ日ヲ送り浪
費スルノ財貨ハ父兄ノ汗血ニ出テシニ介意スルナク浮華遊惰以テ

空ク星霜ヲ累ヌルモノ多シ天下ノ眼アルモノ誰レカ痛憾ヲ覺ヘザ
ランヤ今ヤ列國互ニ雄視スルノ際ニ在リ國防ノ術一日モ忽ニスベ
カラザルナリ過般畏クモ 聖徳文武ナル 我今上陛下禁庭ノ費目
ヲ節シ毎歲數十萬金ヲ以テ兵艦新調ノ費ニ充テラル、ノ詔勅ヲ垂
ル臣下ノ吾人何ツ感泣セザランヤ 聖旨ノ優渥ナル國家ヲ患ヘ臣
民ヲ愛シ賜フノ切ナル凡夫ヲ激シ懦夫ヲシテ立タシムルニ足レリ
余輩宜シク 聖旨ノ在ル處ヲ奉戴シ國家ノ現勢ニ注目シテ奢侈ヲ
戒メ勤儉ヲ旨トシ逸樂ヲ止メ尙武ノ精神ヲ練リ一旦緩急アルノ時
義ヲ守リ耻ヲ知ルノ一民タルヲ期セザルベカラズ

以文會友以友輔仁

文トハ心身及ヒ國家ヲ經營スルノ道ヲ云ヒ仁トハ道義心ヲ貫徹ス
ルノ術ヲ云フ今文ノ大道ニヨリテ朋友相會合シ智ヲ研ギ行ヲ磨カ
ル智識日ニ進ミ道義月ニ熾ナルベク各人ノ欠點ハ良友ノ輔助ヲ得

テ初メテ完璧ニ達シ得ベシ若シ文ヲ以テ友ヲ會セズ友ヲ以テ仁ヲ
輔クルナクシハ只ニ耽樂飲食ヲ以テ友ヲ集ムルノ媒トナシ毫モ仁
ヲ行フニ介意セズ人ノ人タル交リヲ示スヲ能ハズシテ止ムベキナ
リ

君子不重則不威學則不固

君子タルモノハ學識ヲ有スルノ士ナルヲ以テ少シモ輕躁浮華ノ舉
動ナク沈重己ヲ持シ謹慎身ヲ思ヒ以テ他人ノ模範タルヲ勉メザル
ベカラス一旦輕躁ニ陷ラハヨク他侮ヲ速キ大ニ威光ヲ失シ己レガ
學識爲ニ鞏固ナラズ時ニ銘論ヲ吐クモ浮薄ノ奇言トシテ聽クモノ
ナキニ至ラン是レ學者タルモノハ好ムベキコトナランヤ宜シク沈着
重厚ヲ期シ泰山前ニ崩ル、モ動カズ黄河後ニ決スルモ驚カズ自己
ノ信ズル處ヲ踐行スルニ聊モ枉折セズ屈撓セズ以テ百難ニ勝ツノ
覺悟ナカルベカラズ

上不怨天下不尤人

吾人動モスレバ己レノ過失アルニ際シ咎ヲ他ニ歸スルノ僻ヲ生シ
或ハ失望ノ極大ニ天ヲ怨ミ神ヲ恨ムニ至ルモノアリ是レ只ニ自ラ
我身ヲ輕ンシ己ノ倚賴スベカラザルヲ表示スルニ過ギザルナリ吾
曹天地間ニ生テ受クルノ身自ラ成セル結果ハ甘シテ己レノ負フベ
キ元ヨリ其分タリ古語ニ云ハズヤ天ノ爲セル災ハ猶ホ避クベシ自
ラ成セル咎ハ逃ルベカラズト然ルニ人ノ放邪ナル若シ結果ノ良好
ナルニ當ツテハ之ヲ分ツテ愛ミ咎災ノ下ルニ遇ヘハ之ヲ他ニ嫁セ
シトス其無氣力亦甚ダシト云フベシ吾人事ヲ爲スニ周到謹慎ヲ旨
トシ毫モ錯誤ナキヲ期スベシト雖モ一朝コレアルニ際シテハ深ク
自己ノ疎雜ヨリ出デタルヲ省思シ其責任ノ全局ヲ負フノ決心實ニ
肝要ナリト云フベシ

孝者百行之本也

夫孝德之本也教之所繇生也
身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也

人ノ此世ニ生ゼル所以ノモノハ父母アルガ爲メナリ而シテ其子ヲ
養フノ艱兒ヲ教フルノ苦又實ニ名狀スベカラズ詩經ニ所謂父生我
母養我育我反我出入懷我ト其思山ヨリモ高ク海ヨリモ深シト云フ
ベシ是ニ依リテ之ヲ見レバ吾人ノ今日アルヲ致セル所以ノモノ眞
ニ兩親ノ賜ナリ何ゾ百行ノ率先トシテ孝養ヲ行ヒ諸德ヲ養フニ先
チテ孝行ヲ竭サズシテ可ナランヤ苟且ニモ漸次老耄ニ傾ク父母ノ
意ニ逆ヒ以テ憂愁ヲ起サシメ世ニハ卑陋ノ人トナリ親ニハ不孝ノ
子トナルベカラザルナリ而シテ孝ヲ行フノ法眞ニ種々アリ名ヲ舉
ゲ身ヲ興ス其一二居リ家ヲ守リ親ヲ安ンズル亦其一二在リ然レモ
孝道ノ階梯トシテ先ツ行フベキモノハ父母ヨリ授與セラレタル四
肢五體ヲ損傷セズ以テ健全ヲ保ツニアリ倭諺ニ所謂命ハ百事ノ種

ナリトノ言ニ從ヒ先ツ體ヲ健ニシ身ヲ勇ニシ然ル後他事ニ及ボス
ベシ柔弱病身ハ親ニ事フル所以ニアラズシテ却テ之ヲ煩ハスモノ
ナリ故ニ吾人ハ主トシテ攝養衛生ヲ事トシ身體ノ健全ヲ保チ進
テ諸般ノ事業ニ當リ益孝養ヲ行フノ基礎ヲ作ルベキナリ

孟子曰人之有德慧術知者恒存乎疢疾

德慧トハ德義ヲ指シ術知トハ才智ヲ云ヒ疢疾トハ患苦辛酸ヲ云フ
盖シ人ノ才智道心ヲ鞏固完成スルモノ一ニ皆辛苦艱難ニヨラザル
ハナシ故ニ道義モ辛苦ヲ忍バサレバ成ラズ智慧モ艱難ヲ耐ヘザレ
バ全カラザルナリ左傳ニ所謂燕樂ハ醜毒ナリトハ實ニ龜鑑タルノ
銘言ト云フベシ昔時晋ノ文公外ニ漂寓スル十有餘年世事ヲ悉知シ
ヨク物ノ甘酸ヲ辨ズ楚王ノ之ヲ敬畏セル又偶然ニアラザルナリ細
川忠興ノ二代將軍ニ對シ如何ナル人才ヲ用フベキカノ問ニ答フル
ヲ見ルニ曰ク明石ノ浦ノ貝殼ノ如キモノヲ撰ブベシト盖シ播州明

石ノ浦タル風波怒濤貝石爲ニ攪摩セラレ、ノ地ナリ以テ忠與ノ意
辛苦ヲ經タル人ヲ指スニ在ルヲ見ルベシ愛子之ヲ逆旅ニ上セヨト
ノ世諺ヲ按スルモ亦困苦ノ人世ニ大益アルヲ知ルベキナリ銳刃ハ
水火鍛鍊ノ後ニ成リ明玉ハ沙石琢磨ノ后ニ生ズ彼ノ燕樂耽與安居
スルノ輩焉ソ光閃燦々タルノ良果ヲ結ブヲ得ンヤ

君子以無人不變節

君子戒愼乎其所不睹恐懼乎其所不聞

君子慎獨

小人ハ常ニ仁義ヲ行フヲ裝ヒ公衆ノ而前ニ立チ好ソテ偽善ヲ施ス
ト雖ヒ一旦人目ヲ去ルキハ放僻邪恣道ヲ捨テ德ヲ忘レ百惡犯サ
ル處ナシ實ニ其表裏ノ相反スル軒輊霄壤モ雷ナラザルナリ君子ハ
即チ然ラズ道ヲ行フニ當リテヤ更ニ人ノ有無ニ關セズ時ノ明闇ヲ
問ハズ常ニ戰々競々滿ヲ持スルガ如ク盈ヲ捧ズルガ如ク只道義ヲ

是レ離レソチ恐レ獨居ト衆前トニ論ナク其行フ處單ニ道ニ適セン
チ願フ彼楊震ガ四知ノ如キ又其一端ヲ窺フニ足ルベシ語ニ曰ク汝
ノ室ニ在ルチ相ルニ尙クハ屋漏ニ恥ヂズト余等之ヲ聞キテ其ニ小
人タルチ避ケ勉メテ君子ヲ學ブベキナリ

折柳樊圃狂夫瞿々

此語ハ詩經中ノ一句ニシテ齊王ノ起舉命令共ニ常度ヲ失ヘルヲ諷
刺セルモノナリ其意トスル處蓋シ柳楊ノ如キ軟木ヲ以テ田畝ニ垣
籬ヲ圍ラズモ狂人ダニ尙懼レテ敢テ畦圃ニ入ラズ人トシテ法度定
則チ超ユルキハ豈狂人ニ恥ヂザランヤト云フニ在リ天生蒸民有物
有則ナル格言ノ明示スルガ如ク天下ノ物一トシテ定則ノ存セザル
ハナシ吾人徳ヲ修メ學ヲ研クニ於テ決シテ法度ヲ外ル、ナク大甲
ノ所謂顧諟天之明命ナル箴辭ヲ記シ恒ニ良心ノ制裁ヲ仰ギヨク法
ヲ守リ軌ヲ失ハザルチ勉ムベキナリ

君子屢盟亂是用長

左ノ句ハ詩經小雅ノ中ニアリ周ノ幽王無道ニシテ左右皆小人ナルヲ見テ作レルモノナリ蓋シ曩ニ屢々用ヰタル君子ナル語ハ美德ヲ具フルモノヲ示セルモ茲ニ言フ處ノモノハ是レニ異リ只爵位尊キモノ即チ幽王ノ大臣公卿ヲ指セルナリ此句ノ全意ハ是等ノ君子悉ク小人ニシテ口ニ銘言ヲ稱シ叨リニ他人ト誓約シテモ之ヲ破リ舌端ヲ以テ時世ヲ籠絡シ以テ天下ニ亂兆ヲ生セリト云フニアリ是レ唐土古代ノ一詩句ナレトモ現時吾人ノ之ヲ見テ省慮スル處ナカラザルベカラズ人ノ此世ニ立ツヤ心中ニ眞實ヲ存スレバ足レリトス然ルニ後世ニ至リテハ只ニ口舌ヲ是レ事トシ内心ヲ見ルニ毫モ眞實ナラズ入テハ内ニ議シ出テハ外ニ誇リ辯ヲ練リテ非ヲ飾リ舌ヲ弄シテ惡ヲ蔽ヒ朝ニ誓ヒ暮ニ破リ以テ靦然トシテ恥ヅルナキモノ比々皆然ラザルハナク亂吠ノ犬心中實ニ怯ナリトノ西諺ヲシテ眞

益者三友損者三友友直友諒友多聞益矣友便辟友善柔
友便佞損矣

ナラシメ詩經小雅ノ一句ニ表示スル所ト異ラザルノ觀アルニ至レリ心アルモノ豈痛歎セザランヤ余輩共ニ謹ンテ沈黙ヲ旨トシ僞誓ヲナスナク末技ノ口辭ヲ事トセズ只々腹心ノ實美ヲ完フセソコトヲ願フベキナリ

目ハ百歩ノ遠キヲ見ルモ自ラ其睫ヲ見ル能ハズト人ノ此世ニ在ル亦斯ノ如ク他人ノ行爲ヲ批判スルノ才アルモ自己ニ關シテハ實ニ明瞭ヲ欠クヲ常トス此缺點タル到底朋友ノ補助ヲ持ツニアラザレハ補完スル能ハザルナリ直トハ直言シテ更ニ心ニ隱ス所ナキ者ヲ稱シ諒トハ僞詐ノ心ナク濫リニ僞飾セザルノ人ヲ云ヒ多聞トハ古今ノ事物ヲ知り道理ニ達シタルモノヲ云フ以上三友ト交レバ己レノ惡僻ヲ知り質朴直諒ノ

心ヲ養ヒ併セテ新古ニ通達スルノ利アリ
 便僻トハ舉止動作ヨク世ニ熟シ多クハ内心ニ汚點ヲ有スルノ人ヲ
 云ヒ善柔トハ自己ノ持論アルナク他人ノ顔色ヲ伺テ之ヲ喜ハスニ
 汲々タル無骨漢ヲ云ヒ便佞トハ口辯以テ過失ノ非ヲ飾リ舌端ヨク
 巨大ノ空事ヲ談ズルノ輩ヲ云フ此三者ヲ友トセバ只ニ傲慢ニ陥リ
 自身ヲ目シテ天下ニ最タリトナシ以テ心身ヲ傷害スルニ至ルモノ
 ナリ朋ヲ擇ブノ要又大ナラズヤ古來治國ノ君主必師友諮詢ノ士ア
 リ唐ノ太宗直言直行ノ士ヲ失ヒテ傾キ徳川家康ハ忠鯁ノ言ヲ聽キ
 テ數百年ノ霸府ヲ建テ野中賢山ハ小倉三省ヲ失テ遂ニ非命ノ死ヲ
 遂ゲタリ殷鑑遠カラズト吾人當ニ以上ノ戒事ヲ心腦ニ鏤刻シ鞅骨
 以テ之ヲ記シ終身ノ銘トナスベキナリ

國 語

第一編 假名遣ひ附音便

假名遣ひの法の國語研究上いと必要なるものなるに世の人多くは之
 を意にとゞめず鼠又は尋などの文字を見て「チツ」成り「タズ」和訓
 し日本人にてありながら正しく倭字を用ゐる能はずとの笑を招くに
 至ると常あり又「オウナ」は少女の事にして「オウナ」は成女を示すがど
 とく實に一字の違ひより反對の物と誤るとだに少なからねば今より
 順次に其區別を明にし聊か假字誤用の濫に備へんと欲するなり

第一章 「ハ」と「ワ」

「ハ」の字は或る詞の上にあるときハ他の字と紛れず語の中と下とにあ
 るとき「ワ」と誤り「ワ」の字も亦「ハ」と誤らるゝと上の場合に同ト日本語に

ては「ワ」を中と下とに持つ詞さまで多からねば悉く左に之を擧ぐべし
其他は皆「ハ」と書するものなり

中	學	豫	備	門
アワツ	周章	ヒワ	翽	イワケナシ
イワシ	鱒	ウワル	植	カワシ
クワキ	烏芋	サワグ	騷	カワヤカ
スワル	坐	ズワエ	條	タワム
タワヤカ	嬋娟	タワラ	俵	ユワウ
ヨワシ	弱	アワ	泡	シワ
ミワ(古語)	酒瓮	ワ	輪	シツワ
クルワ	廓	コトワザ	諺	コトワリ
コワチ	音聲	シワサ	仕業	ノワケ
ハラワタ	腸			野分(秋風)
				穢
				礦黃
				撓
				爽
				乾
				稚
				轡(口輪)
				理(事分)

第二章 「ヒ」と「井」と「イ」

「ヒ」は「フ」「イ」の二音より生トたるものよして物の満ち廣まる象を示めし
「井」の「ケ」「イ」の二音より來りて物の満ち止まる形勢をあらはす
「井」の一音の語及或詞の上につきては「イ」に紛れ詞の中と下とにあると
きは「イ」と「ヒ」とに紛るゝなり
左に「井」とかくべき總數をあぐ

語	國
井ノコ	豕
井	井
井モリ	井
井ヤ	井
マ井ル	マ井ル
井ザラヒ	井ル
亥	猪
堰	堰
堰埭	堰埭
膝行	膝行
雲井	雲井
居坐(殿居)	家居(鴨居)
	敷居(圓居)
	座居
井セキ	金網井
井デ	小井
井ザル	田舎
シモ井	率
井ル	率

井 蘭 アヂサ井 紫陽花 ウナ井 髻髮幼童女
 シレナ井 紅 シホザ井 潮音 カタ井 乞食
 ナ井 地震 モチ井 用 ア井 藍
 シワ井 烏芋 ナマ井 澤瀉(チモダカ)
 「イ」の字は一音の語なる時或ハ語の上にある時「井」に誤る故に「井」の部に示す處のもの、外は皆「イ」と書すべし又「イ」は中と下とにある時は「井」と「ヒ」とに紛る今左に「イ」と書くべき限りを擧ぐるを以て其他は前項に示すの「井」を除くの外は皆「ヒ」と知り知るべし
 オイカケ 冠纓 サイツチ 柀樸 ノイツミ 肉刺
 カイ 權 カイ 虻
 此他ヤ行上二段の動詞即悔イ、報イ、老イ等なり
 右に掲ぐるもの、外ハ皆「ヒ」と書くものにして飯、初貝、材、椎、鯛、灰、宵等其一例なり

第三章 「ウ」と「ユ」

「ウ」の字は梅、魚等の如く語の上にある時は紛るゝとさく居居スルスルの如く語の下又は中にある時は「フ」「ユ」の兩字に紛る今茲には「ウ」と書くべき限りを擧ぐべし

セウ 兄鷹(獵用の小鷹) 及數多の音便(第七章にあり)

此外「ソ」行下二段の動詞飢植又坐……エ、ウ、ウル、ウレ、ウル、及阿行下二段の動詞得……エ、ウ、ウル、ウレ、ウレ、あり

「ユ」の字は語の上にあれば誤らるゝとなく老、悔に於て見る如く中と下とにあれば「ウ」と「フ」に紛るゝあり然るに中と下とにありて「ユ」と書くべきは音便數語と動詞の内

「ヤ」行
 上二段 い、ゆ、ゆる、ゆれ……老、悔、報
 下二段 え、ゆ、ゆる、ゆれ……消、絶

のみにして其他は前述の「ウ」を除きて皆「フ」の字をかくべきものなり

第四章 「エ」と「エ」と「ハ」

「エ」は一音の語にて「エ」に紛れ易く又詞の下にあるときは「エ」と「ハ」に誤用せらる而して「エ」は決して詞の中央にあるとなし今左に一音の語なる時と詞の下にある場合とを悉く示すべし

エ	餌(餌取餌袋)	トモエ	鞆
エ	繪(繪合、繪書、繪取、繪馬、繪具)	エド	糞
エ	穢(穢多、穢土(浮世ノ義))	エゴシ	醜
エンシユ	槐(又はエンズ、エノシユ)	エヌ	狗
エフ	醉	エボシ	烏帽子
エム	笑	エクボ	笑陷
エル	彫	エンバ	蜻蛉
		コズエ	梢(木末)
		コエ	聲
		コエ	聲

スエ 末
 ナエ 智慧
 エエ 故 此外「ウ」行下二段ノ動詞エ、ウ、ウル、ウレ：飢、植、坐、蹴に前條「エ」の部にあげたるもの、外は皆「エ」とかくべし又中と下とにありては「エ」と「ハ」に紛る故に茲には其中と下とにありて「エ」と書くべき限りを示すべく其他は皆前條の「エ」にあらざれば「ハ」となりと思ふべし

サ、エ	蝶螺	ヌエ	鵝	サスエ	捲杯ノ一種
ハエ	鏡	ヒエ	稗	フエ	笛
スエル	饑	アエカ	弱若	アコエ	蹴爪
キノエ	甲	シヅエ	下枝	サ、エ	小筒(瓢ニ代用ス)
ナガエ	藪	ヒエハコ	藪	モエキ	萌黃
ヌエツサ	柔草				

此他阿行下二段の動詞……得ノ一字
 及「ヤ」行下二段の動詞凡四十なり今其一部を示せば左の如し

キエル	消	モエル	燃	モエル	萌
ハエル	生	サカエル	榮	タエル	絶
オボエル	覺	ミエル	見	コエル	超
ニエル	羨	ハエル	映	ツエ、ル	費
ヒエル	冷				

第五章 「ナ」と「オ」と「ホ」

「ナ」は一音の詞あるとき又は語の上にあるときは「オ」に紛れ詞の中と下にあるときは「ホ」に紛るゝなり又「オ」の付く語は甚多く殆ど國語中の三分の一を占むれども「ア」行の通有性として決して詞の中と下とにあるとなし「ナ」の字を付すべき字も從て多く先づ左の如し

ナ	男	マスラナ	丈夫	ミヤビナ	雅人
ナ	緒	ナ	尾	ナハナ	尾花
ナ	苧	ナ	岑	ナ	小
ナ又(ナ、)	唯	ナケ	桶	ナウナ	女
ナカ	岡	ナギ	荻	ナコ	愚藏者(ナコガマシ)
ナコシ	臙	ナサ	長官	ナサ	箴
ナシ	鴛鴦	ナシカハ	葦	ナサ	多く、餘りに
ナシキ	折敷	ナチ	遠	ナソ	瀬(川ナソ)
ナヂ	伯叔父	ナハ	伯叔母	ナヒ	甥
ナヂ	老爺	ナサナシ	幼	ナタケビ	雄呼
ナトツヒ	一昨日	ナトメ	乙女	ナト、シ	一昨年
ナトリ	媒鳥	ナノ	斧	ナミナヘシ	女郎花
ナリ	折	ナリ	檻	ナロチ	大蛇

コナハイ	紅梅	シナン	紫苑	シナリ	羸
タチヤカ	輝娟	ヤナラ	徐々	アチ	青
イサチ	功勳	サチ	竿	ウチ、イチ	魚(勝魚平魚)
ハセチ	芭蕉	ミサチ	操	ミチ	水脈
トチ	十	ミチツクシ	水脈標		
チカシ	可笑	チカス	犯	チガム	拜(又ハチロガム)
チコタル	怠	チゴル	驕	チサム	納又ハ治
チシム	愛惜	チシフ	教	チドル	踊
チノ、ク	戰慄	チハル	終	チメク	叫
チル	居	チル	折	チ、シ	勇壯
カホル	薰	シナル	萎	マチス	申
チク	招	チクナ	童男	チサ	譯語又ハ通辨
チス	食(動詞)	チギナシ	怯懦	チツ、	現在

トナム 撓 ワザチギ 俳優

第六章 「シ」と「チ」及「ス」と「ツ」

「シ」は常に「チ」と紛るゝ恐れあり左には「シ」とかくべきものを悉すべければ其他は皆「チ」なりと知るべし

シ 不(打消ニ用ヰル現在ニシテ「ズ」ニ比シテハ少シ弱シ)

アマシ	瘰肉	アシカ	簀	アシロ	網代
クシカ	鹿章	クシク	折	イチシルシ	著明
クヨル	扶	サシキ	假廢	カタシケンシ	忝又ハ辱
シ、ミ	蜺	シ、ム	盛	ナシル	詰
ナマシヒ	愁	ニシヨブ	呻	ニシル	蹂
ハシカミ	薑	ハシク	彈	ハシム	初
ヒシキ	鹿毛菜	ヒシリ	聖	ホシ、	肉又ハ脯

マシナフ	禁厭	マシル	交雜	マナシリ	目尻即眦
ミシカキ	短	ムシナ	貉	ヤシリ	簇
アルシ	主人	アルシ	響應	イミシ	甚
ウシ	蛆	ウナシ	頂	チナシ	同
キシ	雉子	クシ	籤	サシ	匙
ムラシ	連	マサマシ	荒壯	ツシ	辻
ツ、シ	躑躅	ツムシ	麟	ツムシ	廻毛
ニシ	虹	ハシ	榼	トシ	刀自老女ノ通稱
ヒツシ	羊	フシ	富士	モシ	文字

此外數個ノ古語
「ズ」は常に「ツ」と紛るゝ恐れあり左には「ズ」とかくべきものを擧ぐべければ其他は皆「ツ」なりと知るべし
ズサ 從者 スヅキ 鱸 ズ 不打消ノ現在

スヅシ	涼	スヅメ	雀	ス、ロ	漫
ダ、ズム	彷徨	ナズロフ	準	チズミ	鼠
ウズ	髻華	カズ	數	キズ	疵
クズ	葛	スヅ	錫	スヅ	鈴
モズ	鴟	ミ、ズ	蚯蚓	ハズ	筈又ハ珥
ユハズ	弓珥	ハチス	唐棣花	ウスヅマル	群集

第七章 音便

音便どの發音を圓滑ならしむる爲めに正音を讀まず之を他音に換へたるものにして朔(月立)を「ツイマナ」と讀むが如きは其一例なり「キ」と「シ」とは變じて「イ」となり其他の諸音は多く「ウ」となるものとする今これを列記して左に示さん(「コウズル」困及び「シウチク」執念なども其一部なり)「キ」の「イ」となるもの

「シ」の「イ」となれるもの （たゞに談話上にのみこれを見る）	サイハヒ	サイタマ	埼玉	サイタマ
アシタ 朝	ツイタチ	ツキダテ	衝立	ツイタテ
ワタシ 私	キサキ	スキガキ	透垣	スイガイ
「カ」の「ウ」となれるもの	サイグサ(姓)	サキナム	阿責	サイナム
「ク」の「ウ」となれるもの	アイタ	モテナシ	饗應	モテナイ
カクシ 隣子	ワタイ	カ、フリ	冠	カウブリ
ヤウヤク 漸	カウシ	ソク	族	ゾウ
ヒヤクシ 拍子	ヤウヤウ	サクシ	冊子	サウシ
「ハ」の「ウ」となれるもの	ヒヤウシ			

「ヒ」の「ウ」となれるもの	ハ、キ 箒	ハウキ	カハホリ	蝙蝠	カウホリ
アヅマヒト 東人	アツモウト	コマヒト	高麗人	コマウド	
イモヒト 妹	イモウト	井ナカヒト	田舎漢	井ナカウド	
マラビト 稀人(客)	マラウト				
「フ」の「ウ」となれるもの	ホフシ 法師	ホウシ	サフラフ	候	サウラフ
「ヘ」の「ウ」となれるもの	マヘツギミ 卿	マウチギミ	ツカヘマツル仕		ツカウマツル
「ホ」の「ウ」となれるもの	ナホシ 直衣	ナウシ	ナホラヒ	直會	ナウラヒ
「マ」の「ウ」となれるもの			タマハリ	賜	タウバリ
「ミ」の「ウ」となれるもの					

カミカキ	髪搔	カウガイ	小路	コウギ
カミツケ	上野	カウツケ	神戸	カウベ
テミツ	手水	テウツ		
「ム」を「ウ」に變せるもの				
ナムケ	手向(峠)	ナムゲ	柑子	カウシ
ヒムカ	日向	ヒウガ		
「リ」を「ウ」に變じたるもの				
「井」を「ウ」に變じたるもの				
「チ」を「ウ」に變じたるもの				
		トリイデ	取出	トウデ
		マサデ	參	マウテ
		マナス	申	マウス

第二編 八品詞

全國語を大別して八品となす名詞、代名詞、動詞、形容詞、副詞、接續詞、後添詞、後添詞、及感歎詞即是なり爾後章を逐ふて漸次之を畧述すべし

第一章 名詞、代名詞、副詞、接續詞、後添詞、及感歎詞

名詞

名詞とは一般に物の名にして左の數種に再別す(一名之を體言といふ)

(一)普通名詞 一般同種の事物に適用すべき名にして山、紙等一例あり

(二)固有名詞 或る一體一物の名にして地名、人名等是なり

(三)無形名詞 形なき者の名にして音、寒、春、時などの類

(四)變形名詞 動詞又は形容詞より名詞にかわれるものにして動詞は

續用段のものを取るか又は語尾を省きて名詞となし形容詞は斷止

段のものか又は語尾に「サ」「シ」「カ」「コト」などの字を補ひて名詞とす

例、動詞の分、こほり、かこみ、うた、よど淀、つか束

形容詞の分、よきこと、きよみ、のどか、すいしさ、あまし

右の外枕詞も亦名詞に屬す此語は一詞を云ふ前をきの者にして例へ

ば梓弓は春の字に冠し久方は天の字につき玉申げは箱につくが如し又日本の名詞は「行」の字を含むもの(例、鯨、柱、櫻等)の外は皆一又は二の文字より成り其以上の者は皆合名詞なり例ば鼎は金鍋、轡は口輪あるが如し又合名詞をよむには下の名詞を濁音によぶを法とす

代名詞とは名詞に代へて用ゐる語にして左の三種あり

(一)人稱代名詞 語る人と聞く人にて わ、われおのれ、な、なれ、なんぢの類

(二)指示代名詞 事物を示すときの代名詞にして事物、場所及方角を指す者なり 例こ、これ、それ、あれ、かれ、こゝ、そこ、こなた、かまた、等

(三)疑問代名詞 人事、場所、方角、及時を問ふ 例たれ、いつれ、いづち、いつ、副詞とは形容詞又は動詞副詞に附きて其有様の如何を示すものあして時間、場所、分量、推測、順序等をあらはす例へばきのふ、むかし、こゝに、かすかに、つぎに、いさゝか、まづ、せめて、もし、さぞ、あは、みなげに等の類なり

又名詞の下に「又は」とをつけて副詞状となすとあり即左に

水は蜘蛛手_になる 思は海_と深し

接續詞とは詞又は文章句讀などをつらるぬ詞にして

また、あるひは、そも、たゞし、されば等の類なり

後添詞とは詞の後につきて上下の關係を示すものなり此詞は即後に

説く處の靜助辭の一部なるを以て茲には別へのべず例左の如し

人は富む 花こそささしか 人の命 それぞげにも 等

感歎詞は不意の感動を言出す詞にして あ、あな、や、え、の類

第二章 動詞及形容詞

動詞とは一名作用言といひ事物の有様又は動作を示し形容詞は一名形状言とあへ名詞の有様をえめすの用をなす而して動詞と形容詞とは畧ぼ形を同じし其間に密なる關係あり又此二詞には其働き方の

變化五ありて未然段、續用段、斷止段、續體段、及已然段といふ

(一) 未然段は重に未來を示し又助辭によりて願の意をあらはす

(二) 續用段は動詞又は助辭につき用ゐらるゝ形あり

(三) 斷止段は文章の結尾をなすものにて常に第一格の係をむすぶ

(四) 續體段は名詞に接續すべき形にして又は第二格の係の結びとなる

(五) 已然段は常に第三格の結びとなる

動詞を別て正格及び其變格の二となし正格を更に四段活、上一段活、下一段活、上二段活、下二段活の五とす尤も動詞中には其意味により諸段に活くものあり例へば解の字は使然の意にては四段に活き自然の意にては下二段に働くが如し今左に五の活段を書すべし其上にあるものは五十音中の行にて下にあるものは其一例を示せるものなり又括弧の内にある詞は其活段は此詞以外に働くものなきを示せり

(二) 四段活(五十音の一行五字の内四字に働くを以て此名あり)

行 未然段、續用段、斷止段、續體段、已然段 例

加行 か き く け 飽書

佐行 さ し す せ 押

多行 た ち つ っ て 打

波行 は ひ ふ へ 逢

麻行 ま み む め 住

良行 ら り る れ 釣

(二) 上一段活(一行五字の中央を基點とし其上の一字のみ働く故に此名あるを致せり)

加行 き き きる きる きれ (着)

奈行 に に にる にる きれ (似、羨)

麻行 み み みる みる きれ (見)

波行 ひ ひ ひる ひる ひれ (干、乾)

中 學 豫 備 門

也 行 い い いる いる いれ (射、鑄)

(三) 下一段活中央の字の下位只一つのみに働くもの

和 行 ろ ろ ゐる ゐる ゐれ (居、用、準)

加 行 け け ける ける けれ (蹴)

(四) 上二段活中央の文字より數へて上へ二桁に働くもの

波 行 へ へ へる へる へれ (綜、統)

加 行 き き くる くる くれ 起

多 行 ち ち つる つる つれ 落

波 行 ひ ひ ふ ふる ふれ 戀

麻 行 み み む むる むれ 恨、怨

也 行 い い ゆ ゆる ゆれ (老、悔、報)

佐 行 ト ト す する すれ (堀)

良 行 り り る る るれ (懲、舊、下)

(五) 下一段活中央より下へ數へて二位だけ働くもの

阿 行 え え う うる うれ (得)

加 行 け け く くる くれ 受

佐 行 せ せ す する すれ 度

多 行 て て つ つる つれ 捨

奈 行 ね ね ぬ ぬる ぬれ 兼

波 行 へ へ ふ ふる ふれ 辨

麻 行 め め む むる むれ 嬰

也 行 え え ゆ ゆる ゆれ 消

和 行 ゑ ゑ う うる うれ (飢、植、居、及、坐)

良 行 れ れ る る るれ 枯

以上は正格の活段にして四段に活くもの最多く下二段之につく又た變格の活段ハ左の如し

上二段 加行の變格 こ き く くる くれ (來)
 全 佐行の變格 せ し す する すれ (爲)
 只の奈行よりの變格 な に ぬ ぬる ぬれ (死、去)
 四段活の良行の變格 ら り り り り (又はる) れ (有居待)
 形容詞は左の如し

久活 く く し き けれ 善
 志久活 しく しく し しき しけれ 惡
 計久活 けく けく けし けき けけれ 遙けく さやけく
 多久活 たく たく たし たき たけれ うれたき 目出たく
 動詞又ハ形容詞の變じて名詞とあるハ既に述べたたり
 或る活段の動詞他の活段に移つる様を轉用ととなへ次の法則に従ふ
 (一)四段の未然段きしちひみりは其下に助辭の「て」と及び「わ」の音を含み
 て各け、せて、へ、め、れとなり變格の良行に轉用す 例、飽ける 立てる

(二)形容詞の未然段の語尾「く」に「わ」を含みて「か」となり全く變格の良行即ち、ら、り、る、れに轉用す

例、善かり 惡からむ 久し からむ

(三)轉用の結果、他をせしむるものなるとき(即使然法)

四段活の未然段全體と上一段活の内「き」「に」「み」の三字及び變格の内「な」「ら」の二字下二段佐行せ、せ、す、する、すれに轉用するものとす

例、勝たする 見する 去なする

上一段及下二段の未然段全體と上二段未然段佐行の外悉皆と變格の「こ」「せ」三字とは下二段佐行せ、せ、す、する、すれに轉用す

例、見さする 落さする 來さする

(四)轉用格の「他」よりせしめらるゝものなる時は(即受働法)

四段活の未然段全體と變格の「な」「ら」二字とは下二段活(良行)れ、れ、る、るゝるれに轉用す

例、勝たれ 死なれ

上一段下二段及上二段但し佐行を除くの未然段全部と變格「せ」の二字とは下二段活良行られ、らる、らるゝらるれに轉用す

例、見られ 爲られ

〔五〕下二段良行を付屬とせる語又更に下二段也行の音にうつりて働くものあり「思はれ」の如き語の「と」を一音扣へて「は」となり更に一韻を扣へて「え」とあり「思はぬ」となるなりそれと同トク「思はるは」おもほゆ「おもほゆる」おもほゆれ」となる

又上一段の「見る」等の字は下二段良行に働きて「みられ」みらる」とあり更に同く也行に働きて「みえ」「みえ」「みゆ」「みゆる」「みゆれ」とあるなり

〔六〕四段活及形狀言の續用段より變格良行にうつり働くとあり「さ」「し」「ち」「ひ」「み」「り」「及」「く」「に」「て」を含みて「け」「せ」「て」「へ」「み」「れ」「及」「け」となり「わ」の省かれて「つれらむ」「かけり」等となるものとす

動詞は又命令をあらはすの用をなすとあり即左の如し

〔一〕動詞の儘にてあらはす者

四段活已然段全體 例 馬に乗れ

下二段活未然段全體 例 汝は傳へ (當時多く之を用ゐず)

變格未然段の内「おせ」來及爲 例 汝はせ

全 已然段ノ内「ねれ」例 汝は去ぬ 汝は居れ

〔二〕助辭を附加して命令をあらはすものは「よ」と「ぬ」の助辭を用ゐるなり

四段活續用段 例 行きぬ 四段活已然段 例 行けよ

上一段未然段 例 着よ 下一段未然段 例 蹴よ

上二段全 例 強ひよ 下二段全 例 諫めよ

變格 例 爲よ、及きぬ

此外に「なん」の語ありて汝はいなん、汝はあらん等となし命令の願をかねたるものをあらはすとあり此なんは未然段に屬するものに

して續用段のなん(行末を推量する者)と異なれば之を誤るべからず
 動詞は又尊敬を表示するため一種の形をなす之を行ふには動詞を
 四段活の佐行(例よみましよませ)及下二段の良行(例いとる)に轉用し
 又は他の詞をそふるものなり(例つとめさせ給ふ、とげませ給ふ)
 疑問法は助辭を附加して現す 例 人は住むらむ、花かも開ける
 希求法も亦疑問法に同ト 例 よまばや よみにしがあ
 動詞に時の變化ありて或ハ助辭の助けにより之をなす其別ち左に
 (一)現在 例 書をよむ 字をかゝす よむあり かくなる
 (二)過去 例 書をよみき 字をかゝせき よみぬなり
 (三)大過去 既に過ぎ了りて其影響だに詳ならざるもの
 例 讀みにたり 書きたりき 書かせざりき
 (四)想像過去 例 讀みつらむ よみけむ かきけめ
 (五)未來 例 書かせむ かゝまし よまむ

動詞に又自他の區別あり概ね轉用を以て之を行ふ其五法左の如し
 (一)能動は他に向て働作を與ふるもの 例 童子、犬をうつ
 (二)受動は他より受けて働作するもの 例 子婦人にいだかる
 (三)自動は(一)と(二)との間に獨立する者 例 玉がひかる
 (四)役動は他を使役するもの 例 童子に犬をうたす
 (五)被役動は他の使役を受くるもの 例 犬を親にうたせらる

第三編 助辭附係結

第一章 助辭の分類并係結

助辭は一名てにをはと稱し或は後添詞となり或は助動詞となり國語
 究磨上最要あるものあり又其種類二ありて動詞の如く五段の變化を
 具ふるものを動助辭といひ常に變化なきものを靜助辭といふ助辭を
 又大別して五となす未然段の助辭、續用段の助辭、斷止段の助辭、續體髓

〔四〕續體段の助辭

動助辭 なら なり あり あり なれ

靜助辭

まで、より、だに、さへ、すら、ごと、から、ながら
も、に、を、は、か、こそ、し、ぞ、ばかり

〔五〕已然段の助辭 (動助辭なく命令の助辭及名詞の助辭之に代る)

靜助辭 ば ぞ や か

命令よりするもの左の如し

動助辭 ○ ○ てふ てふ てへ

靜助辭 と かし や よ

名詞の助辭は續體段の助辭全體と及左の助辭なり

動助辭

○ ○ てふ てふ てへ
○ ○ たり たり たる たる
○ ○ せり せり せる せる

靜助辭 へ、の、よ、と、も、み、さ、げ、ら

以上列記の助辭全體を合して更に廿種となす法あり即左の如し

〔二〕現在の助辭

なり なる なれ めり める めれ てう

例 讀むなり 思ふてうとてうはト云フの意にて歌に限る

〔三〕過去の助辭

け き し しか、 て つ つる つれ
に ぬ ぬる ぬれ、 けら けり ける けれ
たら たる たれ

例 秋つげつる風半過去にて使然の意 我身ありけり
秋すぎぬ (半過去にて自然の意) 花こそささしか

〔三〕將然辭

むめ、まし、ましか、(未來をかけていふ助辭)

〔四〕打消の助辭
例 云はま^ト わけてこそ見ゆ 君やこ^ハ

ずぬね ざら さる され ト及で

〔五〕感歎辭
例 人し涙まねば 露もいらじ 待たざりし人

なも を か かな や

〔六〕希求辭
例 哀しな 我身かなしも 見しはや 思はざりしを

なむ ばや こそ しが がな

〔七〕命令辭
例 人に見せばや かくわれこそ 人あくもがな

よ しめ しむ かし ね や てへ

例 はや來ね 行かしむ なけやなけ

〔八〕禁止辭

な な……………そ

例 人にしらしな 花な折りそ 人などゝめそ

〔九〕疑辭

や か 例 花やさくらむ 來るか^ト 夜や暗き

〔十〕想像辭

らむ けむ らし ま^ト

例 吹くらし 散るま^ト あれけむ

〔十一〕決定辭

なむ なり のみ かし ぞ べき べく べし

例 袖やぬれなむ(願意あり) やまむのみ 露の身ぞかし

〔十二〕反動辭

めや やは かは (文章を消して反對の意味となす)

例 かへらめや 花やはかくるゝ われのみかわ

〔十三〕強辭 しを や 例 人しなれば 折りを行かむ 鳴くや鳥

〔十四〕連續辭 と 例 花こそなけれと思ひしが (無關係のものを結ぶ)

〔十五〕連辭 の が つ や (名詞と名詞とをつらぬ) 例 天つ風 松が枝 花の日 菅原や伏見重に地名

〔十六〕餘情辭 つゝにを 例 雪はふりつゝ 思はざりしを 花は見なくに

〔十七〕跨助辭 て つゝをすば (句を超へ跨きて其下につらなる)

例 行て花を見ん 我心を人ぞ知る 碎けつゝ思のしげき

〔十八〕合辭 にし てし はも ため相結合せるもの かみ等にて靜助辭の意味を全ふする

〔十九〕係辭 もにをはばのがそやか みるなもこそ (右の説明)係辭は即文章中主たる名詞又は代名詞の語尾にして各辭に就ての意味左の如し又もにをはばのがを特に第一格の係りと稱し(だにさへすら及係辭なき時をも含む)のがぞやかなんを第二格と云ひこそ一を第三格と稱す(のがは一格にて軽く二格にては重し)

もは二三物以上を一つに合し(二)俗語「マア」ノ意を現す(例、獨かもねん)に、は(一)下の名詞を上へよせ(例、花に風)(二)俗語「モノ」の意を示し(例、人の聞かくに)(三)過去を現し(例、散りにし花)(四)如クの意を述ふるものなり

(常盤堅盤に動かすに、あきつ羽にはほへる衣) をは(一)物を引寄せ(例)花を折る(二)強辭となり(三)モノヲの意を示すとあり(植ゑてみましを 今日とは思はざりしを) は、(一)モの反對にて物を別て云ひ(例)人は動物ぞ(二)はもはやなどゝなりて歎辭をつくる

ば、は甲に對せば乙をいひ乙に向へば甲をいふ助辭なり

の、は(一)上の名詞をせばめて下の名詞につけ(二)にの如き意を示し(女の多くあひにける(三)又とに似たる意をあらはす(例)天地の共に久しく) が、は(二)に似て異なり上の名詞をせばめず故に梅が花といへば梅此句の主となり梅の花と云へば花の方主とあるちがひを見るなり

ぞ、(一)廣き内の一をさし(二)文末をむすび(三)疑問となり(四)又もどといふ未來を危ふむ助辭をつくる

や、(一)疑問(二)歎辭(三)連辭に用ゐらる

か、(一)疑問辭にして「や」よりつよけれども其數少し
 なん、はたゞ歌にのみ用ゐる「そ」よりもや、つよし
 こそ、は多物の中に一を擇ぶの意と又願となる助辭なり

例 是こそ我友 あそびのみこそ……(ねがはしけれ)

(二十)結辭

此助辭は文又ハ句讀に於て動辭又ハ助動詞の之が終結を作るものにして係辭に應ト其形を變ずるものとす

係助辭の第一格の詞あるときは動詞、形狀言及助動辭の斷止段并反動辭、疑辭、歎辭の全部、希求辭、命令辭の一部を以て之を結ぶ

例 花はちりき 花は白し 花と見ましや 花は咲かず
 月さへ山よりいでにけり 咲にけり我卯の花……(上にて結ぶ)

(例)

係り若し第二格の詞なるときは續體段を以て結辭となす

例 花ぞちりし 花ぞ白き 今ぞ鳴くさる 花ぞ咲かぬ
係り若し第三格なるときは已然段を以て之をひすぶ

例 花こそちりしか 花こそ白けれ 花こそ咲かぬ

係助辭數多ありて之を一語にて結ぶときは一格と二格との場合に於ては二格を以てし一格と三格なれば三格の結を用ゐ一格と一格なれば同く一格にて結ぶなり又二格と二格或は二格と三格と累なるとは絶てなし三例を左に示さん

山の紅葉も今はちるらし 聲聞く時ぞ秋のあしき

紅葉をさこそ嵐の拂ふらめ此山木は雨とふるなり

(この字は「らめ」にのみ係り區域違ふゆゑなりにはかゝらず)

係結に就ては尙注意を要すると少なからず爾後順次に之を述べん

〔甲〕係辭のだにさへすら等なるか又は全く係辭なきときは第一格と見做して結ぶべし 例 花さく 花だにひらく

〔乙〕一文一歌の係結を見て其一對をよく認め決して他の區域のものど

わやまるべからず例を左に (一二三ハ一格二格と云ふ意ならず)

秋の來ぬ紅葉の宿にちり行きぬ道踏分けて訪ふ人もなし

東雲にあかで別れし袂をぞ露や別けしと人の答ひる

〔丙〕結を省ふくと往々あり概ね左の四者に限る者とす

(一)係助辭を結とあす時 例 此事とぞ 不平鳴らしてなん

(二)名詞を結に代ふる時 例 またるゝものは谷の鶯

(三)物又は處の名に云ひかけたる時

例 君をふた見の浦の夕暮 知るも知らぬもあふ坂の關

昔をのみぞまのび草 心赤間のせき地まで

〔四〕古人の語を我歌文に入れたるときは其語中にある係辭をひすぶべからず若しひすべば古語ならずして我語となるべし

例 面影の霞める月ぞ宿りける春や昔の袖の涙に

此本歌は即ち業平の友の死を悼めるものにて左の如し
 月やあらぬ春や昔の春ならぬ我身一の本の身にして
 [丁]連辭の「ノガツヤ」は係辭とならず爲に結辭には毫も關係なし
 [丙]たれ、いかに、いかでか、なに、いく、など等の文字係りとなる
 ときは此下に「か」の字ある心得にて結ぶべし

[丁]餘情辭の内を「は」一格と三格を結び「つ」は一格のみを結ぶ

例 夏の夜はまた宵ながらあけぬるを

夢にこそ都のとも見るべきを 我衣手は露にぬれつゝ

第二章 動詞と助辭及び助辭と助辭との關係

動助辭は大小二別の五變化を具ふると動詞に反して稍複雑なり今動辭の未然段を助辭に接ぐときは大別未然段の内にあるものを以て之

を受け又更に之に詞を接續せんと欲せば之を受けたる小別段と同段の動詞又は助辭を加ふとを得るのみ且つ續用、斷止、續體、已然、ノ諸段も之れと同トク決して相混同誤接なきを正とする者なり而して又文章歌句の終は動詞又は助辭の斷止段を以てするを要す今數例を左に掲ぐ例には左の符號を用ゐるなり

- 名は名詞 動は動詞 ては助辭 四は四段 變は變格
- 形は形容詞 未は未然段 用は續用段 止は段止段 體は續體段
- 已は已然段 命は命令詞 反は反動辭 打は打消 連は連辭
- は跨辭 子は願辭 合は合助辭 疑は疑辭 副は副詞
- 代は代名詞 上一は上一段、上二ハ上二段、下一ハ下一段等
- 下二は下二段カ、マ等は各加行、麻行、筭片假名ハ概ね行名と知れ

例 花はちりき 四用 止て用 花はちりけり 四用 マ用 ケラ止 雪のさゆらむ 下二 止て 十止 七止

動詞、形狀言及助辭間ノ接續は毫も規則をやぶるべからざること上述の如しと雖左の四個の場合には特例なり之を連續の一格といふ

(一) らむ らし べき と

右は斷止段の助辭なれども上一段活の動詞より續ぐときは續用段より受るともあり

例 常盤に似レべき 見レべき人もあらトを

(二) まで

此助辭は續體段なれども變格の「來」よりうくる時は斷止段より受く

例 かへり來マまでに

(三) し な……………そ

右の續用段なれども變格の「爲」來より受くる時は必〇未然より受く

例 ありこしシものを ながめせセしまに ちいイでこそ ながはせセそ

(四) と

これは斷止段の助辭なれども形狀言より受くるときは續用段より受くるとあり 例 遠くトも 近くトも

第四編 文章及其解剖

文章とは八品詞相集りて一の思想を表示するの形に付せる名にして談話體疑問體之二大別となす蓋し八品詞は既述の諸法則により相排列するものなるを以て一文章にして若し正ならんには之を解剖して相關係する處よく法に従て井然たるを見るべし今解剖をなすに先だち諸項の要件を羅述せん

〔甲〕「けらし」の詞は之を「けるらし」と分ち見るべし

四カ用て 用て 止て
用ケラ 止

例 花咲きに けルらしな

〔乙〕「か」と「を」を略せるものあり

例一 鶴用四かける用下二が止みゆ
文字を補はざれば關係不明なり

例二 奈良の都のうつらふ用四ちみれば用上て巳用一

〔丙〕ての字の下に動詞を畧せる文あり

例 あかぬ色香は用四折りて用テシラ用なりけり

〔丁〕文中のの下に字を畧するとあり宜く補ふて明なる解剖を得べし

例 君やこむ我や行かむ用四の 忘れ用一互用の行末までは

〔戊〕ちりぬべらなどの句中のべらはべきと解すべし

〔己〕命をしけむ等の句は二重約と稱し其元形はをしくありけむ等なり

〔庚〕動詞下に名詞を畧せる文あり 例 さげる用四花用一さかざる花

〔辛〕願の「なむは」もにをはの助辭をのみ結び推量の「なむは」もにをはのがぞやかを結ぶあり

例、願、人はまらなむ 鳴かずもあらなん 推量なればなりなん

推量と願 焼かず共草はもえなむ春日野を只春の日に任せたらなん

（前者は推量にて後者は願望なり）

〔壬〕せしの語尾につく字は下二段佐行の文字合瘦等の類と變格佐行の動詞坐爲及び漢語なり又しゝなる語尾を取る詞は四段の佐行に於ける書、暮、成、亂、押、穢、顔、起、等なれば學者宜く之を混合す可らず

〔癸〕さんの語尾をば四段佐行にのみ與ふべくせん用四の語尾は下二段及變格佐行の詞併に漢語に限るべし

例 關係せん 通はさん おこせん 浴むさん

是より二三の解剖實例を擧げて以て此篇を終ふべし

枕名とて名シ變てサ用てテ用てテ用て名草名ひ用き四カ結四ハぶ名と係も未せ結じ未秋名の連夜名と名だ合に下頼未ま二れ

忘下れ二てテ用てテ用て名は名夢名かてど係思四ハふ結思四ハひ用さケや止雪名踏用分下け二てテ用て名君名をて見上

ん未ど止は反は合命名の連程名に名忘下る二は名い係か副に形短體か名きナ心テな止るラら止む結

長用からクぬア命未の名程連に名忘下る二は名い係か副に形短體か名きナ心テな止るラら止む結

惟名喬連の名親名王四例ラの用狩名し變に係お止は四しサます名供名に名右名馬體頭名なる四翁ラ仕音ら便う

(諸文諸歌に就て實地の解剖を試むべし)

地理科 地文學

地文學ハ地理學内ノ一科ニシテ地球ノ實質并ニ表面及水陸ノ形勢空
氣ノ稀密寒暑ノ往來風雨ノ變化氣候ノ更替動植礦物ノ配布等ヲ研究
シ併セテ地理學ニ屬スル天然ノ諸現象ヲ講ズル學ナリトス

第一章 天體及地球

眼ヲ放ツテ天空ヲ觀ルニ燦閃トシテ其位置毫モ變スルナキカ如キ恒
星アリ光明位置時ニ隨テ變スルノ遊星アリ遊星ニ附隨シテ廻轉ヲナ
スノ衛星アルヲ知リ得ベシ太陽ハ即チ恒星ノ一ニシテ地球ハ之ヲ廻
轉スルノ一遊星ナリ今太陽ヲ中心トシ橢圓ノ軌道ヲ畫キテ運行スル
ノ諸星ヲ順次列舉センニ水星金星地球火星木星土星天王星海王星及
數多ノ小星ニシテ一團體ヲ形成ス之ヲ太陽系ト名ク

地球ノ形狀ハ稍扁圓ニシテ殆橙子ノ如シ今航海ヲ以テ地球ヲ一週シ得ベキガ如キ地球上海各地皆日出ノ時間ヲ異ニスルガ如キ或ハ月蝕ノ際其蝕影ノ環狀ナルカ如キハ皆以テ地球ノ圓體ヲ證スルニ足レリ且ツ歩シテ海濱ニ到リ船舶碇泊ノ狀ヲ見ルニ海岸ヲ距ルノ遠キモノハ只ニ檣帆ノミヲ認メ得ベキヲ見テ海面ノ漸次球面ヲナスヲ知ルベキナリ地球ノ長徑即チ赤道ニ於ケル直徑ハ七千九百二十六里ニシテ南北兩極ノ直徑ハ七千八百九十九里ナリトス

地球ノ運動ニニアリ三百六十五日五時四十九分ニシテ太陽ヲ一周スルモノヲ公轉ト云ヒ二十四時間ニシテ自軸ヲ廻轉スルモノヲ私轉ト云フ私轉ニヨリ地球上太陽ニ面スル處ト之ニ背ク部分ヲ生シ以テ晝夜ノ別ヲナス即東半球晝ナレハ西半球ハ夜間ナルガ如キ是ナリ地球ノ軌道ハ橢圓形ニシテ太陽ハ其中心ノ一ニ位スルト軌道ト地軸トハ恒ニ二十三度半ノ傾斜ヲナストナリ以テ公轉ニヨリ四季ノ變遷并ニ晝

夜ノ長短ヲ生スルナリ夏ハ我北半球太陽ニ近ク熱ヲ受クルコト亦多シ炎熱爲ニ強ク晝間又長シ冬ハ之ニ反シ春秋其中間ニ位ス軌道ト地軸トニテ載スル處ノ平面太陽ト地球間ノ直線ニ直角ヲナスハ晝夜同時間ニシテ春秋分ト云フ概三月及九月ノ廿一日ヲ以テ此日トス南北兩極ノ中央ニ位スル諸點ヲ結合シ地球表面上ニ繞シタル一ノ想像線ヲ赤道ト云ヒ之レニ平行ニ畫シタル圈線ヲ緯線ト稱ス極地ヨリ赤道ニ至ルマテハ各九十度ナルニヨリ一度ニ一緯線ヲ引クトセハ南北緯共ニ九十線ナリ度ハ之ヲ分秒ニ小別スルヲ時辰器ノ如キヲ以テ如何ナル微地小點ト雖モ明ニ其位置ノ南緯又ハ北緯何度何秒ナルヲ知り得ベキナリ然レモ或ル部分ノ位置ヲ知ルニ於テ只ニ緯度ヲ以テスルキハ大ニ明瞭ヲ欠クノ恐アリ故ニ經度ノ法ヲ併用スルヲ常トス經度ノ法トハ緯線ト直角ニシテ兩極ニ至ル一ノ子午線ヲ基礎トシ是ヨリ東或ハ西ニ何度ト計算スルヲ云フナリ抑モ子午線タルヤ地球上

同時間ノ處ヲ結合セル一ノ想像線ナルヲ以テ經度ノ基礎トスル處ハ實ニ任意ニシテ合衆國ハ華盛頓ヲ起端トシ我日本ハ東京ヲ基點トスルガ如ク敢テ一定セルモノナシト雖モ萬國ニ普通ナルモノハ英國グリニオンニツチヲ基點即零度トシテ東徑西徑ヘ計算ヲ及ボスヲナリトス以上述ブルガ如ク一地ノ位置ヲ記スルニ當リ東徑何度北緯何度何分等ト書シ以テ其個處ヲ確認スルヲ得ベキナリ

地理學者ハ更ニ北緯二十三度二十八分ノ處ニ赤道トノ並行圈ヲ畫シテ夏至線ト名ケ南緯二十三度二十八分ノ處ニモ亦全圈ヲ畫キ之ヲ冬至線ト呼ブ以上ノ二至線ヲ又回歸線ト云ヘリ且ツ南北極ヨリ二十三度二十八分ニ各平行圈ヲ繞ラシ之レヲ南又ハ北極線ト云フ是等ノ數線ニヨリテ地球上ヲ熱帶溫帶及寒帶ノ諸部ニ分テリ

熱帶トハ二至線間ノ名稱ニシテ太陽常ニ直上ヲ經過シ氣候甚炎ナリ溫帶トハ夏至線ト北極線ノ間及冬至線ト南極線トノ間ノ名稱ニシテ

四時常ニ變化シ氣候溫暄ナリ

寒帶トハ北極線以北及南極線以南ノ總稱ニシテ晝夜ノ區別不規則ヲ極メ殊ニ冬日ハ夜闇永ク續キ氣候互寒ニシテ結氷降雪四時絶ヘズ人或ハ氷帶ノ名ヲ付セリ

第二章 水陸ノ區別及名稱

地球上陸地ノ面積ハ九百二十三萬八千方里ニシテ水ノ充塞スル面積ハ凡ソ之レニ三倍シ二千四百三十四萬五千五百方里ナリ今南北兩半球ヲ比スルニ陸地ハ殆ト北半球ニ集リ東西兩半球ヲ見ルニ東半球ニ於テ陸地ノ多キヲ知ルナリ今各大陸ニ就テ五大洲ノ面積ヲ舉グレバ左ノ如シ

東大陸 亞細亞洲 一千六百三十方萬里

歐羅巴洲 三百七十六萬方里

亞弗利加洲 二千〇九十三萬方里
 西大陸 北亞米利加洲 七百九十八萬方里
 南亞米利加洲 六百五十萬方里

高原トハ海面ヲ拔クコト多キ高臺ニシテ地味概チ疲瘠ナリト雖ヒ鑛物ニ富ムチ常トス亞細亞ニ西藏ノ高原アリテ最高處一萬七千尺ニ至リ歐洲ニ瑞西ノ高地アリ約チ一萬四千尺ニ達シ其他亞弗利加ノアピシニヤ北米ノメキシコ及南米ノチ、カ、カ、等孰レモ著名ナリ
 低原ハ概チ平坦ニシテ渺茫廣漠海面ヲ拔クコト多カラザルノ地ナリ山地ヨリ流出セル水ノ沈澱物平野ノ間ニ排置シテ成セル低原ヲ漂積低原ト云ヒチリノコノ曠野之レニ屬ス又海底ノ逐次隆起シテ成セルモノチ海床低原ト稱ス裏海ニ濱スル原野其一例ナリ蓋シ低原ハ地質ト氣候トニヨリテ大ニ其觀チ異ニス北獨逸ノ如キ不毛ノ地アリ亞細亞西北部ノ如キ沃土アリ亞弗利加ノ沙漠ノ如キアリ米國ノ如キ茂林

アリテ其差霄壤モ替ナラズ而シテ古來人口稠密以テ文明ノ淵源トナレルノ地ハ皆此低原ニ在ルチ常トセリ
 山岳トハ曠野ニ聳立シ海面ヨリ高ク隆起スルモノ、謂ニシテ只ニ地上ノ觀チ美ニスルノミナラズ多ク礦物ヲ藏シ又ハ雲霧ヲ集メテ雨トナシ更ニ發シテ川澤湖池ノ源泉ヲ作り其冰雪ヲ冠スルモノハ夏時軟風ヲ輸出シテヨク空氣ヲ調和シ以テ地學上ノ平均ヲ保ツノ便チ與フ
 山岳ノ形狀ハ實ニ千差萬別ナリト雖自ラ一定ノ法則アルチ知ル山嶺鈍尖ナルモノハ火山ニシテ鋸齒ノ形ヲ呈スルモノハ内ニ灰石ノ類ヲ藏シ圓角形ナルモノハ内ニ粉石類ヲ貯ヒ鍼鋒形ナルモノハ晶石質ヲ有ス其他形狀ニツギ種々ノ特質アルチ見ルナリ
 山岳ニ就テ調査セル諸結果チ左ニ羅記スベシ

- 一、 山岳ノ方向ハ其地勢ノ最モ長キ方向ニ從テ連互ス
- 二、 各大陸ニ於テ山脈ハ概チ中央ニアラズシテ必ス一邊ニ偏ス

三、各大陸共ニ山ノ高サハ兩極ヨリ回歸線ニ近クニ從テ増加ス
 四、地層中ノ化石等ヨリ推論シテ山岳ハ一般ニ地球表面ヨリ洗除
 セラレ海洋中ニ重疊セル沈澱岩ヨリ組成セラレタリト論シ得
 ベシ

五、最高ノ山ハ最大ナル陸地ニ現ハル

六、山ノ高サニ比例シテ漸次植物ノ數少ナク且ツ小ナリ
 島嶼トハ水ヲ以テ圍マル、陸地ノ總稱ニシテ二種ニ別ツ大陸ト接シ

山脈ヲ以テ潛ニ相連ルモノヲ陸島トシ洋中ニ孤立シテ大陸ト連續ナ
 キモノヲ洋島トナス洋島ニハ珊瑚島アリ火山島アリ時ニ或ハ噴火ニ
 ヨリテ新生スルモノアリ凹没シテ形跡ヲ失フニ至ルモノ亦少ナカラ
 ザルナリ

潮汐ハ太陽及月地球三者間ノ引力ヨリ起ルモノナリ太陽及月ノ地球
 ヲ引クニ當ツテ先ツカヲ海水ニ及ボスヲ目撃シ得ベシ是レ水ノ流動

體ナルヲ以テ引力ノ爲メニ左右セラルレバナリ今地球ノ面ニシテ太
 陽或ハ月ニ對スル處ハ大ニ引力ヲ感ズト雖モ之ニ反スル處ハ引力ヲ
 受クルヲ弱ク且ツ地球ハ常ニ圓キ軌道ヲ進行スルヲ以テ一旦引力ノ
 働ヲ受ルニ當テハ引カレタル面ト之レニ反スル部分トニ海水ノ高起
 スルヲ見ルナリ新月ノ時ハ太陽月ト共ニ地球ヲ引キ満月ノ際ハ太陽
 ト月ト左右ヨリ引力ヲ及ボスヲ以テ大潮ヲ生シ上弦下弦ニ於テハ常
 ニ小潮ナリ潮流ハ大洋ニ於テ神速ナレモ狹隘ノ海峽ニ至リテハ激摩
 シテ緩流トナル

泉ハ水ノ地上ニ湧出スルモノ、名ニシテ恒流、涸流、定期流ノ別アリ泉
 水地中ノ熱ヲ受ケテ出ヅルモノヲ溫泉ト云ヒ鑛質ヲ含有スルモノヲ
 鑛泉ト稱ス

大洋ハ渺茫タル大海ニシテ大平洋、大西洋、印度洋、北氷洋、南氷洋ノ別アリ
 廣袤位置各異ナリテ支海ヲ有スルモノ多シ其最モ深キ處ハ殆ト三

萬尺ニ至リ日本千島ノ近傍及ヒニユーフハウンドラントノ東南ナリト云フ洋底ニ散在スルモノハ波濤ノ爲ニ破碎セラレタル泥土砂礫及動物ノ殘骨ヲ多シトス洋水ハ靜止スルナク常ニ環流シテ止ムルナシ海水濃淡ノ差アルト五帶各處蒸發氣ノ同シカラザルトニヨリテ極地ノ水ハ流レテ極流トナリテ赤道ニ向ヒ更ニ西ニ向テ赤道流トナリ膨脹シテ表面ノ水流ト化シ冷水ノ上面ヲ經テ再ヒ極地ニ歸流ス斯ノ如ク往來循環四時絶ヘズ酷熱ヲ除去シ寒暖ヲ調和シ貿易ヲ益シ洋水ヲ鮮清ニス其功又大ナリト云フベシ

河川ハ泉ノ積リタルモノニシテ注流スル處ロニヨリ二別アリ一チ洋河ト呼ビテ海洋ニ注ギ一チ州河ト稱シテ湖池又ハ沙漠ニ入ル河川ハ文明上大關係ヲ有スルモノニシテ古來ノ首府皆江畔ナラザルハナシ而シテ源チ高地ニ有スルモノハ急流ニシテ水量少ク平原ニ發湧スル者ハ緩流ニシテ水量多キチ常トス又川口ニ於テ流出ノ土壤堆集シ三

角州チ作ルコト往々アリ此土地チ稱シテデルタト云フ

第二章 地球上ニ於ケル空氣ノ運動

地球チ衣被スルノ空氣ハ海面上凡ソ二十里以上ニ至レバ甚タ稀薄ナリ抑空氣ハ氣體ノ通有性トシテ恒ニ擴散スルノ性ヲ具フルチ以テ今一部分ニ空氣ノ稀薄チ生シ以テ氣壓チ減ズルキハ他處ノ空氣流動シ來リテ其缺チ補ハントスルナリ此動搖チ稱シテ風ト云フ風ノ速力一時間ニ十四町チ過クルモノチ微風トシ十六里チ走ル者チ強風トシ二十拾里ニ至ルモノチ暴風トシ四十里チ飛ブモノチ颶風トス

貿易風ノ起因ハ全ク太陽熱ト地球ノ自轉トニ因ルモノナリ赤道地方ハ熱氣殊ニ高キニヨリ空氣膨脹昇騰シ兩極ノ空氣之チ補ハンガ爲メニ來ル然ルニ地球自轉ノ速力ハ赤道ニ於テハ極地ニ比スレバ大ナルコト千倍ニ及ブチ以テ兩極ノ風ハ赤道ニ直角ノ方進チ取ル能ハズ北

極ヨリスルモノハ東北風トナリ南極ヨリ來ルモノハ東南風トナリテ
 相合ス此風ノ方向周歲一定シテ航海貿易ヲ利スルコト多シ故ニ此名
 アリシヲ致セリ
 定風トハ每歲其常ヲ失ハズ三月ヨリ十月マデハ西南ヨリ吹キ十月ヨ
 リ二月マデハ東北ヨリ來ルノ風ヲ云フ蓋シ三月ヨリ十月マデ地球ハ
 北半球ニ太陽ノ炎熱ヲ受ケ氣候暖暑ニシテ空氣上昇ス即チ南半球ノ
 冷氣來リテ之ヲ補フヲ致ス所以ナリ然ルニ十月ヨリ二月ニ至ルノ間
 ハ之レニ反スルノ現象ヲ呈シ北半球ノ空氣往キテ南半球ノ缺ヲ補ヒ
 爲ニ東北ノ風吹通スルヲ見ル而シテ定風ノ著大ナルモノハ印度洋ノ
 薰朔二風及地中海ニ於ケル夏風ノ如キ是レナリ
 不定風トハ卒然空氣ニ不平均ヲ生スルヨリ起ル風ニシテ多クハ寒熱
 兩空氣ノ衝着シ急ニ空中ノ水氣ヲ收縮シテ空氣爲ニ稀薄トナリ附近
 ノ空氣ニ對シ氣壓ノ平均ヲ失フニ起因スルモノトス

海陸軟風ハ温暖ナル海岸ニ沿フテ吹ク所ノ定時風ニシテ最モ熱帶地
 方ニ多シ陸風ハ夜間海上ニ向テ吹キ海風ハ晝間陸地ニ入ル蓋シ日中
 ハ陸地ノ熱海面ヨリ甚シキヲ以テ空氣上昇シ海上ノ冷氣來リテ其缺
 ヲ補フ然ルニ陸地ノ冷却スルヲ海水ヨリ速カニシテ爲ニ夜間ハ陸地
 ノ溫度海面ヨリ降り空氣重密トナリ終ニ陸風トナリテ海ニ向フニ至
 ル我國海濱ノ浴場其好例ナリトス
 颶風ハ二氣相搏スルニヨリ螺旋ヲナスモノナリ其直徑ハ五十哩乃至
 五百哩ニシテ其中心ハ無風ナリ中心一定ノ走路ヲ有シ一時間ニ數哩
 ヨリ四十哩ヲ走ル而シテ北半球ニ起ル旋風ハ右ヨリ左ニ卷キ南半球
 ニ於テスルモノハ左ヨリ右ニ進ミ共ニ斜ニ極地ニ向フ颶風ノ起ル處
 三アリ西印度島邊印度洋及ビ支那ノ南海是レナリ
 旋風ハ午後殊ニ驟雨前ニ起ルヲ常トス其砂漠中ニ起ルモノハ砂柱ヲ
 卷揚シ其海洋中ニ於テスルモノハ龍卷ヲ上騰スルニ至ル

無風帶ハ各處ノ緯度ニ於テ風アルコト實ニ稀少ニシテ且ツ之レアル
モ甚タ不定ナル狹キ帶トス赤道ノ無風帶ハ常ニ北緯度ニアリテ日光
ノ直射スル緯度ニ於ケル氣流ノ上騰ニ起因ス而シテ二至線ノ無風帶
ハ回歸線ニ下降スル氣流ニ因テ生ズルモノナリ

第四章 水及其變體

水ハ常ニ河海及ヒ濕潤物ヨリ蒸發シ散シテ目視ルベカラザルノ蒸發
氣ト化ス空氣愈熱スレハ蒸發愈盛ナリ然ルニ空氣ハ温度ニヨリ其保
持スベキ蒸發氣ノ量一定不易ニシテ其定量ニ達シタルキハ之ヲ飽和
ト名ツク

雲ハ高ク空中ニ在リテ冷氣ノ爲ニ既ニ水ノ小滴ヲ表成セル蒸發氣ノ
團體ナリ其形態ヲ考テ以テ氣候ノ變化ヲト知スベキナリ
霧ハ空中ノ水蒸氣結露點以下ノ寒氣ニ遇フニ際シ收縮シテ粒點ト化

シタルモノニシテ山麓谿水ノ上ニ認め得ベシ
露ハ夜間地上又樹葉等ニ附着スル水滴ノ名稱ナリ夜ニ入りテ空氣冷
却シ自己ノ含ム水蒸氣ヲ保持スル能ハス之ヲ棄却シテ露ヲ結バシム
蓋シ晴夜ハ實ニ熱ノ放失多キヲ以テ露殊ニ著シトス其露ヲ結ブベキ
ノ温度ヲ結露點ト稱シ四時ニ從テ各異ナリ露ノ凝結シタルモノハ即
霜ニシテ時ニ或ハ氷柱ヲ形成スルニ至ル
雲ノ水滴相合シテ重量ヲ増シ空中ニ漂遊スルヲ得ズ遂ニ下降スルモ
ノヲ雨トイヒ雨滴ノ寒冷ニ遇ヒ氷結シテ降ルモノヲ霰ト稱シ霰ノ形
狀稍大ナルモノヲ雹ト名ツク
降雨ニ關スル重要ノ數件ヲ掲クレハ即左ノ如シ

- 一、雨ヲ生スル大源ハ海洋ニアリ故ニ東半球ヨリ西半球ノ降雨頗
ル多シ我國ニ於テハ能登及九州ノ宮崎ハ海中ニ斗出スルヲ以
テ全國中雨量最多ニシテ一年ニ凡ソ七尺ニ及ブ

二、降雨ノ量ハ概テ赤道ヲ去ルノ距離ニ逆比ス
 三、雨ハ平原ヨリ高峻ノ地方ニ多ク山脈ノ海風ヲ受クル處ハ其背
 後ニ比シ雨量甚々多シ
 雪ハ蒸發氣ノ雨滴タルニ至ラズシテ凝結團聚シタルモノナリ其形狀
 甚美ニシテ數百ノ種類アリ各皆六角狀ヲ具ヘ其小分枝ニ至ルマテ恒
 ニ六十度ノ角ヲナスヲ見ル熱帶地方ニ降雪ヲ見サルハ是レ下降ノ際
 融化シ雨又ハ霧ニ變スルニヨルナリ
 地上ヲ距ルニ從ヒ漸次冷氣ヲ感シ遂ニ夏時三伏ノ炎ト雖モヨク冰雪
 ナ保持スルキノ點ニ達ス其諸點ヲ通シテ南北極ニ畫セル線ヲ雪線ト
 云フ雪線ハ極地ニ於テ地上ニ在リ赤道ニ近クニ從ツテ漸ク地上ヲ
 遠カル而シテ其位置ノ如キハ常ニ變化シテ更ニ一定セズ
 極地ニ於テ雪線以上ノ冰雪非常ナル大塊ヲ成シ谿谷ニ下ルコトアリ之
 ナ水流又ハ氷田ト云フ氷田ノ一片破碎シテ海洋ニ漂出シ大ニ航海者
 ナ惱マヌモノヲ冰山ト云フ

第五章 物理的諸現象

太陽ノ光線細微ナル雨滴ニ屈折セラレテ現出スル半圓狀ノ七色帶ヲ
 虹ト云フ其出ツルヤ必太陽ニ對シ朝ハ西ニ夕ハ東ニ現ハル、ナリ
 月虹ハ月ヨリ來ル光線ニヨリテ稀レニ生ズルモノニシテ時ニ或ハ七
 色ヲ帶ブルモノアリト雖モ多クハ橙青三色ヲ朦朧ト現出スルニ止ル
 空氣ノ上層ニ浮遊スル氷晶ノ爲メニ光線屈折廣散スルニヨリテ日月
 ノ周圍ニ現出スル朧影ヲ暈ト名ツク世人之ヲ以テ雨ノ前兆トナスモ
 亦理ナキニ非ス
 幻影ハ俗ニ唇氣樓ト稱シ山川都府又ハ船舶ノ影ヲ空中或ハ地上ニ現
 ハスモノニシテ地面ニ接近スル空氣ノ諸層疎密相等シカラズ各層屈
 折ヲ異ニスルニ起因シ終ニ人ノ眼目ニ映寫スルニ至ルモノナリ

流星ハ多ク他遊星ヨリノ隕石我空際ヲ通過スルニ際シ摩擦ノ極速ニ
發火燃燒スルニ至ルノ現象ニシテ地上凡二十里以下ニ多シトス
鬼火ハ腐敗セル動植物ヨリ生ゼル瓦斯ノ空氣ニ觸レテ光輝ヲ發スル
ノ現象ナリ

陽電陰電ヲ有スル諸雲相迫合シテ火光ヲ發スルヲ電光ト云ヒ火光ノ
爲ニ局部ノ空氣膨脹シ四圍ノ空氣此ノ處ニ走注シテ相拍チ爆聲ヲ發
スルヲ雷ト云フ雲中ノ電氣尖頭ヲ利用シテ地面ノ電氣ト相合セント
シ大ニ災害ヲ生ズルコトアリ之ヲ落雷ト稱ス
「セントエルモ」ノ火ハ暴風雨ノ際船ノ檣頭銃槍ノ尖端或ハ馬耳等ニ青
光ヲ發スルモノニシテ電力弱ク爲ニ熱ヲ生スルニ至ラズ徐々ニ尖體
ヨリ發シ或ハ尖體ニ射入スルノ現象ナリ
極光ハ極地殊ニ北極ニ當テ屢認ムルノ美麗ナル條光ニシテ電氣ノ稀
薄空氣中ヲ流通スルニヨリテ起ルモノトス

第六章 氣候及地球上動植礦物ノ分布

氣候ハ左ノ諸項ニ基キテ各國寒暑ノ差ヲ見ルナリ

- 一、緯度ノ多少ニ比例シテ寒氣ノ多少ヲ生ス
- 二、寒冷ハ土地ノ高サニ正比ス凡ソ三百三十尺ハ約チ一度ノ差ヲ
生ズ故ニ熱帶附近ト雖モ高地ニ至リテハ溫帶ニ等キ處アリ
- 三、土地ノ海洋ニ關スル位置亦氣候上ニ影響スルコト少ナカラズ水
ハ陸ニ比シ熱ノ不導體ナルヲ以テ島嶼ト海邊諸國トハ冬日モ
溫暖ニ夏日モ清涼ナルノ益アリ
- 四、地勢ノ傾斜モ亦土地ノ氣候ニ關係アリ山ノ南坡ハヨク溫暄ニ
其北麓ニ當ルノ國ハ大ニ寒冽ナリ
- 五、山脈殊ニ其北方ヲ遮蔽スル者ハ大ニ寒風ヲ遮斷スルノ利アリ
- 六、風及洋流ハヨク寒國ヲ暖ナラシメ暖國ヲ寒カラシム英國ハ我

國ヨリ緯度高シト雖メキシコノ暖流ヲ受ケ之レニ反シテ我國ハ北氷洋ノ流潮ヲ受ク是レ兩國ノ氣候ノ緯度ニ反スル結果ヲ生ズル所以ナリ

七、森林ハ氣候ヲ寒冷濕潤ナラシム而シテ之ヲ開拓シ湖沼等ヲ疏通スルハ益其地ヲ乾燥温熱ナラシムルモノナリ

全地球上ノ人口大約十五億ニ下ラズ各地ノ民狀容貌互ニ異同アリテ其種類多シト雖ヒ大綱ヲ五種ニ區別シ得ベシ即左ノ如シ

一、高加索人種ハ一名白人種ト稱シ肌膚白ク頭髮多クハ褐色ニシ

テ眼珠碧色ヲ帶ビ前額直立シテ鼻隆シ此人種ハ全歐洲ニ蔓延シ且ツ亞細亞亞弗利加及ヒ亞米利加ニ占居スルヲ見ル

二、蒙古人種ハ一名黄色人種ト稱シ肌膚黄色ヲ帶ビ顔平ニシテ鼻

低ク毛髮漆黒ナリ而シテ亞細亞ノ大半及歐洲ノ一部ニ居住ス

三、馬來人種ハ一名褐色人種ト稱シ大ニ蒙古人種ニ似タリト雖ヒ

皮膚棕色ナリ多クハ亞細亞ノ南部ニ占居ス

四、亞弗利加人種ハ一名黑色人種ト稱シ皮膚甚黒ク厚唇縮髮ヲ有シ亞弗利加及埃洲等ニ住スルヲ見ル

五、亞米利加人種ハ一名銅色人種ト稱シ疎髮黒ク顔面廣クシテ平

カナラズ目深ク陥リ肌膚銅色ナリ此人種ハ元來南北亞米利加

ノ土着ナリシモ今ヤ白哲人種ノ制スル處トナリ日數漸ク減ズルニ至レリ

氣候ノ異ナルヨリ寒地ノ住民ハ多ク肉食シ熱帶ノ民ハ果穀ヲ專用シ温帶ノ者ハ之ヲ併用ス今五大洲ニ就キ人口ノ概數ヲ舉レハ左ノ如シ

亞細亞 六億三千〇七十萬人

歐羅巴 二億六千五百七十萬人

亞弗利加 六千七百七十萬人

亞米利加 五千七百七十萬人

動物ノ分布ハ各帶ニ從テ其數ヲ異ニセリ熱帶ハ種類殊ニ夥多ニシテ
 猴屬ヲ最トシ獅虎犀象蛇蝎ヨリ珍禽并ニ出類ニ至ルマテ海陸動物ノ
 數實ニ算スルニ違アラサルナリ温帶ニ至レハ其種類多クハ異ニシテ
 其數モ減少シ遠ク寒帶ニ達スレハ白熊海馬馴鹿海鷲等ノ特種アルヲ
 見涉水鳥稀レニシテ爬虫類ニ至リテハ皆無ノ狀ヲ呈セリ
 植物ノ數ハ赤道ヲ最多トシ極地ニ向テ漸次減少スルヲ見ルナリ東印
 度ハ凡六千種ノ植物ヲ有スレト遠クスピツナハトク島ニ至レハ三十種
 ニ過キザルガ如キ以テ證スベシ故ニ寒帶ノ地ヲ稱シテ植物學上苔ノ
 帶ト名ヅク以テ吾人生計上ニ必要ナル植物ノ如キハ皆熱温二帶ノ生
 スル所ナルヲ知ルベキナリ
 鑛物ノ分布ハ多少不規則ナルヲ免レズ金ノ合衆國及濠洲ニ於ケル銀
 ノメキシコ及合衆國ニ於ケル鐵及石灰ノ英國ニ於ケル銅ノ我國ニ於

ケルガ如キハ其產出額最多ナリトス然レモ未タ採掘事業ノ進歩セザ
 ル處アルヲ以テ只ニ產出額ニヨリ鑛物ノ有無多少ヲ推斷シ能ハザル
 ナリ其他白金、金剛石、亞鉛、鉛、石油、岩鹽等諸國ニ存在セリ

第七章 地球ノ實體

「子ブラー」ノ假定說ニ從ヘバ地球ハ元ト瓦斯體ノ團聚ニシテ轉運ノ間
 自ラ熱氣ヲ放散シ外部爲ニ凝リテ地殼トナリ内部未タ冷却セズヨク
 岩石ヲ融熔スルノ焰炎ヲ有スト云フニ在リ其地殼ニ褶皺ヲ生セルノ
 理ハ乾燥セル橙子ノ表面ニ凸凹アルヲ見テ知ルベキナリ抑地殼ハ歷
 史以前ノ時代ヨリ種々ノ變化ヲ經遂ニ今日ノ形狀ニ進ミタルモノニ
 シテ之ヲ構成スルノ岩石ニ二種アリ一ヲ沈渣岩ト稱シ洋底沈澱物ノ
 凝成セルモノトス即チ地殼ノ大半之レニ屬ス一ヲ火成岩ト稱シ沈渣
 岩ト異リテ別ニ層ヲナスナク或ハ團塊ヲナシ或ハ細長形トナリテ存

在スルヲ見ル是レ熱火ノ爲ニ一旦熔解シタル者ノ岩石ヲ凝成セルニ
 外ナラザルナリ沈渣岩中ニ認ムル生物ノ形跡ニヨリ地球存成以來動
 植物ノ變遷代謝シテ終ニ現時ノ如キ人類棲息時代ニ達シタルヲ追究
 シ得ベキナリ上ニ屢用フル處ノ岩石ナル語ハ地質學上砂礫泥土ヲ包
 容スルノ意ナルヲ以テ讀者ノ惑ハザランガ爲聊カ茲ニ一言ヲ加フ
 火山ハ地中火焰ノ迸出スル處ニシテ上ニ孔穴アリ之ヲ噴火口ト云フ
 常ニ煙火塵灰ヲ吐キ又ハ融化シタル石質即流石ヲ噴出ス火山ハ平地
 ニ在ルト海中ニ起ルトヲ論セズ之ヲ區別シテ活火山休止火山及死火
 山ノ三類トナス時ニ爆發シテ災害ヲ與フル者ハ休止火山及死火山ヲ
 以テ著シトス我國ノ如キハ實ニ火山ニ富ミ活火山ノ數實ニ四十九ノ
 多キアリ火山脈ノ一線ハ西南西ヨリ東北東ニ走リ他ノ一線ハ千島ヲ
 經テ本島ニ進ミ共ニ信甲附近ニ會合シ更ニ一條トナリテ豆南諸島ヲ
 形成シテ海ニ入ル火山ノ夥多ナル以テ地震ノ頻繁ヲト知スベキナリ

地震ノ原因實ニ其種類多シト雖モ其主ナルモノハ上壓力緩ミ爲ニ岩
 石ノ熔融シテ大ニ容積ヲ増シ地上ニ爆發スルカ地沁リ等ニヨリテ地
 層ノ墮落スルカ若シハ地層ノ疎鬆ヨリ地中ニ龜裂ヲ生スルカニ在リ
 其他火山ノ激燦地下ノ充塞及地層中ニ生ゼル空洞等ハ皆地震ノ原因
 タルニ適スル者ナリ地震ノ種類ニ捲動直震橫震ノ三アリテ捲動ハ土
 地ヲ扭曲スルガ如ク最破壞ノ勢力ヲ逞フシ而シテ直震之レニ亞グ地
 震若シ海洋附近ニ起ルキハ海水ヲ激起シテ嘯波ヲ生スルコト多シ

日本歴史

日本歴史事實ノ大要ハ諸子既ニ小學科ニ於テ修メタル處ナルヲ以テ主トシテ茲ニ推究ニ屬スル諸項ヲ載セ以テ原因結果ノ相關スル處ヲ明ニセントス

第壹篇 太古即神代史

太古ノ畧史并ニ天孫降臨ノ次第

太古史概テ荒誕ニ屬シ事多ク追跡ス可ラズト雖ヒ國是ノ確立政體ノ既定等ニ至リテハ模糊ノ中自ラ明ニ認ムルヲ得ベシ其傳フル處ニヨルニ天之御中主神萬物ニ先ヲナシテ化生シ降テ伊弉諾神伊弉册神ニ至リ天神ノ命ヲ受ケテ大ニ我日本國ヲ經營シ其子天照大神世ヲ嗣ギ自テ高天ケ原ヲ治メ

太古史概テ荒誕ニ屬シ事多ク追跡ス可ラズト雖ヒ國是ノ確立政體ノ既定等ニ至リテハ模糊ノ中自ラ明ニ認ムルヲ得ベシ其傳フル處ニヨルニ天之御中主神萬物ニ先ヲナシテ化生シ降テ伊弉諾神伊弉册神ニ至リ天神ノ命ヲ受ケテ大ニ我日本國ヲ經營シ其子天照大神世ヲ嗣ギ自テ高天ケ原ヲ治メ

タリ然ルニ下土大ニ擾亂シ異族争鬪ノ狀ヲ呈セルヲ以テ之ヲ戡定シ其孫天忍穗耳尊ヲシテ國主ヲラシメント欲シ議シテ天穗日命及天若彦ヲシテ之ヲ平定セシメタルモ永ク其功ヲ奏セズ遂ニ武甕雷經津主ノ二神ヲ下シテ平征ノ事業ヲ果サシメ國神大貴已命ニ命シ國土ヲ讓リ幽界ニ退カシメタリ是ニ於テ天孫即チ群臣ヲ率ヰテ日向國高千穗峰ニ降リ政ヲ國中ニ布クニ至レリ初メ降臨ノ際大神天孫ニ授クルニ三種ノ神器ヲ以テシ勅シテ曰ク豐葦原瑞穗國ハ我子孫ノ帝タルベキ地ナリ寶祚ノ盛ナル當ニ天壤ト窮リナカルベシト

當時我國ノ有様ヲ考フルニ人民ハ多ク土窟ニ棲ミ弓矢ノ狩獵僅ニ其衣食ヲ得石土ノ器皿辛クシテ其用ヲ辨シ樹林鬱々トシテ河池氾濫ヲ極メ禽獸天下ニ横行シ農桑ノ業未ダ進歩セザル者ノ如シ武甕雷等ノ征伐ハ遠ク信總地方ニ及ビタレヒ天孫ノ治ムル處ハ主トシテ皇都附近ニ止リ他ハ皆諸蠻族ノ據有スル所トナレリ就中アイヌ人ハ強族ニ

シテ東海道及信越奥羽ヲ併有シ常ニ他族ト争フ事トセリ

第二篇 上古史 (神武天皇ヨリ孝徳天皇ニ至ル)

神武天皇ノ事業

天孫降臨セリト雖ヒ王澤ハ只ニ西陲ニ止リ遼陬ノ徒凌轢常ニ止マズ延ヒテ神武ノ朝ニ至レリ天皇大ニ見ル處アリ國都ヲ大和ニ定メ以テ全國ヲ統治セントシ舉族師ヲ率ヰテ東征シ浪速ニ至リ河内ヲ過ギ將ニ大倭ニ入ラントシ酋長長髓彦ト孔舍衛坂ニ戰テ利アラズ轉シテ紀伊ヨリ進入シ屢賊軍ヲ敗レリ是ニ於テ天裔饒速日命長髓彦ヲ殺シテ歸降シ餘賊尋テ平ギ六年ヲ經テ東征ノ業ヲ完成シ即チ都ヲ大和ノ橿原ニ營ミ即位ノ禮ヲ行ヘリ是レ實ニ今ヲ去ルコト二千五百五十三年ナリトス(學者或ハ説クナシテ曰都ノ舉ニ過ギズト其論證又明確ニシテ大ニ信ヲ措クニ足ル其云フ所ニ曰ク初メ伊弉諾伊弉册ノ二尊ノ國土ヲ經營スルヲ都ヲ大和ニ定メタリ然ルニ天孫降臨以來西部ニ都シ大ニ一方ニ偏倚セルヲ以テ神武ハ全土統治上ノ不便ヲ悟リ即チ復都ノ念ヲ起シ既ニ葦原附近ニ充塞

スルノ土族ヲ戡定センガ爲メ止ムテ得ズ干戈ヲ動カシタリシニ過ギズト)

第十代崇神天皇ノ治蹟 (一)時疫ノ流行ヲ禳ヒテ民ヲ安

シ(二)疫殿ノ神器ヲ伊勢ニ遷シ祭リ(神人ノ別自ラ明瞭トナリ寢食ヲ共ニナリ以テ心得ベキナリ) (三)四道將軍ヲ派遣シテ大ニ土地ヲ經營シ(武力ヲ未ダ服セザルノ異族ヲ) (四)男ニ弓矢ノ貢女ニ手末ノ貢ヲ課シ(神武合同一政ヲシメテ) (五)民ヲシテ船舶ヲ作ラシメ以テ政治上ノ進歩ヲ知スルニ足ラシ(六)民ヲシテ船舶ヲ作ラシメタリ(外交漸ク廣マリ外船亦我國ニ來レルノ結果ニ外ナラズ)

版圖ノ擴張 神武天皇都ヲ大和ニ定メタリト雖ヒ其支配

ノ實際ニ及ブ處只ニ畿甸ニ止リタルガ如シ故ニ崇神ノ四道將軍ヲ派シテヨリ景行成務仲哀相繼ギテ土地經營ニ意ヲ用ヰ日本武尊並ニ武埴川別命等與テ力アリテ東夷漸ク王化ニ歸シ制御ノ法亦其宜ヲ得版圖日ニ大ナルニ趣ケリ然ルニ九州ノ西端ニ割據シ反覆常ナキノ一族アリ是即熊襲ニシテ竊ニ三韓ノ後援ヲ頼ミ或ハ降リ或ハ叛キ時ニ親

征ヲ煩ヌノ逆族ナリシモ后三韓ノ我國ニ屬スルニ及ンデ全ク歸服スルニ至レリ

三韓征伐

反根勦絶スベカラザル熊襲ノ根據ヲ絶テ併セテ彼ノ金銀財寶文物ヲ我國ニ取ランガ爲メ仲哀天皇ノ后神功皇后親ラ舟師ヲ率テ古來相交通スルノ新羅高麗百濟ヲ征服シ定額ノ歲貢ヲ徵スルニ至レリ是ニ於テ文學曆算我國ニ入リ醫藥縫織築造彫刻ノ諸技亦漸進ノ勢ヲ呈シ國民質朴ノ風化シテ華麗トナリ漸ク文明ノ曙光ヲ現出セリ然レドモ之レニ隨伴スルノ損害亦免レザル處ニシテ三韓ノ反クヤ常ニ之ヲ征討セザルヲ得ズ降テ天智天皇ノ世ニ及ビ全ク之ヲ棄却スルニ至ルマデ歷朝ノ事外亂征定ヲ主トシ毫モ内政ヲ整フルニ遑ナク出征ノ多キ前後ヲ通シテ十六度(勝七度 敗三度)ニ及ベリ

第十九代允恭天皇姓氏ノ混濫ヲ正ス

古代我國ノ政法タル族制政治ナルヲ以テ姓氏ヲ正スハ官職ヲ淘汰スルニ外ナラザ

ルナリ時ニ姓氏ノ混濫甚シク詐冒又多シ官職爲ニ亂雜ニ陷レリ天皇即チ諸臣ヲ味檀丘ニ會シ探湯ウツマタノ法ヲ用キテ神明ニ誓ハシメ以テ姓氏ノ眞僞ヲ明確ニセリ(探湯ハ神庭ヲ尊崇スル我國風ノ結果ニシテ太古ヨリ神ノ朝武内宿禰ト弟甘美手ト初爾トス)

佛法我國ニ入ル

第廿九代欽明天皇ノ十三年(紀元千二百

十二年)百濟王佛像及經論ヲ獻セリ是ニ於テ大臣蘇我稻目之ヲ崇メント請ヒ中臣鎌子物部尾與共ニ蕃神トシテ之ヲ斥ケント奏セルヲ以テ天皇即チ稻目ヲシテ試ニ之ヲ祭ラシメタリ時ニ天下大疫ニ佛法排斥ノ徒之ヲ以テ我國神ノ祟ル處トナシ寺ヲ燒キ像ヲ難波ノ堀江ニ投ゼリ後敏達天皇ノ世再ビ佛像ヲ傳ヘ爾後佛教漸ク擴マリ排斥ノ徒ハ悉ク敵手ニ斃レ今ヤ佛教ノ勢日ニ駸々ト加ヘ帝者皇族ト雖ドモ之ニ歸依スルノミナラズ天下ニ公詔シテ之ヲ獎勵シ諸臣競フテ佛寺ヲ作り僧尼寺院ノ數亦大ニ増加スルニ至レリ

蘇我氏ノ滅亡 始メ宣化天皇ノ時蘇我稻目大臣タリ其子馬子職ヲ襲ギ深ク佛ヲ信シ佛教排斥者中臣物部ノ二家ヲ斃シ尋テ用明天皇ノ皇弟ヲ弑シ專恣ノ極人ヲシテ崇峻天皇ヲ弑セシムルニ至レリ其子蝦夷大臣トナリ益專恣ニシテ聖德太子ノ子山背王ヲ殺シ自子入鹿ヲシテ大臣ノ事ヲ代行ナハシメタリ是ニ於テ舒明天皇ノ皇弟輕及皇子中大兄中臣鎌足等私ニ匡濟ヲ謀リ三韓期貢ノ機ニ乘リ遂ニ蝦夷父子ヲ誅殺セリ

大化ノ改新

孝德天皇大化二年(紀元千三百六年)日本全土

ヲ收メテ朝廷ノ有トナシ之ヲ六十餘國ニ分テ更ニ郡郷ニ小別シ國司郡司ヲ置キテ之ヲ治メシメ民ニ田畦ヲ平分シ租庸調并ニ采女軍團ノ制ヲ立テ太政官神祇官及中務式部民部大藏兵部治部宮内刑部ノ八省并ニ百官ヲ置キ更ニ門閥ヲ廢センガ爲ニ冠位ノ制ヲ定メタリ以上改革ノ起因タル一ハ當時恰モ各地方封建ノ姿ヲナシ爲ニ朝命ノ

振ハザルヲ回復スルト一ハ佛教入りテ大ニ人心ヲ變シ從來ノ約帶ヲ以テ到底支配ヲ行フベカラザルニ當リ恰モ支那ト交通シテ其制度ノ完美ナルヲ認メ之ヲ取リテ我國ノ弊政ヲ治セントスルニ在リ抑モ我國古來政祭一致ノ政法ニシテ人智ノ進ムニ從ヒ漸ク之ヲ改良セリト雖ヒ今ヤ此法以テ國民ヲ制御スルニ足ラザルニ至レリ從來帝者ハ恒ニ親ラ神ノ子タルヲ臣民ニ示シ以テ天下萬姓ノ宗家タルヲ明ニセリト雖ヒ佛教ノ入來後ハ其破ル處トナリ地方政亦亂レテ悉ク豪族ノ占有ニ歸シ朝廷ノ微力又之ヲ如何トモスルナキニ陷レリ仲大兄皇子(後チノ天智天皇)茲ニ見ル處アリ中臣鎌足高向玄麿及僧旻等ト共ニ隋制ヲ參照シ時ニ人心ノ之レニ歸向心醉スルヲ見テ遂ニ此改新ヲ起スニ至レリ天智即位ノ後ニ至リテハ律令并學校ノ創定ヲ見ルノミナリト雖ヒ其未タ位ニ登ラサルノ時ニ於テ先ニ蘇我氏ヲ除キ今又此釐革ヲ致ス其偉功實ニ中興ノ主タルニ恥ズバト云フベシ

而シテ此改新ノ結果ヲ按ズルニ土地ノ豪族ハ舉ゲテ之ヲ國司郡司ト
 ナシ以テ其心ニ厭カシメタルガ如ク舊來ノ門閥風ハ依然トシテ行ハ
 レ只々支那ノ優勝劣敗主義ヲ取りテ内部ノ和主義ヲ表装セルニ過ギ
 ザルノ觀ヲ呈セリ

上古ノ文明并風俗

第二代綏餘天皇ヨリ開化天皇ニ至

ル八代凡ソ四百七十餘年間（遷都者或ハ說ナク此永年月間ニ於テ
 ノ外歴史上更ニ見ル處ナシ如何ニ上世歴史家ノ未開ナリ長クセシガ爲ニ多
 ノ事ナカレベカラズ是レ或ハ上世歴史家ノ未開ナリ長クセシガ爲ニ多
 ニ帝名ヲ加書セルニ非ザル且ツ開化ト號セラレタル帝ニシテ
 モ開明ノ實ヲ見ズ或ハ是レ崇神ヲ別チテ開化崇神ノ二帝トナセルモ
 ノナルベキナリ）我國ノ文明ハ毫モ外國ノ刺激ヲ受ケズ只ニ遲緩ナ
 ル自然發達ヲナセリ而シテ崇神後ニ至テハ政治統制上并ニ農工等稍
 有勢ノ進歩ヲナシ降テ應神以後ニ至レハ當時我國ヨリ數等優レルノ
 支那文明ヲ輸入シ大ニ社會全般即文學ニ宗教ニ延ヒテ衣食住ニ及ブ
 迄變動ヲ現セリ

古代ノ初部ニ於ケル人民ハ尙武簡朴ニシテ大ニ神祇并ニ祖宗ヲ重シ
 シ祭祀告願ニ意ヲ注ギ且又神代以來ノ風ヲツギ喜哀ノ感アレハ之ヲ
 歌ニ咏ズルヲ常トセリ故ニ諸神并神武天皇以下ノ長短歌ニシテ今ニ
 存スルモノ少カラズ國民ハ男女分業シテ農桑ヲ勵メリ彼雄畧天皇ノ
 后妃ヲシテ蠶事ヲ親ラシ人民ノ摸範ヲラシメタルガ如キ吳國ノ工女
 吳織漢織ノ來朝ノ如キ其事業ノ漸進セルヲ見ルニ足ルベシ食ハ米穀
 ナ主トシテ禽獸魚貝ヲ併用シ今ヤ穴居漸ク變ジテ木造ノ家居トナリ
 石製ノ武器全ク銅鐵ト變ズルニ至レリ

儒教ノ我國ニ入リシハ應神天皇ノ朝博士王仁來朝シテ論語及千字文
 ナ獻シタルヲ以テ嚆矢トス抑モ儒道タル人類古來ノ善徳并ニ經驗ヲ
 網羅包括シ一層之ヲ完璧ニセルモノニ過ギザルヲ以テ我國ニ入リテ
 毫モ拒絕セラル、ヲ見ズ却テ吾人固有ノ徳性ヲシテ大ニ鞏確ナラシ
 ムルノ功ヲ奏セリ是レ蓋シ我國古來既ニ多少儒道ノ實ヲ備ヘタルガ

故ナリ爾後幾何ナラズシテ稚郎子ノ兄弟ノ序ヲ重シテ遂ニ讓位ヲ以テ身ヲ殺シ且ツ仁德ノ仁ヲ施シ常ニ政治道德一結ノ政ヲ行ヘルガ如キ皆實ニ儒道ノ風化ヲ蒙リタルニ外ナラザルナリ而シテ我國人ハ元來粗野簡朴ナル武國通有ノ風習ヲ有シ君臣ノ分限亦甚嚴ニシテ殉死ノ如キハ臣下ノ常トスル處ナリシガ垂仁ノ朝ニ至リ土隅ヲ以テ之ニ代ヘタルガ如キ又大ニ其源因ノ何處ニ在ルヲ知ルニ足ルベシ其他履仲天皇ノ世トナリ各地方ニ史官（朝庭ニ史官ヲ置ケルハ正ニ其以前ナシナラシ）ヲ置キタルガ如キ又未ダ文字ナキノ我國ニ於テ吾人ノ思想又ハ詩歌ヲ表出スル皆ナ支那文字ニヨリ遂ニ假名ヲ生シ國文ノ榮進ヲ見タルガ如キ皆ナ以テ儒籍ノ功德ニ歸セザルヲ得ザルナリ我國上古ニ於テ未ダ宗教ノ名ヲ與フベキモノナク現時ノ所謂神道ト雖モ當時別ニ定形ヲナサズ經典ヲ具ヘズ只ニ祖宗又ハ英傑ヲ祭レルニ過ギズ後來佛教ノ刺激ナル處トナリ漸ク所謂神教ナル定形ヲ備ラ

ルニ至レルノミ上世ニ於テハ國人皆皇室ヲ以テ神ノ正裔トナシテ之ヲ奉戴シ帝者モ亦厚ク神祇ヲ祭リ自ラ神子ニシテ天下ノ宗家タルヲ世ニ明ニスルヲ以テ政事ノ主部トナシ所謂政祭一致ノ政法タリ然ルニ佛教ノ入ルニ及シテ唯我獨尊ヲ説キテ人權平等論ヲ唱ヘ靈魂ヲ以テ佛トナシ之ヲ無上ノ尊敬物ト認ムベキヲ教ヘ大ニ我國古有ノ主義ヲ損傷セリ故ニ我國人之ヲ入ル、（儒道ノ如ク容易ナラズ國粹ヲ主張スルノ義士之ヲ拒ミ以テ身ヲ亡ボスニ至レリ然レモ佛法ノ傳播又速ニシテ上古ノ中部ニ於テ既ニ其信徒首府ニ充塞スルニ至リ朝廷爲ニ光燦ヲ失シ皇室大ニ衰微ニ陥リ人民亦輕浮ニ流レ天祖神裔ヲ見ル）昔日ノ如クナラズ是ニ於テ第卅三代推古天皇ノ朝ニ至リ憲法并ニ衣冠ノ制ヲ定メ以テ時弊ヲ復セント圖レリ以上見ル如ク佛教ハ我國風ニ影響ヲ與ヘタリト雖モ其我國風ニ化セラレタル處亦尠シトセズ或ハ其所説ヲ變シ或ハ神佛混合ノ一奇觀ヲ呈スルヲ見ル是レ蓋シ純然

タル佛法ハ我國ト相容レザル處アルガ爲メナリ
其他建築彫刻等佛教ノ爲ニ起リ醫藥曆數又開クルヲ致セリ

第三篇 中古史(孝德天皇ヨリ安徳天皇ニ至ル)

天武及文武ノ二帝 天智天皇崩御ノ時ニ當リ皇弟大海人皇子讓位セラル、ヲ辭シ吉野ニ入り天智ノ皇子弘文天皇即チ祚ヲ踐ムニ至レリ然ルニ壬申元年六月大海人兵ヲ吉野ニ舉ゲテ反シ遂ニ弘文帝ヲシテ縊死セシメ自ラ之ニ代ル之レ即壬申ノ亂ナリトス
天武天皇深ク自己ノ爲ス處ヲ思ヒ大ニ皇族ヲ猜疑疎斥シ天智ノ系ハ殊ニ之ヲ惡ミテ位ヲ踐マシメザランコト勉メ以テ外戚ニ依頼スル風ヲ發生セリ又帝ノ治世ニ於テ素情不明ナルノ人民ハ官吏タルコト得ズト布令スルヲ見ルニ大化以來世ニ用サレタル支那風ノ漸次除去セラレ日本固有門閥主義ノ回復シ來ルヲ徵スルニ足ラン

文武天皇ハ一世ヲ隔テ、位ニ登リ大ニ天智ノ律令ヲ改メテ之ヲ大寶^(號年)ノ律令ト稱シ冠位ヲ停メテ位記トナシ勳位ヲ定メ天智以來ノ大寶ヲ完ニシ兵備ヲ治メ國內安靜タリ之ヲ大寶ノ治ト云フ

和氣清麿皇室ヲ危機ニ救フ 孝謙天皇ハ藤原不比等ノ

女ノ所生ナルヲ以テ他皇子ヲ捨テ、之ヲ位ニ即カシムルニ至レリ天皇殊ニ僧道鏡ヲ愛シ常ニ禁闈ニ出入セシメ遂ニ太政大臣禪師ノ官ヲ授ケ乘輿服食一ニ皆ナ法皇ニ準シ諸政ヲ委テ其專恣暴横ニ任シテリ淳和之ヲ諫ムレト救フ能ハズ遂ニ相隙アリ孝謙重祚スルニ及シテ太宰ノ祇官習宜阿曾麿ノ媚言ヲ信シ遂ニ位ヲ道鏡ニ讓ラント欲シ即チ和氣清麿ヲシテ宇佐八幡ノ神教ヲ請ハシム清麿道鏡ノ脅迫ヲ意トセズ還リ奏シテ曰ク我國君臣ノ分定マレリ臣ヲ以テ君トナスコト未ダ之レアラズ天ツ日嗣ハ必皇緒ヲ撰テ之ヲ立ツベシ若シ神器ヲ窺フ悖逆ノ徒アラハ速ニ之ヲ刈除シテ遺類ナカラシムベシト道鏡大ニ怒リ

清磨ノ名ヲ穢磨ト改メ之ヲ配流セリ光仁天皇嗣立シテ先ツ道鏡ヲ貶
 シ清磨ヲ召シテ舊官ニ復ス（當時皇室ノ權實ニ確定シ祖宗以來ノ光威
 臣民タルモノ之ヲ奉戴セザルベカラズト認ムルニ至レリ故ニ清磨
 ノ奏言タル實ニ日本臣民ノ心理ニ有スル考ヲ代表スルニ外ナラザル
 ナ）爾來清磨諸國ニ歷任シ水利ヲ興シ民福ヲ盛ニシ殊ニ古事ニ通シテ
 民部省令二十卷ヲ著ハン桓武ノ朝ニ至リ遂ニ薨ズ朝廷此大勳ヲ配シ
 後世ニ至ルモ宇佐ノ奉弊使ハ常ニ和氣家ヲ以テ之ニ充テタリト云フ

遷都

歷代ノ帝者大和又ハ其附近ニ都ヲ遷スノ舉アリテ舊

都ノ跡四十餘所ニ及ベリ（斯クノ如ク遷都ノ頻々アリシハ一ハ其實ニ
 上世一般ノ風俗ニ起因シタルモノニ往住セル我國）元明天皇奈良ニ都シテ
 ヨリ所謂奈良朝七代八十餘年相續キ土地大ニ繁榮ニ赴キ遷都ノ業又
 昔日ノ如ク容易ナラズ然ルニ第五十代桓武天皇爾後不變ノ帝都ヲ定
 メントシ地ノ宜ヲ相シ山背國葛野郡宇陀村ニ京城ヲ建テ延曆十三年
 （千四百五十四年）茲ニ遷都セリ是レ即チ今ノ西京ニシテ明治ノ初年マ

テ相繼テ帝都タリ

東夷ノ征討

桓武天皇ノ朝坂上田村暨出テ、鎮守府將軍

トナリ屯田ノ法ヲ用キテ蝦夷ヲ陸中ニ逐セ嵯峨ノ世ニ至リテ文屋綿
 磨其業ヲ襲ギタリ

正和ノ變

仁明天皇淳和上皇ノ子恒貞夫以テ皇太子トセリ

恒貞ハ名望學才兼備ノ人ニシテ己レ藤原氏ノ出ニアラザルヲ以テ禍
 ノ身ニ及ハンコトヲ恐レ固辭スルモ許サレズ正和七年及九年ニ於テ淳
 和嵯峨ノ二上皇相尋テ崩御スルニ及テ天皇即チ流讒ヲ信シテ太子ヲ
 廢シ從官ヲ黜置セリ帝嘗テ牢獄ノ前ヲ過ギテ其何タルヲ解セズ后之
 チ知ルニ及テ囚徒ヲ放免セシメタルガ如キヲ見ルモ其英主ナラザリ
 シヲ知ルニ足ルベシ而シテ帝ハ只ニ從來猖勢ナル藤氏ノ權ヲシテ益
 熾ナラシムルヲ致セルノミ

菅原道眞ノ貶

宇多天皇深ク藤氏ノ專權ニ懲リ良房死ス

ル後復太政大臣ヲ置カズ其權勢ヲ殺グテ勉メ儒者菅原道真ヲ擢舉シ位爵ヲ暴進シテ權大納言兼右大將藤原時平ト相顔顔セシム然レモ今ヤ藤氏輔弼ノ權既ニ確固トシテ其動カザル泰山ノ觀アリ醍醐帝十三才ニシテ嗣立スルニ及ンテ道真ヲ羨怨スルノ徒相ヒ結スビ其女ノ所生齊世親王ヲ挾ミテ私ニ廢立ヲ謀ルト誣奏セリ帝即之ヲ信シ延喜元年遂ニ道真ヲ貶シテ太宰權守トナシ其子女二十三人皆配流セラル宇多上皇之ヲ救ハントシテ奸輩ノ妨グル處トナリテ成ラズ爾後天災地變相ツギ時平菅根等皆夭折ス時人之ヲ以テ道真ノ崇ル處トナシ之ニ太政大臣ヲ贈ルニ至レリ

藤原氏附武家 藤原氏ノ政權ヲ得タル又偶然ニアラズ其基因トスル處概チ左ノ二項ニ外ナラザルベシ

(一) 壬申ノ亂ニ於テ王室三派ニ別レ天武帝遂ニ弘文天皇ニ勝テ爾來外戚ニ聊賴スル甚深ク且ツ天智ノ裔ヲ斥ケンチ是レ勉メ爲メニ女主

庸君相尋テ位ニ登リ降テ清和九才ヲ以テ祚ヲ踐ムガ如キニ至リテハ政權外戚ニ歸シ王室益式微タラザルヲ得ザルニ陷レリ

(二) 藤氏舉族大ニ協和心ニ富メリ常ニ春日明神ノ祭祀ニ集合セルガ如キハ其一例ナリトス是レ橘等ノ諸家ヲ超ヘテ政權ヲ得タル一大因タリト云フヲ得ベシ

初メ中臣鎌足孝徳天智ノ際ニ於テ大勳ヲ立テ顯位ニ居リ姓藤原ヲ賜ハリ以テ皇室ノ據タルニ至レリ其子不比等四朝ニ歷仕シ百川亦光仁桓武ヲ擁立シ降テ良房ニ至タリ人臣ヲ以テ始メテ太政大臣トナリ清和ノ幼主ナルニ乗シテ攝政ノ權ヲ藤氏ニ收メタリ光孝天皇即位シ年五十九才ナリト雖モ政治ノ事藤氏ヲ仰ギ以テ庶政ヲ關白セシメ是ニ於テカ政權ハ舉ゲテ藤氏ニ歸シ其女ノ所生ニアラザレバ立テ帝タルヲ得ザルニ至リ天皇ハ只虛位ニ在ルノミ然レモ帝ヲ廢シテ藤氏之ニ代ハルガ如キハ我國太古以來ノ歷史上許サザル處ニシテ彼佛國上世

ノ宮内大臣ト帝者トノ比ニアラザルナリ斯ノ如ク藤氏ノ勢實ニ當ル
ベカラサルニ至リ他家之ニ競フモノナシ遂ニ内闕ヲ見ルニ及ベリ彼
ノ兼道兼家兄弟ヲ以テ相争ヘルガ如キ其一例タリ而シテ常ニ驕傲奢
侈其極ニ陥リ優弱不斷ノ風從テ起リ只ニ逸樂耽遊ヲ事トシ長袖細纓
薰風ニ翔ルヲ以テ社會無上ノ榮トナシ治世ノ要素タル武事ヲ賤ム甚
シシ舉ゲテ之レヲ武家ニ委セリ是レ實ニ藤氏衰頽ノ源因セル處ナリ
トス當時武家ハ未タ藤氏ニ代ルノ資力ナク上ハ王室ト藤原家ニ事ヘ
下ハ地方ノ割據シテ封建ノ發芽タル諸豪族ヲ馭シ以テ徐々隱然勢力
ヲ涵養セリ

天慶ノ亂

藤氏政權ヲ恣ニシ徒ニ華美優柔ニ陥リ地方ノ政
治ニ至リテハ更ニ意ニ介セズ漸ク後世ニ至リテハ盜禁中ニ入り或ハ
火ヲ放チ地方ノ貢調ノ如キモ途ニ掠取セラレ諸豪族ハ據有併吞ヲ事
トシ其觀亂麻モ只ナラザルヲ致セリ朱雀天皇天慶二年(千五百九十九

年)平將門反大襲ニ仕官ヲ藤原忠平ニ求メテ省セラレズ即關東ニ奔テ
叛ヲ謀リ興世王等ト相結ビ自ラ新皇ト稱シ偽宮ヲ下總ノ猿島ニ建テ
文武百官ヲ置キ(此時曆博士云フ)四圍ヲ兼併シ其黨伊豫椽藤原純友遙
ニ之ニ應シ京都爲ニ戒嚴スルニ至ル尋テ平貞盛小野好古及藤原忠文
等之ヲ討平セリ(地方政ノ不整又以テ見ルベク朝廷官位ヲ純友ニ與ヘ
ベシキナリ)テ之ヲ政ノ不整又以テ見ルベク朝廷官位ヲ純友ニ與ヘ

前九年ノ役

天喜四年(千七百十六年)八月奥州ノ豪族阿部
賴時反ス初メ賴時父祖忠賴以來世々奥羽ニ酋長タリ近地ヲ制服シテ
數郡ヲ領シ西ハ白河關ニ及ビ東ハ外ヶ濱ニ達シ中央ニ衣川關ヲ設ケ
テ慢然朝廷ニ貢セズ國守モ亦之ヲ制スル能ハズ朝廷即チ源賴義ヲ以
テ鎮守府將軍トナシ之ヲ赴討セシム時ニ大赦ニ會シテ賴時喜テ歸服
セシガ再ビ反シテ官軍ニ抗セリ後賴時殺サレ子貞任之ヲ襲ギ軍大ニ
振フ康平五年賴義出羽ノ豪族清原光則及弟武則ノ來援ヲ得遂ニ貞任

ヲ討殺セリ此亂實ニ九年ノ永キニ亘ル故ニ此名アリ
 後三條天皇及白河天皇 後三條天皇ハ後朱雀天皇ノ擁
 立スル處トナリ明決英果大ニ皇室ノ式微ヲ患ヒ自ラ藤家ノ出ニアラ
 ザルヲ以テ大ニ其權ヲ殺クヲ勉メ延久元年記録所ヲ置キ親ラ民ノ訟
 事ヲ聽キ國司ノ再勤ヲ停メ莊園ヲ調査シテ兼併ヲ復サシメ藤氏大ニ
 耽ルノ奢侈ヲ禁シ萬機ヲ親裁シ遂ニ關白賴通ヲシテ只ニ具臣ヲラシ
 メ後ヲ遂ヒニ宇治ニ退カシムルニ至レリ然レモ帝ノ爲ス處深ク時勢
 ナ願ミズ少シク急激ノ觀アルヲ以テ藤家并ニ武門ノ好ム處トナラズ
 且ツ其在位永カラザルヲ爲ニ十分ノ好果ヲ見ル能ハズシテ止メリ
 白河帝嗣立シテ亦政ヲ藤家ニ托セズ大ニ後三條ノ風采アリ爾後攝政
 關白タルモノ只ニ員ニ備ハルニ過ギザルノ態ニ陥リ是ニ於テカ天皇
 施政ノ輔弼ナク爲ニ一旦退位セルノ上皇之ニ當ルニ至リ院宣ヲ以テ
 政ヲ輔ケタリ然レモ是亦弊害ヲ生シ降テ鳥羽ノ朝ニ至リ院宣ニ違フ

モノハ罪違勅ニ準ズト宣布セラレ新帝及大臣ハ空位ヲ擁スルノ觀ヲ
 呈セリ院宣ノ世永ク一百餘年ニ亘リ白河鳥羽後白河ノ三皇相ツキテ
 之ヲ行ヘリ而シテ武權ヲ得ンガ爲ニ士人ヲ撰ビテ之ヲ養ヒ呼ンデ北
 面ノ士ト稱セリ

後三年ノ役

奥州ノ豪族吉彥秀武一日鎮守府將軍清原武則

ノ嫡孫眞衡ヲ訪ヒ其基ヲ圍ミテ長ク省セザリシヲ以テ怒リ去レリ眞
 衡之ヲ討チ秀武眞衡ノ二弟ニ勸メテ共ニ兄ニ抗セシム源義家即チ眞
 衡ヲ助ケテ賊黨ヲ克平シ賞ヲ朝廷ニ乞ヘリ朝廷之ヲ目スルニ私闘ヲ
 以テシ敢テ其請ヲ許サズ(地方ノ政治ニ忌ナシ)義家止ムヲ得ズ私財
 ナ以テ戰士ヲ賞シ漸ク東奥及關八州ノ人心ヲ收得セリ(賴朝ノ勲業ヲ
 經ノ身ヲ與地ニ匿ス又
 偶然ニアラザルナリ)

有爲ノ士世ヲ捨ツ

崇徳ノ朝左兵衛尉佐藤憲清保延三年

ニ至リ官ヲ捨テ、西行ト稱シ以テ水雲ノ身ト化シ藤原爲業兄弟亦大

原山ニ隱レタリ是レ蓋シ時政ノ振ハズ藤氏斃レテ院政興リ實權又將
ニ武門ニ移ラントスルヲ慨キシニ外ナラザルベキナリ

保元平治ノ亂及平氏ノ盛衰 保元ノ亂ハ皇室内ノ爭亂

ニシテ源氏義朝ヲ除ク外ハ皆崇徳ニ隸シ平氏ハ後白河ニ屬セリ然ル
ニ崇徳敗績スルニ及ンテ平氏ノ勢漸ク隆盛ニ赴キ尋テ平治ノ亂ニ於
テ殆ント源氏ヲ勦絶シ是ニ於テ平氏ノ勢確立スルヲ見タリ初メ平貞
盛將門ヲ討チテヨリ世々將帥トナリ忠盛ニ至リテ白河以下五皇ニ歷
仕シ殊ニ鳥羽ノ寵眷ヲ得刑部卿ニ進ミ昇殿ヲ許サレ崇徳ノ朝南海ノ
賊ヲ平ケテ功ヲ奏シ漸ク平氏ノ權勢ヲ萌芽セリ其子清盛ニ至リ勇膽
ヨク保元平治ノ亂ヲ平ケ漸時昇進シテ遂ニ太政大臣トナリ宗族天下
ノ要路ニ充塞シ身ハ帝者ノ外戚タルニ進メリ然ルニ今ヤ天下之ニ競
爭ヲ試ルモノナク平氏ヲシテ益驕奢ニシテ上ハ皇室ヲ凌ギ下ハ嚴罰
ヲ以テ民口ヲ抑ヘ事皆藤原氏ノ優風ニ倣ハシムルニ至レリ且ツ清盛

ノ勇剛及ヒ其子重盛ノ忠良ヲ除クノ外ハ宗族皆暗愚ニシテ毫モ前途
ヲ顧慮スル處ナク輕浮其日ヲ送り清盛熱ヲ病ンテ死シ重盛亦早世ス
ルニ及テ強敵ノ脅カス處トナリ遂ニ安德帝ノ文治元年(千八百四十五
年)ヲ以テ舉族西海ノ藻屑ト化セリ

中古ノ文明并風俗 宗教ノ各地方ニ蔓延擴彌シタルハ實

ニ中古ノ時代ナリトス藤原氏ノ世ニ至リ門閥主義回復シテ大ニ世ニ
行ハル、ニ至リ有爲ノ士ハ皆身ヲ佛僧ト化シ是ニ於テ最澄空海等輩
出シ唐ニ留學シテ智慧ヲ磨ケリ玄昉道鏡ノ如キ輩ト雖モ學理ニ秀絶
セル又疑フベカラズ而シテ空海ノ神佛兩部合同ノ說ヲ唱ヘテ別ニ一
派ヲ立テタルガ如ク佛教ト神道ト互ニ相一致スルノ傾ヲ呈シ以テ佛
教ト王室トハ密接ナル關係ヲ有シ爲メニ其擴彌ヲ成スニ至レリ今其
事實ヲ順次左ニ羅述セン聖武天皇大ニ佛ヲ信シ自ラ三寶奴ト稱シ僧
ヲ度シ之ニ施與スルノ土地物件又實ニ多ク且ツ諸國ニ詔シテ國毎ニ

國分寺ヲ建テ尋テ金剛明寺及法華寺ヲ作ラシメ郡司ノ之ガ建設ヲ急ニスルモノハ其職ヲ世襲セシメタリ次帝孝謙ノ世ニ至リ殺生ヲ禁シテ漁獵者ニ與フルニ戸毎ニ一日米二升ヲ以テシ其他法會讀經等ノ盛ナル古今實ニ其比ヲ見ザル處ナリ爾來佛教ノ彌蔓ハ愈々駭々トシテ止マズ降テ白河帝ニ至リ亦大ニ佛ヲ偏信シ屢々高野及熊野ニ幸シ寺僧像畫ノ費又大ニシテ國用大ニ欠乏ヲ生シ賣官ノ弊ヲ現ハシ天下ニ令シテ殺生ヲ禁シ漁網ヲ燒カシムルヲ八千八百餘ノ多キニ及ベリ尋テ武門ノ興起ニ伴ヒ強剛不逞ノ徒多ク佛門ニ入り佛寺ノ大ナルモノ殊ニ叡山南都ノ諸寺ノ如キニ至リテハ初メテ僧兵ナル者ヲ蓄フルニ至リ或ハ互ニ相戰ヒ或ハ武家ノ請囑ニ應シテ之ヲ援ケ或ハ朝臣ノ不法ヲ官家ニ詰リ朝廷亦之ヲ如何トモスル能ハズ常ニ源平二氏ヲシテ之ヲ拒ガシメタリ(聖武ノ世佛像ヲ毀ツモノハ親ヲ殺スモノト同科ナ足ヲ知ルニ)

大化改新ノ後支那文學實ニ盛ニシテ現今ノ英語流行モ及ブ能ハザルノ勢アリ或ハ隋唐ニ留學シ或ハ大學及國學ニ入り又ハ私學ノ興コルアリテ一ニ皆支那文ヲ摸倣スルニ汲々タリ古事記及日本書記蓋シ此時ニ成ル當時ノ百官亦取ルニ業ナク閑散ヲ慰スルニ詩文ヲ以ツテシ降テ醍醐ノ朝菅原道真唐ト交通ヲ絶チヨリ支那學漸ク衰運ニ向ヘリ和文ハ奈良朝ニ及ヒ歌學大ニ進步シ支那文字ヲ假用羅記シテ和語ヲ表示スルノ術ヲ講セリ萬葉集其一例ナリトス尋テ平假名發生シ空海四十八文字ノ歌人口ニ陰灸シ且ツ吉備眞備片假名ヲ創始シテ大ニ國文ノ進步ヲ示シタリ降テ平安ノ初ニ於テ詩賦又盛ニシテ百官之レニ靡キ歌道復衰ヘタリシガ清和以後歌又盛熾ニ赴キ六歌仙等出テ、奈良朝ノ歌聖山邊柿本等ノ流ヲ酌ミ延喜ノ際ニ至リ紀貫之等出テ歌道益盛熾トナリ題詠師傳等生シ古今集蓋シ此時ニ成レリ延ヒテ一條天皇ノ世ニ至レハ紫式部赤染衛門和泉式部等出テ只ニ和歌ヲヨシス

ルノミナラズ併セテ文詞ニ達セリ其他三好清行大藏善行紀長谷雄小野道風大江時棟慶滋保胤等前後ニ輩出シテ博學能書通典ノ名ヲ得タリ

建築彫刻ノ諸技ハ佛ノ盛隆ニ伴フテ實ニ絶大ノ進歩ヲナシ其遺物ノ今ニ存スルモノ以テ人目ヲ眩スルニ足ル繪畫ニ於テハ巨勢金岡出テ其精巧ヲ極メ其他藤原氏及平氏ノ奢侈ヲ資スルモノ音樂ニ歌舞ニ皆歩ヲ進メタリ

元明天皇武藏國ヨリ銅ヲ得テ年ヲ和銅ト改メ初メテ我國產ノ金屬ヲ以テ鑄錢シ之ヲ和同開珎ト稱セリ(上古ハ別ニ貨幣ナク只米穀ヲ標準外國ニ得ルニ及ンテ之ヲ併用シ天武以來舶來ノ銅ヲ以テ錢ヲ鑄元明此舉アリテ銀錢ト交ヘ用井シメ爾後歷朝國產ノ諸金屬ヲ以テ錢ヲ鑄元明ノ然レハ民間ニ周クスルニ足ラズ外國ノ通貨又ハ砂金銀塊ヲ補用セリト云フ)

第四篇 近古史(安徳天皇ヨリ孝明天皇ニ至ル)

源氏

源賴義家功ヲ朝ニ積ミ或ハ名ヲ關東及奥羽ニ廣メ

大ニ人心ヲ收攬シ或ハ藤原氏ヲ援ケテ之レガ用ヲナシ院宣ノ際ニ於テハ平氏ト共ニ當時ノ要職檢非違使ニ當リタルモ漸ク平氏ノ爲ニ權勢ヲ奪ハルニ至リ爲義ノ嫡孫賴朝平治ノ亂ニ於テ父義朝ニ從テ亡ケ遂ニ平氏ノ捕フル處トナリ二條天皇ノ永曆元年赦サレテ伊豆ニ流サレ漸ク長シテ土豪ト結ビ英氣ヲ蓄ヒ治定四年(千八百四十年)以仁王ノ令旨ヲ得テ外家北條時政ト兵ヲ起サンヲ謀レリ尋テ以仁王并ニ源賴政一敗地ニ塗ルヲ見テ爲ニ躊躇セルモ文覺上人ノ勸ムル處トナリ遂ニ兵ヲ舉ゲテ先ツ伊豆目代ヲ攻殺シ進テ平軍ト石橋山ニ戰テ大敗シ僅ニ七騎ト共ニ阿房ニ逃レ茲ニ諸處ノ兵ヲ集メテ勢復振ヒ是ニ於テ關東ノ豪傑響應シ富士川ニ進テ平維盛ノ軍ヲ恐レ走ラシ遂ニ二弟範賴義經ヲシテ源義仲ヲ宇治瀬多ニ敗リ平氏ヲ西海ニ滅サシメ以テ鎌倉ニ幕府ヲ開キ文化三年藤原泰衡ヲ討平シテ霸業全ク成リ兵ト財

トノ二事ヲ統へ以テ政治ノ實權ヲ握ルニ至レリ然レモ性猜妬遂ニ二弟ヲ刈除シ四肢タルベキノ同族ヲ斃シ以テ外戚北條氏ニ聊頼スルヲ事トシ正治元年正月暴ニ薨ゼリ年五十三歳ニ三十三ニシテ兵ヲ起シ五年ニシテ平族ヲ斃シ後十五年間兵馬ノ權ヲ握レリ然ルニ爾後二世ナラズシテ源氏ノ正統斷絶シ陪臣北條氏權ヲ專ニスルニ至レリ今頼朝創始ノ幕政ヲ檢スルニ政所侍所及問注所ノ三廳アルノミニシテ後來武家政治ノ模範タリ政所ハ天下ノ政事ヲ統へ侍所ハ武士ヲ監シ問注所ハ訴訟ヲ司レリ各所ニ長アリテ京師ノ學者大江廣元三好康信及武臣和田義盛ヲ以テ之ニ充テ以テ天下ノ庶政ヲ行ヘリ之ヲ大化ノ新政ニ比スルニ其下ルヲ數等ニシテ我國民文明上大ニ退步セルノ徵證タルガ如シト雖モ吾人日本人ハ文明上退歩的又ハ停止的ノ民ナラザルヲ以テ決シテ文明上ニ退歩ヲ見ルコトアイヌ人又ハ西印度族ノ如クナラズ是レ只前者ハ隋制ノ模倣ニ止リ後者ハ經國上必用ノ組織

ナルヲ以テ軒輊ノ差又怪シムニ足ラザルナリ

北條氏

北條時政頼朝ノ外戚トシテ輔ケテ霸業ヲ成サシメタリト雖モ私カニ之ニ代ルノ志ヲ有セリ曾我祐成兄弟ヲシテ父仇ヲ復スルノ後尙進ンテ頼朝ノ幕ヲ犯サシメタルガ如キハ實ニ北條氏ノ教唆ニ出デシ者ニ外ナラザルベシ子義時亦其志ヲツギ頼朝十八才ニシテ頼朝ノ事業ヲ承クルニ及ンテ其遊惰ニ任セ遂ニ事ニ乗ジテ削髮セシメ實朝ヲ擁立シ其官位ヲ暴進シテ驕逸ニ陷ラシメ承久元年ニ至リ頼家ノ子公曉ヲシテ之ヲ殺サシム源氏ノ正統茲ニ絶チ即チ京師ヨリ源家ノ遠姻又ハ皇子ヲ迎ヘテ鎌倉ノ主トナシ自ラ執政トナリテ實權ヲ握リ其主稍長シテ北條氏ノ真意ヲ忌ムニ至レバ之ヲ除キ更ニ幼者ヲ立テ且ツ源家ノ宿將ニシテ己レニ不利ナル者即島山三浦和田ノ諸族ハ前后之ヲ滅亡セリ而シテ皇室永シ政權ヲ失フト雖源家ノ滅絶ヲ見テ政又復スベシトセリ然ルニ北條氏ノ之ニ代ハルヲ見テ憤惋ノ

極承久ノ亂ト化セリ然ルニ北條氏ノ力強ク遂ニ後鳥羽、土御門、順徳ノ三皇ヲ流シ源氏以來京師屯在ノ兵ヲ増シ其舉動ヲ監スルニ至レリ而シテ北條氏此逆事ヲ累ルモヨク當世ヲ御セル所以ノモノ政治宜キ得タルニ依ラズシテ只ニ歷世人才ノ出テタルニ歸セリ泰時時頼深ク民心ヲ收メタルガ如キ以テ見ルベシ然レモ其奸計ノ王室ヲ二派ニ分テ相交立シテ互ニ争ハシメ攝家ヲ五別シテ相競ハシメ以テ朝廷ノ權力ヲ弱カラシメタルガ如キ又實ニ惡ムベキナリ降テ高時ノ世ニ至リ庸暗ヨク北條氏ノ系ニ堪ヘズ皇室之ヲ討チ勤王ノ師亦起リ遂ニ之ヲ殺誅スルヲ得タリ即チ北條氏時政以後八世凡百數十年ニシテ遂ニ亡ズ北條氏ノ奸惡大ナリト雖モ其國家ニ於ケル功績實ニ小ナラズトス兵備ヲ嚴ニシ探題府ヲ設ケ國防怠ルナク時宗ノ世ニ至リ元主忽必烈ノ脅迫ヲ恐レズ常ニ果決ヲ主トシ後宇多天皇弘安四年十萬ノ寇兵ヲ塞ニセルガ如キ國光上眞ニ傑々タル偉績ト云フベシ

第九十六代後醍醐天皇ノ中興

後醍醐帝英主ニシテ

心ヲ政事ニ留メ常ニ帝室ノ陵夷ヲ嘆キ庶政ヲ親ラシ北條高時ノ暴恣ヲ惡ミ之ヲ討スルヲ承久ノ際ノ如クセントシ事中絶ニ属セリ然レモ護良親王ノ忠謀ヲ得テ遂ニ兵ヲ舉ゲ一時ハ高時ノ爲メニ或ハ笠置山裡ニ漂潜シ或ハ隱岐島上ニ配流セラレタリト雖モ護良親王及勤王ノ忠臣楠正成、新田義貞、名和長年等ノ力ヲ得テ元弘三年遂ニ猖勢ノ北條氏ヲ滅ボシ政權ヲ朝廷ニ回復セリ然レモ帝ハ猶ホ當時文事廢頽ノ時皇室ノ何物タル未ダ人士ノ普ク知ラザル處ニシテ中興ノ業ニ與レル軍士多クハ心裡大ニ他ニ期スル處アルヲ知ラズ徒ニ武家ヲ抑制スルヲ惟レ務メ且ツ文臣ノ久シク壓屈セラレタルモノ俄ニ權ヲ恣ニシ勳功ノ武人未ダ賞ヲ得ザルニ寵幸ノ嬖姫既ニ邑ヲ賜フガ如ク其他帝ノ處置其宜キヲ得ズ護良親王ヲ黜ケ之ヲシテ遂ニ足利氏ノ手ニ斃レシメ且ツ足利尊氏ヲ偏寵シテ他ノ忠良ヲ輕侮シ以テ天下充塞ノ武人ヲ

シテ再ビ亂ヲ思ヒ一將種ヲ戴キテ干戈ヲ弄セント欲スルニ至ラシメ
 タリ故ニ尊氏ノ出テ、鎌倉ノ亂ヲ起討スルニ及ンテ武人茲ニ凝集シ
 遂ニ推戴シテ以テ官軍ニ抗ス以是觀之尊氏自カラ叛意ノ確定セザル
 ニ於テ既ニ四圍武人ノ迫ル處トナリタルヤ又疑フベカラズ曩ニ義貞
 ナシテ鎌倉ニ臨マシムルモ又武人ノ擁スル處トナリタルヤ明ナリ尊
 氏ノ自殺セント欲スル前後數回常ニ他ノ擁止スル處トナリ其敗衄シ
 テ西海ニ奔ルヤ武士又其處ニ雲集セルガ如キ以テ尊氏ノ心意并ニ當
 時士心ノ如何ヲ窺フニ足ルベシ是ヲ以テ當時後醍醐帝ノ改革タル大
 化ノ際ノ如ク人意ノ傾向ニ乗ジテ成レルニ非ズシテ却テ人士ノ意志
 ニ逆ヒ以テ敗ル、ニ至レルヲ知ルニ足ルベキナリ

足利氏

足利氏皇室ト争ヒ勤王ノ諸臣正成義貞長年及其姻

裔ト戰フヲ實ニ永ク多少勝利ヲ得且ツ別ニ皇系ヲ擁立シテ帝トナシ
 是ニ於テ皇室南北兩朝ニ別レ王家ト武家トノ二派相争ヒ爾後南朝ノ

名將前後皆斃レ軍爲ニ漸ク振ハズ遂ニ後龜山帝ノ世兩朝合一スルヲ
 見ルニ至ルマデ五十餘年間戰事ヲ繼續セリ初メ尊氏天下ヲ一統シ幕
 府ヲ京都ニ置キ以テ政權ヲ左右セルヨリ十六世二百三十餘年ノ久シ
 キニ傳ヘ義昭ニ至リテ織田信長ノ爲メニ逐ハレ足利氏爲メニ亡ブル
 ナ致セリ蓋シ足利氏ノ政事ヲ行フヤ諸侯將ノ南朝ニ付カンフヲ恐レ
 テ之ヲ優待シ巨多ノ領地ヲ與ヘテ其歡心ヲ買ヘリ故ニ爾後徳川氏ニ
 至ル迄ハ足利將軍ト諸侯トノ區劃不明瞭ヲ極メ其關係亦疎鬆ニシテ
 君臣ノ別ナキノ觀アリ山名(十三國ヲ領シ天下稱)上杉大内赤松細川ノ
 諸侯其勢甚強ク皆以テ足利氏ニ匹敵スルノ風アリ然レモ義滿ノ世明
 徳應永ノ二役ニ於テ山名大内ノ叛ヲ討テ之ヲ滅シ一時諸侯ヲ震恐
 セシメ足利最盛時代タルヲ致セリ降テ將軍義教赤松滿祐ノ害ニ罹リ
 尋テ義政ノ時ニ至リ後土御門帝ノ世細川勝元山名宗全ノ二雄將軍繼
 嗣ノ事ヲ以テ相争ヒ互ニ擁スル處アリ各々屬國ノ精銳巨萬ヲ集メテ

京城ノ下ニ戰ヒ兵燹相ツギ兵結ンテ解ケザル前後十一年ニ亘リ將軍
 又如何トモスル能ハス會々兩軍ノ將死シ初メテ其局ヲ結ベリ之ヲ應
 仁ノ亂ト云フ爾後將軍ノ號令毫モ行ハレズ群雄處々ニ割據シ大義名
 分既ニ暗雲ノ蔽フ處トナリ道義跡ヲ絶チ人倫地ニ委シ弑奪相繼ギ戰
 爭止ム時ナキニ陷レリ

初メ王政ノ弛廢スルヤ外國トノ私通又起リ殊ニ西南ノ民士我國使ト
 稱シテ往來スルモノアリ延ヒテ足利氏ノ時ニ至リ漸ク盛ニシテ明ト
 書ヲ通シ商ヲ行フ義滿ノ如キハ其最甚キモノニシテ明主朱允秋國書
 及冠服ヲ甘受シ日本國王ニ封セラレ自ラ明ニ對シテ臣ト稱スルニ至
 レリ其國體ヲ汚ス實ニ大ナリト云フベシ爾後戰亂ノ世トナルニ及ン
 デ沿岸諸侯殊ニ對馬侯宗氏ノ如キハ私交貿易ヲ常トセリ

日本ノ戰國時代附織田氏及豐臣氏 紀元二千百三十六年
 ニ於テ應仁ノ亂置ニ已ムト雖モ足利氏ノ反例今ヤ天下諸侯ノ擬スル

處トナリ足利氏ノ威令地ニ委シ國內ノ紊擾亂莠モ管ナラザルガ如ク
 父子君臣ノ道ヲ解スルモノナク或ハ恣ニ君ヲ弑シテ起リ或ハ明ニ弱
 ナ併セテ強ク皇室ノ陵夷又實ニ名狀スベカラズ清涼殿ノ燭光ハ三條
 大路ヨリ望見スベク左近ノ櫻下ハ京童ノ遊技場トナリ紫宸殿ノ階段
 亦破壞ニ陥リ公卿ノ輩尠少ノ内職ヲ營ミ以テ口ヲ糊スルヲ得タリ降
 テ織田豐臣ノ二氏尋テ起ルニ及ンテ文明ノ曉竿漠雲ヲ破リ皇室以テ
 安ク缺典起リ廢事出テ賦稅輕ク民以テ憩フヲ得ルニ至レリ

正親町天皇ノ世群雄割據ノ勢最盛ニシテ其最タルモノヲ舉グレハ常
 陸ニ佐竹氏アリ東奥ニ南部伊達相馬ノ諸族アリ安房ニ里見氏アリ上
 杉謙信ノ北越一圓ヲ有シテ甲信據有ノ武田信玄ト相轢リ機變巧策ヲ
 以テ兩將死際ニ至ルマテ十三年ノ久シキ信州川中島ニ戰フアリ北條
 氏ハ武總ニ據リ織田氏ハ濃美畿甸ヲ有シ毛利氏ハ中國ニ張リ島津氏
 ハ九州ニ振ヘリ

信長ハ尾濃ニ長シ磊落放縱武ヲ好ミ駿河ノ國主今川義元ニ抗シ其巨軍ヲ桶峽ニ敗リテ義元ノ首ヲ獲以テ霸業ノ端ヲ開キ尋テ將軍義昭ヲ擁シテ上洛シ後互ニ不和ヲ生シテ遂ニ之ヲ滅ボシ以テ天下ニ號令スルニ至レリ德川氏ト謀リテ武田家ヲ斃シ上ハ皇室ノ經營供御ニ意ヲ注ギ下ハ國家群雄ノ撥亂反正ニ身ヲ勞シ漸シ日本ノ半ヲ戡定セリ然レモ其英邁剛毅臣下ヲ遇スル嚴呵ニ過ギ遂ニ其怨ヲ買ヒ父子共ニ明智光秀ノ弑逆ニ逢ヒ其大志ヲ遂クル能ハズシテ止メリ

豐臣秀吉ハ尾張ノ鼻家ニ生レ面貌猿猴ニ類シ性敏捷銳勇ニシテ幼名ヲ日吉丸ト稱シ尋テ木下藤吉郎ト改メ漂寓以テ衣食スルヲ得タリ遂ニ信長ニ仕フルニ及ンテ大ニ其用フル處トナリ眷遇日ニ加ハリ漸ク進ンテ部將タルニ至リ丹羽柴田兩將ノ勇ヲ羨テ性ヲ羽柴ト改ム信長ノ逆ニ遇フヤ秀吉正ニ毛利氏ト藝州ニ戰フ即之ト和シ歸リテ君ノ仇ヲ報シ光秀ヲ山崎ニ敗リ信長ノ嫡孫秀信ヲ立テ、織田氏ヲ嗣ガシム

織田氏ノ宿將柴田勝家秀吉ノ勢日ニ盛ナルヲ嫉ミ秀信ノ叔父信孝ヲ擁シテ之ニ抗シ終ニ梁瀨ニ敗死ス信孝ノ兄信雄モ亦秀吉ニ抗シ德川家康ノ援ヲ得テ互ニ小牧山ニ對陣セリ秀吉即チ家康ノ大度強兵容易ニ服スベカラザルヲ悟リテ共ニ成チ行フ是ニ於テ秀吉自ラ織田氏ニ代リ大坂ニ築キ順次官ヲ進メテ關白太政大臣ニ陞レリ既ニ長曾部氏ヲ西南ニ降シ上杉氏ト北陸ニ和シ北條氏ヲ亡ボシ伊達島津ノ兩族ヲ服シ其天下ヲ戡定スルノ術信長ノ如ク征服的ニアラズシテ只ニ連和的ノ方法ヲ取リタルヲ以テ未ダ數年ナラズシテ今ヤ天下ニ號令スルニ至タリ今ヤ國內ヲ統一セリト雖モ從來兵亂永シ續キ海内武ニ馴レ殺氣未ダ充塞シ動モスレバ干戈ヲ弄スルノ徵アルヲ見一ハ其憂ヲ防ギ一ハ武威ヲ海外ニ張テント欲シ即チ明ヲ征スルノ軍ヲ起シ諸侯ヲシテ之ヲ援ゲシメ我國名護屋ヲ本部トシ茲ニ援兵七八萬ヲ屯シ加藤清正小西行長等各別軍八大隊十三萬ニ將トシテ明地ニ闘ヒ將ニ明國

ヲ卷席スルノ勢アリシト雖モ行長ノ註誤ヨリ一旦和ヲ講シ又再ビ出軍セリ尋テ秀吉六十二歳ニシテ薨去シ外師即還リ人皆其事業ノ難キヲ悟リ以テ全局ヲ結ブニ至レリ征明ノ事其功ヲ見ズシテ止ムト雖モ内ハ戰國ノ初代以來疊積ノ武氣ヲ堙滅シテ徳川治世ノ基ヲ開キ外ハ國威ヲ海外ニ示シテ以テ外寇ノ患ヲ絶テルノ證跡又蔽フベカラズ秀吉志ヲ得ルニ及ンテ或ハ佛寺土木ヲ新興シ或ハ外征事業ヲ企圖シ毫モ民力如何ヲ顧ミザルノ觀アリト雖モ自己一家ノ爲ニ經營スル處ナク豪放ヲ以テ自任シ土地金錢ヲ吝マズ將士ニ分與スルコト多ク又常ニ貧ヲ恤ミ孤ヲ憐レムノ舉アリ是以テ天下人心ヲ得タル所以ニ外ナラザルベシ

秀吉死シテ子秀頼ツギ徳川前田毛利浮田上杉ノ五大老其幼ヲ輔ケタリ然ルニ徳川家康ノ智謀實ニ非凡ニシテ秀吉ト雖モヨク之ヲ制スル能ハザルガ如ク其人心ヲ收攬スル又他將ト異レリ秀吉ノ幸臣石田三

成之ヲ嫉ミ大ニ秀頼ノ位置ヲ鞏固ニセンヲ謀リ上杉景勝ト結ビ私ニ家康ヲ除カントス是ニ於テ景勝其領會津ニ歸リ又上京セズ家康即チ其不法ヲ憤リ赴テ之ヲ討セリ三成好機來レリトナシ秀頼ノ命ト矯ハリ關西ノ諸侯毛利島津小西等ノ兵凡十一萬ヲ糾合シテ東下シ上杉氏ト共ニ家康ヲ夾撃セントス家康下野ニ進ミ報ヲ得テ其子ヲ留メ自ラ西上シ八萬餘ノ軍ヲ以テ美濃ニ進ミ大ニ關原ニ戰フ兩軍互ニ激闘シ勝敗果シテ其孰レナルヤヲ判スルニ苦ミシト雖モ遂ニ東軍ノ勝利ニ歸シ西軍四散シ黨與ノ諸侯皆逃歸シ三成捕斬セラレ一戰ノ下天下悉ク徳川氏ニ歸スルニ至レリ

徳川氏

徳川氏ハ新田氏ノ裔ニシテ家康ニ至リ關東ヲ領シ

江戸ニ城キテ其居トナシ關原ノ一戰遂ニ天下ノ霸權ヲ握リ西軍ニ黨スル諸侯ノ地ヲ削リテ有功ノ士ヲ賞シ慶長八年征夷大將軍ニ昇リ後三年職ヲ辭シテ子秀忠ニ讓レリ然ルニ豊臣秀頼今ヤ只ニ攝河泉ノ三

州ヲ領シ既ニ丁壯ニ及ブト雖モ政權ノ其手ニ復スルナク只ニ一諸侯
 マルノ觀アルヲ以テ事端ノ玆ニ生ズルハ實ニ避クベカラザルナリ
 トス家康即チ奸策ヲ運ラシ自撰ノ鐘銘ニ托シテ無名ノ師ヲ起シ冬夏
 ノ二陣ニ於テ全ク豐臣氏ヲ勦絶シ以テ眼上ノ瘤ヲ拂ヘリ
 徳川氏皇室ニ對スル陽ニ尊崇ヲ裝ヒ陰ニ其實權ヲ奪ヒ公卿等ト共ニ
 只文事ニ耽ラシメ別ニ皇胤ヲ江戸ノ上野ニ迎ヘ一旦事アルノ日之ヲ
 擁立シテ反名ヲ免レンヲ計リ京師ニ所司代ヲ置キテ皇室及西國ヲ控
 制セシメタリ而シテ諸侯ノ妻子ハ之ヲ江戸ニ留メテ質トナシ隔年ニ
 交代セシメ以テ其反心ヲ防キ併セテ旅金等ノ爲メニ其財貨ヲ濫費セ
 シメ之ヲ統御スルニ嚴酷ヲ主トシ轉領縮地國除相ツギダリ當時封建
 制度漸ク弊害ヲ生ゼントスルノ時ニシテ徳川氏諸侯配置ノ法實ニ用
 意周到ヲ極メ譜弟外様ノ二侯ヲシテ適宜散在相監視セシムルノ策ヲ
 講ゼリ三代將軍家光ノ世ニ至リテ外様譜弟ノ取扱上チ同一ニシ一般

臣下ヲ以テ之ヲ遇セリ

四代家綱繼嗣ノ際浪士由井正雪朝典ヲ恢復センガ爲ニ反チ謀リテ誅
 セラル綱吉嗣立シ己レ子ナキノ因ハ前生多殺ニアリトノ僧説ヲ信シ
 嚴ニ殺生ヲ禁シ民ヲシテ狗犬ヲ愛蓄セシメ之ヲ殺スモノハ死ニ抵ラ
 シム而シテ四十七士復讐ノ義舉實ニ此世ニ在リ時ニ四海治平奢侈從
 テ起リ國用不足ヲ告グ即チ之ヲ補ハンガ爲ニ年々貨幣ヲ惡質トナシ
 私鑄爲ニ起リ物價暴騰シテ民大ニ惱ミ尋テ抑澤吉保ノ妾ヲ愛シテ殆
 ノト天下ヲ誤ラントシ家宣嗣ギテ先ヅ吉保ヲ黜ケ舊弊ヲ矯メ新井君
 美ヲ擢用シ家繼嗣ギテ尙幼間部詮房權勢ヲ弄恣セリ八代將軍吉宗紀
 州ヨリ入り統ヲツギ聰明果敏ヲ以テ流弊ヲ改メ勤儉ヲ旨トシ直言ヲ
 求メ文武ヲ興シ賢ヲ舉グ能ニ任マ前代傳流ノ奢侈ヲ去リ以テ中興ノ
 名ヲ得タリ大岡越前守ノ明斷蓋シ此世ニ在リ家重嗣ギテ暗愚政治紊
 亂ニ陥リ子家治ニ至リ父ノ寵臣田沼意次ヲ擢用シテ法政大ニ亂レ苛

政重稅天變地異相繼ギタリ家齊立チテ意次ヲ斥ケ弊ヲ洗ヒ頽ヲ起シ
 遂ニ德川最盛ノ世ヲ造出ス松平定信與ツテ力アリ爾來勤王ノ曙光端
 ナ開キ士ハ義ニ立チ恥ヲ知ルト雖モ幕府ノ風日ニ優柔ニ陥リ以テ滅
 亡ノ微隙ヲ呈セリ

初メ耶蘇教ヲ禁シテヨリ又洋書ヲ緝クモノナシ家宣ノ時ニ至リ新井
 白石及長崎ノ西川如見始メテ五大洲ノ事ヲ記述シ吉宗ノ世ニ至リ青
 木文藏君命ヲ受ケテ蘭人ニ就キ書ヲ學ビ爾后蘭醫續出スルヲ致セリ
 家重家治ノ時露國來侵シテ北警永ク絶ヘズ米露英ノ船艦近海ヲ航シ
 テ互市并ニ薪水ヲ求メタリシヲ以テ將軍即沿岸ニ命シテ便宜之ヲ攘
 ハシメタリ遂ニ家慶家定ノ際嘉永六年(一千五百十三年)ニ至リ米國ノ
 使節波理江戸海ニ來リ兵威ヲ示シテ交通ヲ乞フ家定即チ朝廷ニ奏シ
 諸侯ニ議ス是レニ於テ保守家ハ攘夷說ヲ説キ蘭學者ハ開國論ヲ述ベ
 互ニ相凌轢セリ幕府遂ニ獨斷ヲ以テ波理ノ請ヲ諾シ尋デ和蘭英露ニ

向テ亦之ヲ許シ安政元年遂ニ長崎函館下田ノ三港ニ碇泊スルヲ得セ
 シム米使波爾里西條約ヲ締結センヲ請フニ及ンデ大老井伊直弼ノ明
 眼ヨク時勢ヲ察シ朝廷ノ許ササルヲ顧ミズ遂ニ之ヲ許シ尋デ命ヲ水
 戸藩士ノ鋒鏑ニ殞シ是ニ於テ諸侯薩長土ヲ初トシ皆朝命ヲ奉シテ攘
 夷ヲ行ハントシ幕府モ之ニ從ヒタリト雖モ外國ノ諸公使國ヲ去ルヲ
 肯ゼズ時ニ朝廷一時攘夷論ヲ停メ是ニ於テ長門藩之レヲ詰リ遂ニ長
 洲征代ノ事起リ幕府其衝ニ當レリ然レモ藩長私ニ連和シ幕軍日ニ敗
 レ大ニ勢威ヲ損シ諸藩其命令ニ服セザルニ陥リ人心皆皇室ニ向ヒ諸
 藩亦外夷強クシテ我兵ノ頼ムベカラザルヲ悟リ忽チ鎖鑰ヲ變シテ開
 國ヲ論シ皇帝亦英明ニシテ王室ノ匡濟ニ意ヲ注ギ即チ土佐藩主山内
 豐信將軍慶喜ニ勸メテ政事ヲ 今上天皇陛下ニ奉還セシメ以テ現時
 開明ノ緒ヲ開クヲ得タリ

德川氏十五世二百六十五年ニシテ政權ヲ亡失セリ後慶喜訴フル處ア

リ兵士ヲ西上セシメテ鳥羽伏見ノ戰トナリ其他舊幕臣江戸ニ於テ官軍ニ抗シ逃レテ函館ニ據リ又之レヨリ先キ在奥羽諸侯ノ幕府ニ加担スルモノ頑然朝命ヲ奉セザリシト雖モ前後相尋テ平定セラレ、ニ至レリ

近古之文明并風俗

中古ノ末及近古ノ初ニ當リ僧寺ハ兵ヲ蓄ヒ戈ヲ弄シ或ハ惡人ヲ蔽ヒ或ハ惡利ヲ營ムニ至リ鎌倉ノ治世ニ及ブモ猶此風ヲ存シ爲ニ人ノ斥ツル處トナリ茲ニ宗教改革ノ必要ヲ見僧榮西禪宗ヲ創メ殊ニ鎌倉人士間ニ行ハレ將軍頼家モ亦之ヲ信シ降テ時頼時宗貞時并ニ一般武士專ラ皆之ニ歸シ其他淨土一向日蓮時宗ト併セテ五派勃興シ皆十佛者ノ所謂修業門ニ屬スル者ニシテ在來聖道門ノ八派ト異リ大ニ人心ニ入り易ク信徒亦多數ニ赴キ且高僧ニ講者多ク或ハ亂世ニヨク文籍ヲ維持シ或ハ常ニ武將ノ參謀トナリテ大ニ人ノ重ズル處トナレリ是レ蓋シ當時文書ヲ解シ達道ニ通スルモ

ノ僧侶ヲ措テ他ニ求ムベカラザルニ依ルナリ而レモ南都叡山等ニ於テハ僧兵永ク戰國時代迄持續シ時ニ日蓮一向等ノ諸宗亦上流界ニ忌マレ、ヲ憤リ兵ヲ動カスト少カラザルヲ見タリ

足利ノ末ニ至リ當時ノ所謂南蠻人即葡萄牙西班牙ノ兩國民九州ト通商シ尋テ切支丹即耶穌教ヲ傳フ信長亦初メニ之ヲ信シタリト雖モ其國土ヲ窺フモノナルヲ疑ヒ稍之ヲ疎シ豐臣氏ニ至リ嚴ニ之ヲ禁制セリ爾後徳川氏ノ寛永十四年在九州天主教信徒反シテ天草四郎ヲ戴キ島原ノ亂ヲ起シ尋テ平ギ是ヨリ切支丹教ヲ國禁トナシ蠻人ノ交通ハ只ニ和蘭船ノ少數ニ止ム後米國ノ使節我國ニ來ルニ及ンテ耶穌教盛ニ國內ニ傳播セリ

鎌倉時代亦文學ナキニアラズト雖モ只ニ實朝時代ニ於テ和歌ノ興起セルノミ天智天皇創始ノ大學及國學ハ地ニ委シ私學亦影ヲ絶テ文章ハ和文語調ノ漢文トナリ婦女ハ只ニ假名ノミヲ學ビ詩歌漸ク衰ヘタ

リ築紫ノ八大椿ナルモノ學ヲ好ミ師ヲ求メテ常陸ニ來リ初メテ孟子ノ講義ヲ聞キ後再ビ來學シテ四書五經ヲ學ビタリシガ五經ニ至リテハ師モヨク讀ミ得ザリシト云ヘリ其他北條顯時金澤ニ金澤文庫ヲ創起シ足利氏ノ管領上杉憲實上野ニ在ルノ小野篁創設ニ係ル足利學院ヲ修理シ以テ多クノ學生ヲ養ヒ天下ノ只一ノ賢タリシカ如キハ其習學ノ不便ニシテ國學モ亦乏シカリシヲ知ルニ足ラシ降テ戰國トナリ所謂闇世ト化シ文物地ヲ拂ヒ僧侶僅ニ文書ヲ持續シ學童ヲ教授セルニ過ギス是レ後世普通ノ學校ヲ寺子屋ト稱シ入學スルヲ寺入ト稱セル淵源ヲナセリ織田氏ノ際人倫稍暗雲ヲ去リ或ハ毛利元就陶氏ヲ討スルノ義戰アリ或ハ織豐二氏王室ニ盡クヌノ美舉アリ遂ニ德川氏ニ至タリ先ツ文教ヲ盛ニシ林藤原ノ輩ヲ登用シ朱子ノ道義ヲ以テ人心ヲ屈抑セリ而シテ德川全代ヲ通シテ自家ノ位置ヲ確メ世ノ變動ヲ避ケシガ爲ニ新思想ヲ民心ニ與フルノ事物ハ一ニ皆之ヲ斥ケタリ(江戸ノ水道發

明者モ德川氏ノ忌ム所トナリ空シク默裡ノ鬼ト化セリト云フ家綱ノ時水戸侯德川光國大日本史ヲ着ハシ源氏以來鬱堙セル王室ノ本義ヲ表旌シ天下ヲシテ初メテ皇室ノ榮顯并ニ由來ヲ了セシム是ニ於テカ從來德川氏銳意教訓ノ忠義ナル行爲ハ只ニ將軍又ハ諸侯ノ如キ小範圍ニ止マラズニ天萬乘最貴最榮ノ皇室ニ對シテ盡サント欲スルニ到リ勤王ノ士漸ク出テ處士高山正之及蒲生秀實等王者ノ替衰ヲ憤リテ其匡濟ヲ祈リ林子平時勢ニ慷慨シテ海防ノ急務ヲ説キ遂ニ以テ身ヲ亡ボスニ至レリ尋テ綱吉學ヲ好ンテ賢ヲ忍岡ニ建テ孔子ノ釋奠ヲ行ヒ昌平巒ヲ起シテ林氏ヲ以テ世々其頭トス時ニ和漢ノ碩儒石川丈山、中江藤樹、山崎闇齋、伊藤仁齋、荻生徂徠、熊澤了介、新井白石、室鳩巢、柴栗山、佐藤一齋、北村季吟、加茂真淵、及本居宣長等前后相尋テ輩出シ各々一家ノ説ヲ興セリ而シテ民間普通教育ノ法亦漸ク進歩セリ

家康ノ時南蠻人來航シテ通商ヲ營ミ我國人モ亦大船ヲ出シテ支那、後

印度及附近諸島ト交貿セリ伊達政宗ノ臣支倉常政ノ羅馬府議政官トナルアリ山田長攻ノ暹羅王國關白タルアリト雖モ島原ノ亂以後國人ノ外航ヲ禁止シ大船ヲ作ルヲ許ササルニ至レリ若シ此禁ナカリセバ彼ノ嘉永ニ於ケル外使來着ニ遇フモ決シテ周章スルノ虞アラザリシナルベシ而シテ爾後商事ハ皆國內ニ止リ陸運水航ノ業組合規定ノ約漸ク盛ナリ

美術ハ上世ノ宏壯今ヤ化シテ日一日ニ細巧ニ流レタリ初メ鎌倉時代ノ技風ハ主トシテ藤氏時代ヲ摸擬シ庭作りノ法始メテ出テ尋テ足利氏ノ世ニ至リ建築等ハ多少明ノ影響ヲ受ケタルベク且ツ其奢侈ニ伴ヒテ繪畫興ヨリ土佐將監及其孫古法鳳元信ヲ出シテ其巧精巨勢金岡ノ上ニ位シ彫刻亦盛ニシテ後藤祐乘其祖タリ
近古ノ初代ニ至リ人士優閑ノ風化シテ朴訥トナリ勇ヲ愛シ怯ヲ惡ミ身命ヲ惜マズ主命ヲ重ゼリ當時禪學大ニ武士間ニ行ハレ且ツ初メテ

遊女白拍子ノ宴ニ侍スルアルヲ見タリ樂ニ田樂萬歲アリ器ニ笛拍子鼓等アリ謠ヒ大ニ行ハレ武士ハ流鏑馬犬追物遊獵等ヲ嬉技トシ人々皆ニ食ヲ常トセリ且ツ京師ノ士女淫齒畫黛ヲ行フモノ多キヲ見タリ降テ足利ニ至リテ主從ノ間實ニ嚴格ヲ表スルヲ舊日ノ如シト雖モ其京師ニ占居セルノ故ヲ以テ奢侈華美競ヒ行ハル是レ亦以テ其ノ滅亡ノ一大因トナスニ足ルベシ樂ニ猿樂能及狂言等發出シ器ニ大鼓ヲ加ヒ抹茶櫛花薰香ノ事亦起リ人士ヲ舉ゲテ專ラ之ニ傾ケリ遂ニ徳川氏ニ至リテ人々尙ホ義ヲ重シ身ヲ惜マズ復讐ノ美舉前後相ツク然レモ武人ノ權強ク其己レニ逆フノ庶人ハ之ヲ斬リテ罪ナク而シテ遊技上ニ至リテハ謠曲猿樂淨瑠璃歌舞及演劇ノ流行スルヲ見タリ

萬國歷史

總論

古來文明漸ク開ケ人智益進ミ水草ノ移民ハ化シテ村落定居ノ民トナ
 リ遂ニ一國ヲ形成スルニ至レリ而シテ文明開化ノ淵源スル處恒ニ温
 暖豐沃ノ畔ナラザルハナシ亞弗利加ナイル河邊ニ埃及ノ文明ヲ生シ
 西部亞細亞チグリス、ユウフレテスノ兩江畔ニ巴比倫尼亞及亞述ノ兩
 國ヲ起シ其他インダス川ノ印度ニ於ケル黃河揚子江ノ支那ニ於ケル
 皆此類ナリ蓋シ暄和肥饒人民衣食ニ窮セズ開化ノ進歩爲ニ速ナルニ
 ヨルナリ東洋西部ノ文明ハ充分ノ發達ヲナス能ハザリシト雖ヒ希臘
 羅馬ニ入りテ其文化ヲ助ケ延ヒテ歐米ニ及ボセリ然ルニ支那文明ハ
 只ニ日本朝鮮等ニ擴布セルノミニシテ自ラ萬國歷史ノ範圍外ニ出デ
 世界文明ノ大流ニ關係セザリキ而シテ文明ノ大流ヲ形成セルノ人種

ハ高加索人即白哲人種ニシテ言語ニ基キ之ヲ小別シテ三トス一ハア
 リアン族ニシテ波斯印度及羅馬人之ニ屬シ智力優美有爲快活ナリ一
 ハセミナツク族ニシテ亞述希伯留比尼西亞及亞刺比亞人之ニ屬シ宗
 教心ニ富ミ猶太耶蘇回々ノ三一神教皆此人種中ニ出ヅ一ハハミナツ
 ク族ニシテ加爾底亞及埃及人ヨリ成リ建築術ヲ以テ著ハレタリ
 文明長久ノ一帯ヲ便宜上三部ニ大別シ古代史ハ埃及印度ノ建國ヨリ
 紀元後四百七十六年西羅馬帝國ノ滅亡マテヲ記シ中世史ハ爾後十五
 世紀ノ終リ迄トシ近世史ハ十六世紀ヨリ現今ニ至ル迄ヲ錄スルナリ

第壹篇 古代史

第壹章 埃及王國

埃及ノ建國ハ實ニ紀元前二千七百年以前ニ在リ其文明最モ速ニ其歷
 史最モ古シ蓋シ年々ナイルノ氾濫シテ土地ヲ肥ヤシ五穀ヨク實リ一

兒ヲ成人セシムルニ僅ニ四弗ヲ要セルガ如キハ人口ノ繁殖速ニ文化ノ進歩亦著シカリシ所以ナリ創國以來第四朝ニ至リ國勢大ニ張り金字塔蓋シ此時ニ成レリト云フ爾後國中騷亂分裂シ亞刺比亞ヨリ侵入セルヒクソスナル蠻族ノ爲ニ全國ヲ併合セラレタリ然レヒ千五百廿七年國民奮起シテ蠻族ヲ退ヒ獨立ヲ回復シ爾來二三百最盛ノ時代ナリキ技藝進ニ武威輝ケリ然ルニ人民大ニ元氣ヲ喪ヒ波斯王ニ亡ボサレ次テ亞歷山大王ノ版圖トナリ再ビ其將トレミーノ所領ト化セリ子孫繼承シテ紀元前三十年女王クレオパトラノ世ニ至リ遂ニ羅馬ノ屬州ニ入ル

人民ハ僧侶兵士及平民ノ三級ニ分チ僧ハ最富貴ニシテ政治ノ實權ヲ占メ王ハ只ニ虛位ニ在ルノミ平民ハ毫モ政權ヲ有セズ俊才明智ト雖モ上級ニ進ムヲ得ズ國爲ニ衰頹ヲ致タシ其宗教心ハ一方ニ偏スルノ極猫牛犬鷹ヲ拜スルニ至レリ美術中建築ハ實ニ宏大ニシテ金字塔

ノ偉物以テ其勞力ヲ想フニ足ルベシ彫刻殊ニ繪畫ハ法規ニ制セラレ意匠ヲ逞フスル能ハズ極メテ粗朴タルヲ免レズ其他天文幾何醫學及「アイロギリフィツク」ナル象形文字ノ進歩ヲ見タリ

第二章 巴比侖尼亞及西述王國

テイギリス及ユウフレテス河岸ハ豐饒ニシテ加爾底亞亞述及巴比侖尼亞ノ三王國ヲ生ゼリ加爾底亞ハ一名前巴比侖ト稱シ紀元年二千三百年ニムロドノ建國ニ係リ爾後千餘年ニシテ亞述ノ爲ニ亡ボサル亞述人ハ加爾底西ヲ亡ボシ尼々部ニ都シ版圖埃及ニ及ベリ然レヒ騷亂相繼ギ紀元前六百廿五年馬太亞人ノ入寇ニ遇ヒ國遂ニ亡ビタリ亞述既ニ亡ビ加爾底亞再興ス之ヲ後巴比侖尼亞ト云フ子ブカド子サハノ世最隆ニ達シ首府巴比侖ノ壯觀ヨシ人目ヲ眩惑セリ然レヒ后數十年ヲ出テスシテ波斯ノ亡ボス處トナレリ

亞述人ハ彫刻、鍍金、及單機、水道、墜道ノ術ヲ知り、巴比倫尼亞人ハ建築ニ長シ、天文、數學ニ達シ、才智秀絶、以テ學問ノ淵源タリ、政體專制ニシテ、宗教ハ多神教ナリ、而シテ其文字ハ楔形ナリ

第三章 希伯留王國

元來水草ノ移民ナリシモ、千三百廿年カナンノ地ニ建國シ、ダビデ、ソロモン等ノ明君出テ、一時隆盛ナリシガ、或ハ衰ヘテ屬國トナリ、或ハ奮テ獨立シ、遂ニ紀元前六十三年羅馬ノ將ポンペイノ滅ス處トナリ、都市燒燹ニ罹リ、人民四方ニ散ゼリ、此國民タル只ニ宗教心ニ富ムノ結果トシテ、耶蘇教ヲ出セリ、農工商毫モ開ケズ、政體初メ神政ナリシモ、後遂ニ王政ト化セリ

第四章 比尼西亞

比尼西亞ハレバノン山ヲ負ヒ、地中海ニ濱スル小國ニシテ、シドン及タイルヲ初トシ、數多ノ獨立都市ニ分レ、更ニ統一セズ、紀元前十一世紀以來航海通商、殖民ヲ事トシ、文明ヲ四方ニ傳播、輸送シ、通商ノ路遠ク、英國ニ及ビ、タリ、附近諸國皆其富榮ヲ羨ミ、侵畧セザルナカリキ、後希臘等ノ爲ニ商權ノ大部ヲ侵害セラレ、國爲ニ衰ヘタリ、此國民ノ大功トスル處ハ、現時用フル羅馬字ノ祖先タル「アルフハベツト」ヲ發明セルニアリ

第五章 印度

亞細亞西南部ニ起レルアリアン全族別レテ二トナリ、一ハ西ノ方歐洲ニ進ミ、一ハ南ニ來リテ、印度及波斯ヲ成セリ、印度人ハ、既住ノ黑人ヲ服シ之レヨリ、自己ヲ區別センガ爲ニ、僧侶、士族、農商、工夫、賤夫ノ五階級ヲ作り、交互ノ雜婚ヲ禁ゼリ、其職ヲ世襲スルヲ埃及ニ同シ、宗教ハ萬有教ナル波羅門教ニシテ、又魂魄輪回ヲ説ケリ、然ルニ大ニ陳腐ニ陥リシヲ

以テ紀元前六世紀ニ至リ釋迦牟尼出テ、人權平等説ヲ吐キ宗教并ニ
社會ヲ改良シ佛教ヲ初メタリ後佛教徒追ハレテ東方ニ赴キ支那日本
等ニ布教シ今ヤ全地球人口四分ノ一ハ其教徒タルニ至レリ

第六章 馬太亞及波斯王國

馬太亞人亦アリアンノ一派ナリ波斯ト共ニ永ク亞述ニ屬セルモ紀元
前六百廿五年巴比倫尼亞ト協力シテ亞述ヲ亡ボシ之ヲ分領セリ波斯
王カンビセスモ馬太亞ニ服シタリ然ルニ其子サイラスニ至リ遂ニ馬
太亞ヲ滅シ版圖ヲ廣メテインドダス河ニ及ビ其子カンビセス埃及ヲ取
リ次テダライアス登位スルニ及ビ大ニ治縣ノ制ヲ完フシ行政ト兵權
トヲ分チ二十州ニ各知事サトラップ及都督ヲ置キ道路驛遞ノ便ヲ起シ國體鞏固
ノ基礎ヲ定メ二百餘年ノ大業ヲ創メタリ而シテ王ノ晩年ニ至リ希臘
ト戰ヘリ

波斯人ハ朴訥ニシテ學ヲ好マズ武ヲ嗜ミ工商ヲ賤ミタリシモ漸次東
洋ノ柔弱ニ陷レリ宗教ハ一神教ナリシガ漸ク火炎及偶像等ヲ併セ拜
スルニ至レリ

第七章 希臘ギリヤ附マセドニア西頓

希臘ハ半島國ニシテ港灣多ク氣候温暖ナリ國內山岳ノ分區ニヨリテ
獨立小邦數多成立シ各自由ヲ尊ビ内ニ相競ヒ外諸外國ノ刺激多ク爲
ニ文明ノ進歩着シキヲ致セリ抑アリアンノ一派ヘレン人種此地ニ入
リ舊族ヲ服シテ之ニ代レリヘレン人ヲ別チテドリアン、アイチニアン、
エチリアン、及アケアンノ四派トナスドリアン人ハ質素墨守ノ風アリ
テ貴族政治ヲ好ミ斯波多市之レヲ代表シアイチニアン人ハ華美進取
ノ氣アリテ民治政體ヲ主シアセ亞典市之ヲ代表セリ希臘全史ハ殆ト此
二八種ノ記録ニ過キザルナリ

希臘太古史ハ荒誕ノ事多ク彼トロイ戦争ノ如キモ大半後人ノ構造ニ出テタリ正史ノ初キ紀元前七百七十六年ノナリソピア祭トス其以前ニ在テハ全國皆王政ノ下ニ在リシト雖正史ノ初ニ至テハ既ニ斯波多ヲ除クノ外一ニ皆民政ヲ採用セリ而シテ希臘ノ文明ハ多ク近島及小亞細亞ノ殖民地ヨリ輸入セルモノナリ是レ殖民地タル温暖肥沃且ツ開化ノ東洋ニ近キヲ以テナリ斯波多ハペロポネサスニ振ヘリ而シテ内外ニ對シテ威權ヲ保タンガ爲ニ專ラ武ヲ練ルヲ事トシ紀元前八百五十年ライカーガス出デ、新制ヲ定メ財產ヲ共有トシ兒童七才ニ至レバ公立育兒所ニ入レ嚴科ノ下ニ成長セシメ以テ完美ナル武人ヲ養成スルヲ期シ商工ヲ斥ケ鐵錢ヲ作レリ其結果トシテ大ニ武力ヲ強メタレト爲ニ文明的ノ進歩ヲ見ザルニ至レリ斯波多ニ二人ノ王アリテ只ニ軍事及祭祀ヲ營ミ政權ハ元老院及民院ニアリ民院ヨリ毎年五人ノ執政官ヲ出シテ庶政ヲ裁斷セシメタリ

亞典ハアチカヲ領シ王政ノ傾クヤ終身ノ大管領一人ヲ戴ケリ爾後其數九人ニ増員シ年限亦減シテ一年トナレリ他ニ議政官アリテ顯位皆貴族ノ占ムル處トナリ平民其壓制ニ苦ミ產ヲ破リ身ヲ賣リ以テ奴隸ニ陷ルモノ甚多カリキ紀元六百廿四年ドラコナル者初メテ成文律ヲ作り國是ヲ一定セリト雖正史以テ平民ノ不平ヲ鎮スルニ足ラズ五百九十四年ソロン出デ、法律ヲ作り負債ヲ以テ奴隸トナルヲ禁シ其他種々ノ改良ヲ施シテ平民ニ參政權ヲ分與スルニ至リ五百十年ソリスセニス大管領トナルニ及ンテ純然タル民主政ヲ成シ同權盛ニ行ハレ國威日ニ張リ遂ニ希臘全部ニ雄視スルニ至レリ

亞典斯波多ノ二市今ヤ中原ニ霸權ヲ爭ハントスルニ際シ波斯人ト戰端ヲ生ゼリ波斯王ダライアス版圖ヲ廣メ遂ニ在小亞細亞ノ希臘殖民地ヲ併入セリ殖民者獨立ヲ謀ルニ當リ亞典之ヲ助ケテ波斯領ノ市府ヲ燒キ以テ大ニ波斯王ヲ激シ希臘全土ヲ併呑セントノ決心ヲ起サシ

メタリ紀元前四百九十三年ダライアス海陸ノ大軍ヲ送レルモ難ニ遇
 ヒ希臘ニ達セズシテ歸ル王大ヒニ怒リ四百九十年大軍ヲ再舉シ希臘
 ノアチカニ上陸セシメタリ亞典ノ名帥ミルシアデス寡兵ヲ以テ之ヲ
 敗ル是レ即チ有名ナルマラソン戰爭ナリ
 亞典ノ勢旭日ノ如クセミストクルスノ說ヲ用ヰテ海軍ヲ擴張シ船艦
 ナ増加セリダライアスハ順備中ニ死シ其子ザークセス遺志ヲ繼ギ四
 百八十年軍卒二百十五萬艦數千二百ヲ帥ヰテ進入シサイモビレノ險
 ナ破リ破竹ノ勢ヲ以テ亞典ニ進メリ亞典人船ニ乗シテ之ヲ避ケ十一
 月サラミスニ海戰シテ大ニ之ヲ破リザークセスノ如キハ僅ニ身ヲ以
 テ遁レタリ其陸地ノ殘兵ハ翌年ヲ以テ全ク敗歸シ波斯人再ヒ邊境ヲ
 伺ハザルニ至リ亞細亞ノ爲メニ歐洲文明ヲ破壞セラル、ノ危機ヲ回
 復セリ是ニ於テ斯波多及亞典ハ駭々ノ勢ヲ呈シ附近諸島及海港ハ共
 ニテロス同盟ヲ作りテ亞典ヲ戴キ陸地ノ諸州ハ暗ニ斯波多ヲ奉ゼリ

亞典今ヤペリクルス出デ、政ヲ取り國威益盛ニ文學技術ノ中心ト
 ナリ文詩諸美術并ニ辯論學ノ如キ殆ト其極ニ進メリ此ペリクルス時
 代ハ實ニ四百八十年ヨリ四百三十年迄ニシテ人心稍腐敗シ同盟諸邦
 モ其專私ヲ忌ムニ至リ遂ニ政治風俗ヲ異ニシ氷炭相容レザルノ斯波
 多ト爭フテペロポントチサス戰爭トナリ二十七年間繼續シ其結果トシ
 テ亞典ノ威力地ニ委シ希臘全土ノ衰微ヲ致セリス波多ハ亞典ヲ服セ
 ルノ勢ヲ以テ列國ヲ抑制セルモ齊武西ノ英傑エハミノンダス及ペロ
 ビダスノ邀フ處トナリ遂ニ霸權ヲ齊武西ニ讓ルニ至レリ然レモ兩傑
 ノ死後希臘ノ國勢全ク頹微セリ
 此時ニ際シ麻西頓王弗立^{フイリッ}希臘全地ヲ兼併スルニ意アリ亞典人既ニ無
 爲ニ陥リ辯者デモスセニズノ諫言ヲ耳ニセズ三百卅八年遂ニ亡ボサ
 ル、ニ至レリ弗立今ヤ全希臘ヲ領シ進ンデ波斯ヲ併合スルノ思謀ア
 リシモ暗殺ニ遇ヒ子亞歷山其志ヲ繼キ三百卅四年三萬ノ精銳ト共ニ

發シ先ツ小亞細亞、西里亞、埃及ヲ服シ遂ニ波斯帝國ヲ斃シ印度ニ進ミ
 歸路巴比倫ニ於テ亞歐連合ノ大策ヲ行ハントセルモ翌年早世シ爾後
 帝國分レテ四トナリ各大將之ヲ領セリ希臘ハ此機ヲ幸トシ獨立ヲ企
 テ一時其望ヲ遂ゲタリト雖モ一致團合ノ力弱ク且ツ商業文物ノ中心
 今ヤ去テ亞歷山王ノ所建セル埃及ノ亞歷山土ニ移リ爲ニ國勢振ハズ
 紀元前百四十六年終ニ羅馬ノ屬州ニ入レリ
 希臘ハ一般ニ民權發達セリ國中大祭四アリテオリンピア祭ヲ最トシ
 國人相會合シテ文ヲ戰ハシ技ヲ競ヒ以テ傍ヲ全土人民ノ一致ヲ助ケ
 タリ其宗教ノ主トスル處ハ愛ニシテ神人ノ區別甚少ク爲メニ充分人
 心道義ヲ匡矯保持スルニ足ラザルノ觀ヲ呈セリ希臘哲學ハ紀元前六
 世紀ニ於テ地球創成說ヲ唱ヘタルセル初メトスヒサゴサスデ
 モソリタス等續出シ又詭辯ノ學出テソクヲテス之ヲ正サントシテ成
 ラス其弟子プラトール、アリストートル皆碩學ナリ詩學亦盛ニシテ王政

時代既ニホーマー、ヘシナツドノ大家アリベリクルスノ時演劇詩ヲ生
 シピンダー、ソホルルス最名アリヘロドタス、ゼテフチン又有名ノ歴史
 家ニシテ其他彫刻繪畫建築等皆意匠精美ヲ極メタリ

第八章 羅馬

第一 王政ノ世

羅馬ハ紀元前七百卅九年タイバア河上ノパラチーン岡ニ起リ貴族平
 民ノ二族アリテ貴族院具ハレリ六代ノ王セルビス平民ヲシテ貴族ヲ
 抑ヘシメントシ更ニ國會ヲ起シ平民ヲ議員ニ加ヘタリ次ノ王無道
 慘酷ナリシヲ以テ紀元前五百九年遂ニ之ヲ逐ヒ大管領二人ヲ立テタ
 リ

第二 共和ノ世

今ヤ再ビ貴族ノ專權ヲ生シ平民ハ兵役ニ驅使セラレ自ラ有スルノ地

ナシ口ヲ糊スル能ハズ負債ノ爲メ貴族ノ奴隸トナルモノ日ニ多シ紀元前四百九十三年平民一致シテ羅馬ヲ去リ別ニ一市ヲ建ントセリ貴族大ニ驚キ債ヲ免シ奴ヲ放チ以テ羅馬ニ歸ラシメ平民中ヨリ保民官トリビュン二人ヲ撰ビ以テ平民ヲ保護セシメタリ四百四十七年ニ至リ舊制ヲ全廢シ更ニ十人ノ執政官ヲ置ク十二銅表蓋シ此時ニ成レリ然レモ翌年ニ至リ平民再ビ壓抑セラレ又離去ノ色アリ即チ大管領及保民官ヲ復シ衆議院コンシリアトリビュンタニ與フルニ貴族院ト同等ノ權ヲ以テセリ三百八十八年ゴール人羅馬市ヲ燒盡シテ去ルヤ平民ノ困苦實ニ甚シカリシモ時ノ保民官リシニアス及リユーシアス百難ヲ經テ土地所有ノ制限ヲ五百ギユゲラ一「ギユゲラ」ハ我ニ反餘トシ貴族ヨリ平民ニ分地スベク平民モ大管領トナルヲ得ベシ等ノ法律ヲ布キ以テ之ヲ救ヒ爾後二族始メテ一致シカチ外方ニ逞フスルヲ得ルニ至レリ

爾後羅馬ハ内訌ニ際シ漸次領地ヲ失ヒタルヲ以テ先ツラテン及ビサ

ンナイト戦争ヲ經テ四隣ヲ畧シ次ニ在伊太利南部ノ希臘殖民地ヲ奪ヒ北方ゴール人ヲ服シ紀元前二百六十六年ニ於テ全伊太利ヲ領取セリ是ニ於テ外征ヲ初メ先ツ最強ニシテ亞弗利加及西班牙并ニ地中海ノ島嶼ヲ有スル商業國加勢底カキヂヲ斃セリ其戰タル二百六十四年ヨリ百四十六年ニ跨リビユーニツク戦争ト稱シ第一回ハ羅馬人終リニ勝チテ遂ニ和シ第二回ハ加勢底ノ大將ハンニバルハニバル西班牙ヲ畧シアルプスチ超テ羅馬ニ侵入シ其陷滅旦夕ニ迫リシガハンニバル巡逡逗滯ノ間羅馬ノ將シビチ直ニ加勢底ノ本國ヲ擣キタリハンニバル即召還セラレテ歸國ノ途次ザマニ大敗シ遂ニ和ヲ請フニ至レリ是ヲ於テ加勢底羅馬ニ降り汚辱ノ條約ヲモ甘受セント請フト雖モ羅馬人之ヲ許サズ第三回ノ戰ヲ起シ全ク加勢底ヲ屠リ住民ヲ鑿殺セリ羅馬ハ更ニ歩ヲ進メテ麻西頓希臘小亞細亞西里亞ヲ略シ大守ヲ派シテ之レヲ守ラシメ課稅ヲ嚴收シ以テ羅馬市ヲ裝飾シ其宏壯ノ觀昔日ニ數倍セリ然レ

庶審ニ流レ柔ニ失シ德義地ニ委シ貧富ノ懸隔著シク貧者取ルニ業ナ
 シ内亂ノ兆ヲ呈セリ昔日貴族平民ノ争今ヤ貧富ノ亂ト化セリ保民官
 グラツカス兄弟共ニ貧民ヲ輔ケントシ成ラズノ弊レシラー、マリアス出
 デ、互ニ争ヒ分派益盛ニ遂ニ干戈流血ヲ見實ニ無政府ノ姿ヲ呈セリ
 時ニボンヘー、クラツカス、シセロ、及カトー各自黨派ヲ編ミテ相競ヒシ
 ニ古今ノ英傑シイザー出テ博學ノ才ヲ以テ他黨ヲ服シボンペー、クラ
 ツカスト結ビテ三傑政ヲ形成シ撰ハレテ大管領トナリ亞デゴールノ
 大守ニ轉シ八年ヲ以テ大ニ該地方ヲ征服セリ時ニクラツカスハ東洋
 ニ戰死シボンペー獨リ羅馬ニ在リテ威權ヲ逞フシシイザーノ官ヲ停
 メ兵ヲ解カシメントセリシイザー怒リテ紀元前四十九年兵ヲ率テ
 羅馬ニ入りボンペーヲ追撃シ埃及ニ走死セシメシセロ、カトーノ死ニ
 會シ即羅馬ノ大政ヲ握リ工商文事ヲ勵マシ地方制ヲ矯メ既往ヲ察シ
 テ舊制ニ背キ自ラ大上將トナリ精ヲ致シ治ヲ求メタリ人民ノ多數之

ナ仰ギタリト雖モ反對者ハカシアス及ブルタスヲ奉ジテ共和政ヲ復
 スルヲ以テ名トナシ紀元前四十五年遂ニシイザーヲ議院ニ斃シ是レ
 ヨリ大亂再燃シシイザーノ甥オクタビアス、アントニー及レピダスノ
 三人第二三傑政ヲ成セリト雖モ互ニ相争ヒオクタビアス遂ニ勝利ヲ
 得全權ヲ掌握シ是ニ於テ共和政具ニ有名無實ノ態ニ陷レリ

第三 帝政ノ世附東西羅馬帝國

紀元廿七年オクタビアスハ聖獻ノ尊號ヲ得タリ是レヲ帝政ノ始メト
 ス時ニ其領地亞歐及亞弗利加ニ跨リ貢賦ヲ以テ一ハ市府ヲ飾リ一ハ
 市民ヲ喜ハシ以テ他顧スルナカラシムルノ資トナセリ文學盛ニ起リ
 耶蘇又此時ニ生ルチーガスタスノ死後二百餘年尙共和ノ名ヲ存セリ
 爾後兵士ノ權稍強ク賄贈ヲ以テ王ヲ廢置スルノ弊ヲ生シ且ツ北蠻漸
 シ南進スルノ兆ヲ呈シ爲ニ羅馬ヲ去リテ他ニ遷都セルノ王アリ紀元
 後三世期ダイナシレシアン王ノ世ニ至リ其將マキシミリアンヲ舉ゲ

テ王トシ帝國ヲ東西ニ二分シテ之ヲ分領セリコンスタンチン大帝都
 ナビザンナムニ遷シ再ヒ全帝國ヲ統合セリト雖ヒセナドシア王ノ
 死際即紀元後三百九十五年再ヒ東西二帝國トナシ二子ニ分與セリ
 降テ西羅馬帝カラカラ王ニ至リ羅馬市民ト外國領地住民トノ特權上
 ノ區別ヲ廢シ府民愈弱ク武ヲ捨テ柔ニ陷リビシゴス、ハンスノ強族南
 侵シテ以太利ヲ攻メ四百七十六年王ロミユルス、チーガスタス位ヲ東
 羅馬皇帝ゼノニ讓リゼノ即チ日耳曼族ノ酋長ナドアサーチ以テ伊太
 利王トセリ是ニ於テ西羅馬帝國ハ全ク歴史上ヲ去レリ
 東羅馬ノ事タル實ニ中世史ニ屬スト雖ヒ併セテ茲ニ附言セントス此
 帝國タル一時振ハザルナキニ非スト雖ヒ概シテ微弱ナリ歷代中六世
 紀ノヂヤスタニアン帝ハ歐洲ノ法基タルヂヤスタニアン法典ヲ編纂
 セリ降テ千四百五十三年ニ至リ土耳其人ノ滅ボス處トナル
 耶蘇基督生^ヰレテ耶蘇教ヲ説キ遂ニ磔殺セラレシモ其使徒四方ニ布教

シ其羅馬ニ入リシハチーガスタスノ次帝子ロノ世ニシテ帝ハ之ヲ忌
 ミ使徒ポール及信者ヲ誅殺セリ蓋シ耶蘇教徒ハ大ニ羅馬ノ多神教徒
 ナ駁誹シ且ツ夜間ニ會合スルヲ以テ非望ノ嫌疑ヲ惹キ賢帝ト雖ヒ之
 ナ虐待セリ然レヒ教徒益熱心ヲ守リ終ニコンスタンチン帝之ヲ國教
 トナスニ至リ爾來旭日ノ勢ヲ以テ蔓延セリ
 羅馬文明ハ政治ヲ以テ最トナス蓋シ王政、共和、帝政ノ三者ヲ經歷シテ
 各其得失長處ヲ明ニシ他日立憲政體ノ起端ヲ開ケリ宗教ハ希臘ニ似
 且ツ武國ナルヲ以テ文學振ハズ科學中法理學實ニ卓秀シ辨舌亦一時
 盛ナリキ他ノ技術ニ至リテハ多ク他邦ニ仰ケリ

第二編 中世史

第一章 歐洲ニ於ケルアリアン族

アリアン人ノ歐洲ニ入ルヤ別レテ一路ヲ取り地中海ノ沿岸ニ定居セ

ルモノハ即チ希臘及羅馬人ニシテ其稍北進シタルモノハ第一セルツ
 人ニシテゴール、英吉利及西班牙ニ住シ夙ニ羅馬ノ文化ヲ受ケ第二チ
 ユートン即日耳曼人ニシテスカンドナビア及北日耳曼ニ住シゴス、フ
 ランクス、アングロ、サクソン及ハンズノ四族ニ分レ勇武ニシテ自由チ
 愛シ第三スラボニア人ニシテ魯西亞及波蘭ヲ占メ文化近世ニ在リ

第二章 フランク王國、シャールマン帝國及

英吉利

フアレク族甚強ク其酋長クロビス紀元後五百年巴里ヲ都トシ自ラ耶
 蘇教ニ歸シフランク王國ヲ建テタリ然ルニ子孫暗愚ニシテ宮内大臣
 權ヲ恣ニシ七百五十三年大臣チヤールスマーテルノ時ニ當リ西班牙
 ヨリ歐洲ノ中原ニ闖入セントスルノ回々教徒ヲ敗リテ大功ヲ奏シ其
 子ペヒンニ至リ王ヲ廢シテ自立シシヤールマン嗣立スルニ及ンテ三

十年間攻伐チ事トシ曼佛及西班牙ノ北部ヲ併セ伊太利ヲ制シ以テシ
 ヤールマン帝國ヲ成セリ其意蓋シ舊羅馬帝國ヲ再興スルニアリ大ニ
 治チ勵マシ社會ヲ改良シ八百年ニ至リ西羅馬皇帝ノ冠位ヲ法王ニ受
 ケタリ然ルニ其死后子孫互ニ争ヒ八百四十三年帝國遂ニ分裂シテ日
 耳曼佛蘭西及以太利ノ三王國ヲ現出スルニ至ル

日耳曼王國ハ紀元後十世紀ニ至リオット一世大ニ附近ヲ攻取シ羅馬
 皇帝トナレリ然ルニ以太利ニ關シテ法王ト争ヒ爾後諸侯ノ力強ク王
 命振ハズ争亂絶ユルコナシ十五世紀ニ至リ人皆亂ニ飽キ諸侯相集リ
 埃太利ノアルバート二世ヲ推シテ帝トナシ爾來二百年繼續セリ

英吉利ハブリタニヤト稱シセルツ人ノ一族ブリットン人ノ住處ナリシ
 ガシーサーノ征スル所トナリテ羅馬ニ附庸タリ紀元後五世紀ニ至リ
 アングロ、サクソン人來侵シテ國中分裂シ争亂相次ギ九世紀ノ初ニ至
 リエセツクス王エグバート僅ニ之ヲ統一セリ孫アルフレッド大王明

主ニシテデイン人ヲ敗リ國以テ安寧ニ赴ケリ千十七年ニ至リデイン人再入シテ國ヲ領シ千六十年ニ至リテハ佛ノ北部ナルノーマンデイ侯ウイリアム入寇シテ全國爲ニ征服セラレアンダロ、サクソン人ノ如キハ驅使ニ充テラル、ノミ而シテ此新舊二族間常ニ爭亂ヲ生シ十三世紀ノ初ニ至リ漸ク相和スルニ赴ケリ時ニシヨン王愚ニシテ内訌ヲ生シ外領ヲ失フ貴族即王ヲ促シテ大憲章ヲ定メ以テ大ニ王權ヲ殺ギ立憲政ノ基ヲ開ケリ是レ即チ千二百十五年ナリトスヘンリー三世嗣立スルニ及テ各區ヨリ二名ノ議員ヲ出スコトナシ以テ從來ノ貴族及僧侶院ヲ改良セリ是レ人民一般ノ參政權ヲ得タル初ニシテ其後議院ヲ分チテ上院下院ノ二トナセリ

ウイリアム以來英王ノ佛領廣大ナルヲ以テ兩國常ニ不和ナリシガ千三百廿八年ニ至リ英王エトワードハ佛國先帝ノ甥ナルヲ以テ佛王タルベシト要メ佛國ニ攻入セリ戰爭相ツギ延イテ十五世ノ半バニ至ル

之レチ百年戰爭ト云フポアツ(千三百五十六年)及アザングール(千四百十五年)ノ二戰尤名アリ前者ニ於テハ英軍大勝佛王シヨン囚ヘラレ後三年ブリツチニ一ノ條約ニ於テ佛ハ土地ノ幾分ヲ英ニ與ヘ英ハ佛ノ王位ヲ爭ハザルコト決シシヨンハ償金ヲ納レテ歸國セリ然ルニ佛王ハ條約ヲ破リテ二國再ビ爭ヒ英兵大ニアザングールニ勝テリ後和シテ再ビ戰フニ至リタルニ此トキ佛國內ニ英黨起リ佛兵爲ニ大ニ敗レ只ナルレアンノ一孤城ヲ存スルニ至リシガ義女アンダロク出デ、ヨリ佛兵連勝英ノ佛領ハ只ニカレノミトナリ百年戰爭全ク止ムニ至レリ其結果タル英ニ在テハノーマン人ノアザンダロ、サクソント結綴スルノ深キニ赴キ佛ニ在テハ國勢益張ルヲ致セリ

第三章 西班牙及サラセン王國

ゴス人ノ一族ビシゴス西班牙ニ入り王國ヲ創メシモ八世紀ニ入り回

々教徒ノ亡ボス處トナレリ是ヨリ先キ五百七十二年亞刺比亞ニマホ
 メット生レ回々教ヲ創始セリ教徒武力ヲ以テ布教攻伐シ亞細亞亞弗
 利加ノ各部ヲ服シ政廳ヲ設ケ東羅馬ヲ取ラントセルモ成ラズ爲ニ西
 班牙ヨリ歐洲ニ入ラントスルノ方策ヲ講ゼルナリ今ヤ西班牙ハ其下
 ニ在リ學術大ニ進ミ實ニ歐洲ノ師國タルニ至タリ降テ十一世紀ニ及
 ビムーア人ニ亡ボサレタリ爾後國中亂レテ三トナリ千五百四十一年
 アラゴンノ女侯イサベラカスタイル侯フアーヂナンドト婚シ初メテ
 全國ヲ統一シムールヲ逐ヘリ而シテサラセン王國即回々教徒ノ攻取
 セル版圖ハ十一二世ニ於テ土耳其人ノ併呑スル處トナレリ

第四章 十字軍

十字軍ハ千九十六年ヨリ千二百七十年ニ至リ前後大小八回ニ及ベリ
 其源因タル土耳其人ノ聖地ゼルサレム附近ヲ奪取シ大ニ參詣者ヲ苦

ムルニ在リピーター、セ、ハーミットナルモノ實況ヲ歐洲諸國ニ巡説セ
 ルニ奮テ出軍スル者甚ダ多ク皆十字ノ記號ヲ肩ニシ英佛曼ノ諸王モ
 助勢シ一時ハ聖地ヲ回復セシガ遂ニ再ビ土耳其人ノ手裡ニ歸セリ然
 レモ此永年月間ノ交通ヨリ大ニ歐洲ノ協同心ヲ増シ封建制ヲ滅ボシ、
 義士制ヲ善進シ深ク東洋ヲ惡ムノ念ヲ去リ其風土物産ヲ悉知シ商業
 漸盛ニ海市以テ富ムノ好果ヲ生ゼリ

第五章 中世ノ文明

古代諸國ノ文明悉ク羅馬ニ注入シ今ヤ西羅馬破滅シテ天下騷擾暗黒
 ニ陥レリ故ニ紀元后五世紀ヨリ十一世迄ヲ暗世ト稱シ社會ノ事物一
 モ踪跡スベカク僅ニ暗世ヲ終レバ曙光漸ク生シ羅馬文明ノ分流歐
 洲各國ニ現出スルニ至レリ
 西羅馬亡ビテ羅馬ノ僧正ハ最貴ノ人トナリ之ヲ法王ト呼ベリ爾後シ

ヤーレマン等ヨリ領地ヲ得勢權漸ク進ミ王權ト頡頏スルニ至レリ千七十三年グレゴリー七世法王トナリ益法王ノ權ヲ強メ曼帝ヘンリー四世ノ如キハ破門ノ罪ヲ謝センガ爲ニ嚴冬ニ際シ單衣裸跣戶外ニ佇スル三日ナリシガ如ク王權遂ニ法王ノ權下ニ降リテ諸國皆之レニ臣事スルニ至リ爾來如斯中世ノ末期ニ及ベリ

封建制度ハ日耳曼族ニ萌シ之ヲ歐洲ニ導キタルハフランシス人ナリ王及自由民ノ領地ヲ私有地ト稱シ忠誠ト從軍ノ約ヲ以テ臣下ニ分與シタルモノヲ采邑ト云ヒ君主ハ常ニ小侯ヲ守レリ此制度ハシヤールマン帝國分裂以後ニ發達シ十五世紀ノ終ニ至テハ全ク其影ヲ失フニ至ル其源因トスル處火藥出テ、戰法變シ、市都盛ニシテ貴族抑ヘラレ、文振ヒテ武衰ヘ、王權盛ニ諸侯衰ヘ、十字軍ノ爲メニ諸侯ノ產ヲ破ル者多カリシニ在リ

名譽ト婦人ヲ崇ムル日耳曼人ノ特質ヨリ亂世ニ際シ婦女老幼ヲ保護

スルナイト義士ノ巡廻アルヲ致シ其團體數多ナリキ王侯ハ皆蠻ヲ設テ臣下ノ子弟ニ武術禮節ヲ授ケ十四年間ヲ經二十一歳ニ至リ諸徳ヲ誓ハシメテ義士トナセリ此義士制度タル火藥ノ發明ニ壓セラレテ消去セリ而シテ其社會ヲ害セルアリト雖一般ニ利益ヲ與ヘタルヲ多シ

十一世紀ニ至リ商工又盛ニ各市同盟シテ諸侯ニ對拒スルノ策ヲ講シハンス及ロンバード同盟ノ如キハ各七八十都ノ連合ナリキ

暗世間學問ヲ維持繼續スルハ僧侶ノ功ナリ其后十三世紀ニ至リ荒誕ノ學漸ク化シテ實地的ノ理化學トナリベロコン等出テ且ツ回々教徒ノ西班牙ニ於ケル教育亦大ニ歐洲文明ヲ助ケタリ十四世紀ニ至リ製紙印刷ノ術相駢ビテ發明セラル書籍ノ安價漸ク人智ヲ鼓舞セリ

第三編 近世史

第一章 國力平均ノ爭

封建制斃レテ諸侯ノ力弱ク僧侶ハ今ヤ却テ王者ニ與ミシテ人民ニ當リ且ツ人ノ之レニ注意スルナカリシヲ以テ王國勃興シ佛ハ俄ニ強ク英ハ千四百五十五年ヨリ六年間薔薇戰爭相ツギヨリ及ランカスタ
 一 二家王位ヲ爭ヒ貴族ノ大半爲ニ斃レヘンリー七世チウトル家ヨリ即位シテ王權益熾ニ西班牙ハ一統シ且ツ埃國ト婚シフアードナンド
 ノ孫チャールレス五世日耳曼帝トナリ西班牙日耳曼地中海諸島及米國ノ廣地ヲ領セリスノ如ク中央集權盛大トナリ今ヤ各國相爭フニ至レリ佛王フランシス一世及英王ヘンリー八世共ニ曼帝ヲ嫉ミ國力ノ平均ヲ保タシガ爲ニ之ト爭ヒ戰亂永ク續キ佛王囚虜トナルニ至レルモ曼帝ノ明賢尙内諸侯ノ反逆ト外佛國ノ攻寇ニ對スル能ハズ遂ニ退位シ是ニ於テ西班牙日耳曼再ビ二國ニ分裂セリ

第二章 宗教革命

羅馬法王ハ上帝ニ代ルノ名ヲ以テ大權ヲ弄シ僧侶亦德ヲ敗リ領地ニ重稅ヲ課シ降テ十二三世紀ニ至リ英佛ハ漸ク僧侶ノ所行ヲ非認セリ十六世紀ノ始トナリ法王レオ十世財ヲ募ランガ爲メニ對天謝罪狀ヲ賣弘ムルニ當リ千五百十七年ウツテンブルヒ大學神學教授ルーサー之ヲ反駁シ其行爲ノ聖典ヲ汚スモノナルヲ公言シ法王ノ破門ニ逢フモ屈セズチャールス五世ノ叱止ヲ受クルモ從ハズサキノ一侯等ヲシテ漸次己レノ新教ニ化セシメ以テ法王ノ專權ニ抗セリ三十年戰爭爲メニ生シ遂ニ英獨瑞西ノ如キ日耳曼族ハ新教ヲ奉シ佛人ノ如キラ
 チン族ハ尙舊教ヲ墨守セルノ姿ヲ現出スルニ至レリ

第三章 三十年戰爭

此戰爭ハ千六百十八年ヨリ千六百四十八年ニ達セリ先ニチャールス五世位ヲ辭シテ日耳曼ノ諸侯各獨立シ新舊兩教國相爭ヒ爾後數世ヲ

經フアヂナンド二世帝位ニ上リ新教諸侯ヲ攻メ諸侯ハ援テ新教徒瑞典王ガスターピアスニ求メタリ王即チ英佛ニ援テ得テ日耳曼ニ入り大勝ヲ得新教徒ノ地ヲ復セリ王死シ諸雄侯其事ヲ繼承セルヲ以テ皇帝ハ遂ニ千六百四十八年ウエストフハリヤノ條約ヲ以テ和議ヲ成シ此レニヨリテ新教徒ハ大ニ益シ瑞西和蘭ハ獨立ヲ認承セラレ佛及瑞典ノ領地廣マルヲ致セリト雖モ日耳曼ハ蹂躪ノ中心トナリ國力疲弊シ永年月ヲ以テ初メテ回復セリ

第四章 英吉利

英王ヘンリー七世ノ子全八世暴恣ニシテ皇后ノ變更繁ク爲ニ法王ト爭ヒ耶蘇教徒ヲ苦メタリト雖モ輕租ヨク治ヲ致セリ皇女エサベラ、チウドル家最終ノ王トシテ嗣立シ新教ヲ國教トセリ是ヲ以テ舊教國西班牙ハ英ヲ攻メタレモ海戰ニ大敗シ西班牙ノ權勢日ニ衰ヘ英國日ニ

盛ニシテ商工ヲ擴メ詩傑セキスヒアー等モ出テ加之武光四方ニ輝キ諸國ノ新教徒亦爲ニ力ヲ得ルニ至レリ千六百〇一年スチユワード家ノゼームス一世立チ王權ヲ振ハントシテ人民ト爭ヒ其子チャールス一世ニ至リ恣ニ課税シ人民ヲ錮囚セシヲ以テ國會并ニ人民ハ之ヲ爭ヒ千六百廿八年迫リテ新憲法ヲ増設セシメタリ即チ權利ノ請願是レナリ王ハ再ビ之ヲ破リ再ビ人民ト爭ヒ千六百四十二年ニ至リ遂ニ大破綻トナリ王ハ貴族僧侶ト結ビテ國會及人民ニ當リ六年間互ニ爭フヲ致セリ新教徒オリヴァー、クロンウエル民黨ニ長トシ剛毅ヨク敵ヲ敗リ王黨ヲナスピーニ挫キ蘇國ニ逃レタルチャールスヲ得テ千六百四十九年之ヲ死刑ニ處シ爾後十一年自ラ政權ヲ左右シヨク國威ヲ張レリ其子不肖ニシテ國內再ビ亂レ遂ニ前王ノ子ヲ迎ヘテ即位セシメ之ヲチャールス二世トス王優柔ニシテ人ノ嗤笑スル處トナル現時奢侈日ニ累ナリ德義地ヲ拂ヒ投票ノ賣買蓋シ此時ニ生ゼリゼームス二

世立テ舊教ヲ國教ニセントシ人民即チ其義子ウイリアム三世ヲ立テ
 新憲章ヲ定メ純然タル立憲國トナセリ千七百二年其義妹アン即位セ
 リ是即チスチュアード家ノ末王ニシテ次デハノーバ家セームス一世
 ノ曾孫ジョージ一世其子二世嗣立シ宰相ピット之ヲ輔ケヨク英國ヲ
 シテ其強歐洲ニ寇クラシメタリ千七百六十年ジョージ三世嗣立シ米
 國殖民地ヲ失ヒ尋テクライブヘスチングノ輩ヲ用ヰテ印度ヲ奪取シ
 先ノピットノ第二子大ピット及フナツクスヨク政ヲ輔佐セリ
 英國ハ當時佛ニ敵シ兵亂相ツゲリ千八百二十年ジョージ三世嗣立シ
 テ舊教徒ノ位地ヲ高メテ新教徒ト同シカラシメ次王ウイリアム大ニ
 撰擧法ヲ改メ奴隸ヲ廢セリ千八百卅七年ヴィクトリア女王即位シテ輸
 入税ノ一部ヲ廢シ千八百五十年クリミア戰爭ニ於テ佛ト共ニ土耳其
 ヲ助ケ其領地ヲ奪ヘルノ魯西亞ト戰ヒテ和セリ今ヤ英國ハ地ヲ各所
 ニ有シ英國實ニ日没ヲ知ラズト呼稱セラレ福利繁榮大ニ増進セリ

第五章 佛蘭西

佛ニ於テモ宗教革命家出テ内訌相ツギチヤイレヌ九世暗愚ナルガ爲
 ニ太后カザリン及弟ヘンリー政ヲ專ニシ王ハ新教徒ニ與シテ二人ヲ
 黜ケントセリ是ニ於テ太后ハ千五百七十二年八月廿三日ノ夜巴理ノ
 新教徒ヲ襲殺ス之レヲセントハローミューノ殺戮ト云フ延ヒテ全
 國ノ新教徒ニ及ビ戰爭相ツギ千六百十八年ヘンリー四世即位シ宗教
 ナ自由ニシ工商ヲ興シ内訌定マルヲ致セリ然レモルイ十三世嗣立シ
 太后政ヲ攝シ國又亂ルリセリユ一攝政二十年果決ヲ主トシ貴族ヲ抑
 へ爭亂ヲ鎮シ三十年戰爭ニ關係シテ埃ヲ屈シ國威ヲ張レリルイ十四
 世位ニツキウエストフハリアノ條約ニテ日耳曼ノ諸地ヲ得尙満足セ
 ズ和蘭西班牙ヲ伐チ以テ歐洲聯合軍ニ敵シ數十年ノ戰爭ヲ經遂ニ佛
 國ノ位地ヲ高メ外諸邦ニ雄視シ内學事工商ヲ盛ニシ風俗ヲ華美ナラ

シメ以テ極盛ノ黄金時代ニ達シタリ然レモ奢侈敗德至ル處ニ其跡ヲ止メルイ十五世十六世相ツギシガ國勢日ニ弱ク租稅月ニ重ク徒ニル一サーノ激説ヲ耳ニシ米國ノ獨立ヲ見テ羨然タリキ佛ハ千六百十四年來國會ヲ停メ人民ハ專制ノ下ニ在リ千七百八十九年財政困窮ノ極之ヲ民ニ募リ尋テ民會起リテ王貴族及僧侶ノ特權ヲ奪ヒ宗教政治ノ二者ヲ自由ニシ舊制ハ悉ク之ヲ廢セリ王ノ處置又宜ヲ失シ巴理ノ賤民牢獄ヲ毀チ王宮ヲ襲ヒ逃走セルノルイヲ捕ヘ千七百九十一年民會ヲ解キ立法會ヲ設ケ九十三年遂ニ王ヲ死刑ニ處シ尋テダントンロベスピール、マラー輩出シテ權ヲ弄シ人ヲ刑殺スルヲ日ニ七十人以上ニ及ベリ三人亦戮セラレ立法會ヲ解キテ議政會ヲ起シ尋テ千七百九十五年之ヲ廢シテ貴族衆議ノ二院ヲ設ケ執政官五人ヲ撰出シテ政ヲ管セシメ是ニ於テカ佛國ノ革命先ツ一小段落ヲナセリ各國諸邦ハ以上ノ大革命ヲ恐レ其共和政ヲ破ランガ爲ニ佛ヲ攻メ爭亂又起レリト雖

佛兵常ニ勝利ヲ得尋テ奈破翁ノ出ヅルニ及テ大ニ列國ヲ寒心セシメタリ奈破翁ハ千七百六十九年コルシカニ生レ十七才ニシテ砲兵少尉トナリ大功ヲ奏スルコト多ク千七百九十九年埃及ノ遠征ヨリ歸リ執政官ノ不人望ニ乘ジ自ラ管領トナリ尋テ皇帝ト稱シ歐洲之レヲ攻ムルモ勝ツ能ハズ實ニ駸々タル勢ニシテ四隣ノ君主ハ皆其親姻又ハ部下ヲ以テ之レニ充テタリ英國ハ海軍ヲ恃ミテ敢テ降ラザルヲ以テ之ヲ征シ却テチルソノ爲ニ敗ラレ遂ニ歐洲大陸ヲシテ英ト交易スル勿ラシメタリ千八百十二年魯國之ニ違フヲ以テ出征シ蒙士科ニ入りシモ都市其燒ク處トナリ食糧ナク止ムヲ得ズ退歸スルノ際大ニ魯兵ノ爲メニ敗ラレ奈破翁身ヲ以テ逃レタリ列國即巴理ニ集リ奈破翁ヲエルハ島ニ流シルイ十六世ノ弟十八世ヲ立テシモ後十日ニシテ奈破翁逃歸シテルイ十八世ニ代リシカハ列國之ヲ攻メ千八百十五年六月十八日奈破翁ハウエリントンノ英普合同軍ト白耳義ノウヲトルロ

ニ戰テ大敗シセントヘレナノ孤島ニ流死スルニ至レリ
ルイ復祚シ千八百廿四年チャールズ十世嗣ギ暴恣ノ極廢セラレ從弟
フイリツプ立テリ又壓制ナリシヲ以テ府民ノ抗スル處トナリ英國ニ
奔ル佛人即再ビ共和政ヲ組織シ奈破翁ノ甥ルイナボレヲシテ大頭領
トセシモルイ伯父ノ爲ス處ニ倣ヒ國會ヲ解散シ奈破翁三世皇帝ト稱
セリ英ト共ニ魯ニ當リサアザニアヲ助ケテ埃ニ勝テ次ニ普國ノ強盛
ヲ羨ミ千八百七十年之ト戰テ大敗シ身擒トナリ即二州及五十億法^{フラン}ナ
與ヘテ和シ新ニ共和政ヲ組織セリ然レモ佛人ノ浮躁内閣ノ更迭實ニ
繁シ

第六章 諸國ノ振起

和蘭^{ネーデルラント}ハチャールズ五世ニ屬シ千五百五十六年西班牙王フイリツプニ
歸セリ人民商工ニ秀テ、大ニ富ミ自由ヲ愛シ新教ヲ奉ゼルヲ以テ爲

ニフイリツプノ苦ムル處トナリ慷慨奮起遂ニ之ニ抗シオレンシ侯ウ
イリアム父子之ガ首領トナリ百難ヲ忍ビ千六百九年王ヲシテ休戰ヲ
求メシメ遂ニ和蘭共和國ヲ組織シ富榮及海軍歐洲ニ冠タルニ至レリ、
普魯西ノ初王ハ千七百一年即位ノブランデンブルヒ侯フレデリック
ニシテ其子亦儉勤尙武ヲ主トシ大王フレデリック襲ギテ大ニ盛熾ヲ
致セリ千七百四十一年第一シレシア戰爭ヲ以テシレシアヲ埃ニ得千
五百五十六年埃佛魯波蘭及サシソニ相謀テ普ヲ分割セントスルニ
際シ僅ニ英ノ援助ヲ以テ七年戰爭ヲ經遂ニ名譽アル條約ヲ結ヒ爾后
歐洲強國ノ一トナレリ大王ヨク善後策ヲ講シ國勢日ニ隆盛ニ赴ケリ、
魯西亞ノ國ヲ建テタルヤ九世紀ニ在リ爾後殊ニ十三世紀ニ於テ匈奴
ノ酋長ゲンギス干ノ零取スル處トナリ二世紀間其下ニ屬シ十六世紀
ノ半バニ至リイヴァンヴアシロボツツ遂ニ國ヲ回復シ大ニ東羅馬ノ
文明ヲ輸入シテ自ラ皇帝トナレリ後數百年ビーター大帝即位シ資才

明智ヨク大勢ヲ察シ自ラ外國ニ勞苦シテ海軍航海ノ術ヲ興シ文事并
 商業ヲ勵マシ土耳其瑞典ト戰テ勝テ國土海邊ニ達シ後四十年女王カ
 ザリン二世ニ至リ土耳其人ヲ追ヒ普埃兩國ト波蘭ヲ分割シ今ヤ歐洲
 中巍然トシテ頭角ヲアラハスニ至レリ。

瑞典王チャールス十二世ハガスタビアス即所謂北海ノ獅子ノ孫ニシ
 テ千六百九十七年十五才ニテ即位セリピトター大帝密ニ噠馬克波蘭
 ト謀リ瑞典ヲ分割セントスルヲ知リ先ツ己ヨリ發シテ噠馬克及波蘭
 ヲ破リ進テ魯國ヲ攻メ大帝ノ和ヲ請フヲ許サバリシガ遂ニ其敗ル處
 トナリ后興衰アリテ千七百十八年諾威ニ死セリ

以太利ハ埃王ノ下ニ在リ後分裂シテ互ニ相爭ヒカイギニア王ヴィク
 トルエンマヌエル遂ニ之ヲ統一シ大宰名將ヲ得テ獨立ヲ遂ゲ千八百
 六十年國會ノ決議ヲ以テ自ラ以太利王トナリ爾後強國ノ一ニ加レリ、
 日耳曼ハ埃王ノ下ニ帝國ノ名ヲ存セルモ奈破翁ノ爲ニ分裂セラレシ

ガ其敗流ノ后ハ諸小邦相同盟シテ曼帝ヲ再興セントセリ千八百六十
 一年普王ウイールム一世即位ノ時ハ普埃ノ軌轢甚ダシク六十六年
 相戰ヒ普ハ以太利ノ援ヲ得遂ニ埃ヲシテ和ヲ請ハシメ之ヲ日耳曼聯
 邦外ニ出シ埃ハ即チ匈加利等ト結ビテ埃太匈加利帝國ヲ建テタリ亞テ
 メーン河北ノ諸邦普ヲ以テ盟主トシ普佛戰爭ニ勝ツニ及ンテ南部モ
 一致シウイールム一世ヲ以テ帝トセリ宰相ビスマーク與テカアリ、
 米國ハ千四百九十二年發見セラレテヨリ歐洲諸國競テ之ヲ畧取セリ
 然ルニ太平洋岸ニ殖民セル英ノ十三洲ハ重税ノ事ヨリ本國ニ抗シ遂
 ニ千七百七十五年反旗ヲ翻シ百難ヲ凌キテ互ニ相戰ヒ千七百八十二
 年終ニ獨立ノ認承ヲ受ケ憲法ヲ定メ合衆國ヲ創始シ華盛頓ヲ大統領
 トナセリ次テ墨西哥、伯露、智利、巴西等各獨立セリ

合衆國ニ於テ歷代ノ大統領力ヲ民事ニ注ギ今ヤ三十七洲ニ増加セリ
 然ルニ其南部諸邦ハ農事盛ニシテ奴隸ヲ使役スルコト多ク北部ハ全ク

之ニ反シ工商ヲ事トセリ爲ニ兩部説ヲ異ニシテ相争ヒ千八百六十年
 北部ノリンコロン大統領トナリ奴隸ヲ排斥スルニ及ンテ南部十一洲
 分立シテ互ニ相戦ヒシガ五年ヲ經テ平定シ奴隸全廢ノ結果ヲ結ベリ
 一時ハ國爲ニ疲弊セルモ土地、鑛山ノ天富ヨリ直ニ之ヲ回復シ今ヤ殷
 富其比ヲ天下ニ見ザルニ至レリ

第七章 近世ノ文明

十六世紀ニ於テ海上發見ノ大事アリ葡萄牙人ノ航路ヲ延バシテ印度洋
 ニ達スルアリセノア人コロンブスノ學理上ヨリ推考シ世嘲ヲ顧ミズ
 西班牙ノ女王イサベラノ扶助ヲ得テ遂ニ米國二大洲ヲ發見セルアリ
 次テ航海交易殖民等隆盛ニ赴ケリ其他學事上新思想ヲ來シ美術工ア
 ソセロ、ラフェール著述者セクスピア、スペンサー科學者コーパニカス、
 ガレリチノ輩出アルヲ致セリ

十七世紀ハ學問上大ニ進歩シ哲學家ベークン、スピノサ理學家ケブレ
 ル、ニユートン及著述家モリエル、ミルトン等出テタリ
 十八世紀ハ形而上ノ學術并ニ諸技共ニ進歩シ滑稽諷刺ニ富ムノ著述
 者アザソン、ジョソソ、グナルテヤ哲學者カント、ベンサム日耳曼文學
 家シルレル、ゲーテ經濟學者アダムスミス蒸氣應用發明者シエームス
 ヲット出テ其他音樂、圖畫、理化學、紡績事業等大ニ進歩セリ
 十九世紀ニ至リ蒸氣船出テ電信電話生シ蓄音器亦發明セラレ、ニ至
 レリ

漢文

第一章 總論及支那文學史略

支那文學ノ吾人ニ必要ナルハ恰モ歐米諸家ノ希臘羅甸語ニ於ケルガ如シ古今ニ通シテ我國語ヲ表示スルハ一ニ皆支那文字ニヨリ假名亦爲ニ生ズルニ至レリ支那文ハ通常漢文ト稱シ其最古ニシテ書經ニ載スル皐陶謨甘誓等ノ四篇ノ如キハ實ニ四千年以前ノ者ナリ降テ周ノ世ニ至レバ文物實ニ燦閃トシテ諸家ノ著書亦多ク太公望ノ六韜アリ同時代ニ鬻熊ノ鬻熊子アリ晚世ニ於テ孔子老聃ノ輩出アリ延ヒテ春秋戰國時代ノ前後ニ及ベバ孟子荀子莊子列子墨子管子商鞅韓非子ノ徒輩出シテ儒學政法ノ技ヲ戰ハシ巧辯家ニ公孫龍及蘇張ノ輩出アリ兵家ニ吳孫ノ二家アリ詩賦ニ屈平宋玉アリ百家各辨ヲ弄シ技ヲ戰ハシ漢文學最銳ノ時代ヲ成セリ漢ニ入テハ司馬遷班固ノ輩出テ尋テ麗

美無氣ノ四六文ヲ生シ文事日ニ頽レタリシモ唐ニ至リ韓退之大ニ之ヲ挽回シ白居易亦詩賦ヲ興シ宋ニ入リテ歐陽修蘇東坡ノ輩出テ、益々之ヲ發揮セリ元朝再ビ文學ヲ衰ヘシメタリト雖モ明ノ世ニ至リテ之ヲ回復シ以テ當時ノ清ニ及ベリ

第二章 漢文ノ種類及漢字

漢文ノ種類ハ散文四六文韻文及時文ノ四ニシテ其細別實ニ數多ナリト雖モ要スルニ記事論說及通俗ノ三體タルニ過キザルナリ漢文ヲ組成スル處ノ文字ハ其起淵遙カニ堯舜以前ニ在リ物體ヲ模倣シテ文字ヲ作り漸變シテ今日ノ形狀ニ至レルモノヲ象形ト稱シ日月山水等之ニ屬シ其數六百餘アリ又物體ノ模畫シ難キモノハ譜號ヲ以テ之ヲ示シ一、二、三、…上下左右ノ類凡一百之ニ屬ス而シテ二字ヲ合シテ其意ヲ併セ取ルヲ會意ト稱シ凡ソ七百アリ日ト月トヲ合シテ明ト